

公告第甲－１３３号

令和８年１０月７日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部長 杉山 裕一

公 告

下記により「**民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）**」（以下「本事業」という。）の入札を実施するので、**入札及び契約心得**（平成２７年防衛装備庁公示第１号）を熟知の上、参加されたい。

記

１ 入札方式

一般競争入札（総合評価落札方式）

２ 入札及び開札日時

（１）入札日時

令和８年１２月１７日（木）１４時３０分

（２）開札日時

令和９年２月１０日（水）１４時３０分

３ 入札及び開札場所

防衛装備庁第３入札室（Ｄ棟４階）

４ 競争参加資格

「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船） 実施方針」（令和８年６月１１日）（以下「**実施方針**」という。）第２ ３ による。

５ 入札方法

落札の決定は総合評価落札方式をもって行うので、

- （１） 業務要求水準書及び事業者選定基準を踏まえた事業提案を期限までに提出しなければならない。
- （２） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１００／１１０に相当する金額を入札書に記載すること。

６ 保証金

入札保証金……免除する。

契約保証金……本事業契約の締結日から本事業船舶の運航開始日の前日までを期間として、本事業契約の保証を求める。細部は、**実施方針** 第３ ２（１）による。

7 保証金の処分

契約保証金は、契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。

8 保証金納付の免除

6 の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだときは、契約保証金を免除する。

9 入札の無効

4 の参加資格のない者のした入札又は別紙の2（4）各号に該当する入札は無効とする。

10 契約書作成の必要の有無

有

11 適用する契約条項

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）特別契約条項

暴力団排除に関する特約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

12 入札に付する事項

調達要求番号	品名（事業名）	規格	数量	納入場所	納期（事業期間）	摘要
7-08-2006-028A-K-4001	民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）	業務要求水準書のとおり	1 式	統合幕僚監部	契約締結日 ～R19.12.31	

（1）説明会：無

（2）提出書類等：有

13 その他

（1）防衛装備品等調達システムの利用

本件は紙入札とする。「紙入札方式参加届」の提出は不要とする。

（2）端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

（3）その他

細部は別紙及び入札説明書による。

本書記載事項及び入札説明書等の詳細については、防衛装備庁調達事業部需品調達官付 PFI 班（問い合わせ先：03(3268)3111 内線 35555）に照会のこと。

関連文書：入札説明書

「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）実施方針」（令和8年6月11日）

添付書類：別紙

1 事業概要

(1) 事業内容

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、同法第7条に基づき特定事業として選定され、実施するものである

(2) 業務の概要

総合評価落札方式により選定された者（以下「落札者」という。）は、本事業の遂行のみを目的として、会社法（平成17年法律第86号）第25条に規定する株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者は落札者の提案に基づき、以下の業務ア～オを実施するものとする。

- ア 船舶調達業務
- イ 船舶維持管理業務
- ウ 船員雇用・養成業務
- エ 船舶運航業務
- オ 全般管理業務

2 入札手続き等

(1) 担当部局（提出書類等に関する照会窓口）

〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁調達事業部需品調達官付PFI班
電話 03-3268-3111（代表） 内線35555
メールアドレス procurement-pfi@atla.dss.mod.go.jp

(2) 競争参加資格の確認（第一次審査）

ア 第一次審査資料の提出

応募者は、本入札に参加することを表明し、**実施方針** 第2 3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、第一次審査資料（入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書をいう。）を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

イ 提出期限

令和8年10月23日（金）17時00分まで。

ウ 提出方法

（1）へ持参又は郵送するものとする。

（3）入札（入札書及び第二次審査資料の提出）

ア 入札日時（入札書及び第二次審査資料の提出日時）

令和8年12月17日（木）14時30分

イ 入札場所（入札書及び第二次審査資料の提出場所）

防衛装備庁第3入札室（D棟4階）

ウ 入札書の提出方法

入札書は、「**入札及び契約心得** 別記様式第3-4-1号」による。入札書の記入及び提出に当たっては、次の点に留意すること。

- ・品名は、公告本文の12に掲げる品名（事業名）とする。
- ・年月日は、入札書の提出年月日とする。
- ・代理人が入札する場合は、入札者の氏名と代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、委任状「**入札及び契約心得** 別記様式第3-4-3号」を入札書の提出時まで提出する。
- ・担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- ・入札書は、封筒に入れ封印し、かつその表紙に「氏名（法人の場合はその名称又は商号）」及び「令和9年2月10日開札、民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）の入札書在中」と記載し、提出するものとする。
- ・郵便、FAX、Emailその他の方法による入札書の提出は認めない。

エ 第二次審査資料の提出方法

第二次審査資料及びその電子データを収録したCD-R等を提出するものとする。

（4）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 第一次審査により競争参加資格を認められていない者のした入札

イ 第一次審査により競争参加資格を認められた者であっても、開札の時までに同資格を失った者、又は開札の時に同資格のない者のした入札

ウ 第二次審査により不合格の通知を受けた者のした入札

エ 入札参加表明書に記載された応募者の代表企業以外の者のした入札

オ その他**入札説明書**において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の選定

落札者の選定は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業提案をした者を選定する総合評価落札方式(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第2項、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第91条第2項)による。

3 その他

(1) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

この公告の公表時点において競争参加資格の認定を受けていない者であっても、当該競争参加資格の認定を受けることにより、第一次審査に参加することができる。

(2) その他

ア 細部は**入札説明書**による。

イ この公告は、本事業がPFI法第7条に基づき特定事業として選定されることを前提としたものである。客観的な評価の結果、本事業を特定事業として選定しないこととされ、防衛省ホームページ等において公表された場合は、この公告を取下げたものとする。

入 札 説 明 書

本事業に係る入札公告（以下「**入札公告**」という。）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付書類を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、**実施方針**並びに実施方針に関する質問・回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。

本入札説明書において使用する用語の意義は、**実施方針**及び**入札公告**において使用する用語の例により、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に関する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

本入札説明書の添付書類は、次のとおり。

- 別紙 1 実施方針抜粋
- 別紙 2 競争的対話の実施方法
- 資料－1 事業契約書（案）
- 資料－2 業務要求水準書
- 資料－3 様式集及び記載要領
- 資料－4 サービス対価の算定及び支払方法
- 資料－5 事業者選定基準
- 資料－6 基本協定書（案）
- 資料－7 業績等の監視及び改善要求措置要領
- 資料－8 民間収益事業の実施要領書

1 公告日

令和 8 年 1 0 月 7 日 公告番号第甲－1 3 3 号

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 防衛装備庁調達事業部長 杉山 裕一
東京都新宿区市谷本村町 5－1

3 事業概要

（1）事業名

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）

（2）入札の対象となる公共施設等の種類

実施方針 第 1 1（2）のとおり。

なお、**入札公告**及び本入札説明書において引用する**実施方針**の規定を、別紙 1 **実施方針抜粋**に示す。

（3）事業目的

実施方針 第 1 1（4）のとおり。

(4) 事業内容

入札公告 別紙 1 (2) ア～オに示す業務の細部は、**資料－1 事業契約書(案)** 及び **資料－2 業務要求水準書**による。

実施方針 第1 1 (5) エ なお書に示す民間収益事業の実施に係る細部は、**資料－8 民間収益事業の実施要領書**による。

(5) 本事業船舶及び本事業船員の要件等

資料－2 業務要求水準書 第1 5のとおり。

(6) 事業場所等

事業者は、**資料－2 業務要求水準書**に示す本事業船員の業務従事要件や本事業船舶の運航条件等を踏まえ、日常的に本事業船舶に係留する港湾等(以下「係留施設」という。)を確保すること。

係留施設の細部は、**資料－2 業務要求水準書** 第2 2 (2) イによる。

(7) 提供される業務の要求水準

資料－2 業務要求水準書 第2のとおり。

(8) 事業方式

実施方針 第1 1 (6)のとおり。

(9) 事業期間等

ア 事業期間

本事業の実施に係る契約(以下「事業契約」という。)の締結の日から令和19年12月31日まで。

なお、本事業船舶は令和10年1月1日から運航開始し、事業期間の終了まで運航する。

イ 事業期間終了時の措置

実施方針 第1 1 (11)のとおり。

ウ 事業スケジュール

令和8年10月7日

入札公告及び本入札説明書の公表

入札価格の基準金利公表(本入札説明書に記載)

令和8年10月14日

競争参加資格に関する質問書提出期限

令和8年10月19日

競争参加資格に関する質問回答公表

令和8年10月23日

第一次審査資料の提出期限

本入札説明書(競争参加資格に関するものを除く。)に関する質問書提出期限

令和8年11月6日

第一次審査結果の通知

本入札説明書(競争参加資格に関するものを除く。)に関する質問回答公表

令和8年11月12日

競争的対話に関する事前質問書提出期限

令和 8 年 11 月 20 日～12 月 9 日	競争的対話の実施
令和 8 年 12 月 17 日	入札（入札書及び第二次審査資料の提出）
令和 9 年 2 月 10 日	開札
（開札の結果、再度入札となった場合は以降の日程が変更になる場合がある。）	
令和 9 年 2 月	落札者の決定
令和 9 年 3 月	落札者との基本協定の締結
	事業者との事業契約の締結
令和 10 年 1 月 1 日	本事業船舶の運航開始
令和 19 年 12 月 31 日	本事業の終了

4 競争参加資格

実施方針 第 2 3 のとおり。

5 担当部局

入札公告 別紙 2（1）のとおり。

6 参考資料等の交付

資料－2 業務要求水準書において、応募者に示すとした参考資料等の交付を希望する者は、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す、参考資料等交付申請書を担当部局に提出すること。

交付された資料を、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

7 本入札説明書に関する質問

本入札説明書に関する質問（実施方針等に記載があつて、本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合は、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す、質問書を提出するものとする。

（1）提出期限

ア 競争参加資格に関する質問

令和 8 年 10 月 14 日（水）17 時 00 分まで

イ 本入札説明書（競争参加資格に関するものを除く。）に関する質問

令和 8 年 10 月 23 日（金）17 時 00 分まで

（2）提出方法

電子メールにより、5 に示す担当部局へ送付するものとする。

（3）回答公表日

ア 競争参加資格に関する質問への回答

令和 8 年 10 月 19 日（月）

イ 本入札説明書（競争参加資格に関するものを除く。）に関する質問への回答

令和 8 年 11 月 6 日（金）

なお、第二次審査資料作成にあたり応募者が早期に了知する必要があると判断される質問以外は、上記の公表日以降に回答を公表することがある。

(4) 回答方法

防衛省は、本入札説明書に関する質問及び質問に対する回答を、防衛省のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する（公平を期するため、質問を提出した者のみへの直接回答は行わない。）。

なお、質問の内容及び質問に対する回答が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問に対する回答等については、公表しない場合がある。

8 競争参加資格の確認（第一次審査）

- (1) 第一次審査資料の提出期限及び提出方法は、**入札公告** 別紙 2 (2) による。期限までにこれを提出しない者及び競争参加資格を認められなかった者は、本入札に参加することができない。
- (2) 第一次審査資料は、**資料－3 様式集及び記載要領**に従い作成するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認は、第一次審査資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年11月6日（金）までに書面で通知する。なお、提出された第一次審査資料に関し、契約担当官等は質問、追加資料の提出依頼等を行う場合があり、応募者は、これに応じなければならない。
- (4) 競争参加資格の確認後にやむを得ない事情が生じ、応募者の代表企業、構成員又は協力企業を入札書及び第二次審査資料の提出日までに変更しようとする者にあつては、防衛省の承諾を得て構成員等変更届及び変更に係る第一次審査資料を提出し、競争参加資格を認められた場合に限り、当該変更をすることができる。
- (5) 提出期限を過ぎて第一次審査資料を差し替え又は再提出することは、(3) なお書及び(4)に掲げる場合を除き、認めない。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、通知を受けてから1週間以内に書面（様式自由）を提出することにより、契約担当官等に対して理由の説明を求めることができる。
- (2) 契約担当官等は、(1) により説明を求められたときは、書面により回答する。

10 競争的対話の実施

防衛省は、競争参加資格を認められた応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、本事業に関する提案内容の要求水準の充足の該否について、質問書を事前に受領した上で、個別対面により質問回答を行う。

入札参加者は提案内容が要求水準を充足しているか否かの確認を主たる目的として有意義な対話が行えるよう質問を展開することに努めるものとし、原則として契約条件等に関する質問や意見は、7 に従うものとする。

細部は、**別紙2 競争的対話の実施方法**による。

11 入札（入札書及び第二次審査資料の提出）

入札の日時及び場所は、**入札公告 2（１）**及び**3（１）**のとおり。

入札参加者は、**入札公告 別紙 2（３）**及び以下に従い、入札書及び第二次審査資料を提出するものとする。期限までにこれを提出しない者は、本入札に参加することができない。

（１）入札書等

ア 入札方法

入札参加者は、**入札公告 5** 及び**資料－４ サービス対価の算定及び支払方法**を踏まえ、サービス対価の総額により入札価格を見積もるものとする。

イ 入札の辞退方法

入札参加者は、次により、入札を辞退することができる。

（ア）入札前にあつては、**資料－３ 様式集及び記載要領**に示す入札辞退届を、5 の担当部局に提出するものとする。

（イ）入札中にあつては、辞退の旨を記した入札書を、提出するものとする。

ウ 入札価格の算定に係る基準金利

資料－４ サービス対価の算定及び支払方法 第２ 3（１）イに示す、入札価格の算定にあたって防衛省が指定する「入札時基準金利」は、**表１**のとおりとする。

表１ 防衛省が指定する「入札時基準金利」

対象船舶	適用する金利の指標	入札時基準金利
7号船舶 8号船舶	令和8年9月16日の午前10時30分における東京スワップレート（T.S.R）として、表示される TONA ベース 10 年物（円／円）金利スワップレート	2.875%

（２）第二次審査資料

ア 第二次審査資料は、**資料－３ 様式集及び記載要領**に従い作成すること。

イ 第二次審査資料の取扱いは、次による。

（ア）著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他防衛省が必要と認めるときは、防衛省は第二次審査資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

（イ）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている技術やノウハウ等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

（ウ）資料の公表

防衛省は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、第二次審査資料の一部を公表することがある。

公表に際しては、入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公表されることにより、当該入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除く

ものとし、細部は防衛省と各入札参加者との間で協議する。

ウ 入札参加者は、複数の提案を行うことはできない。

12 開札

開札の日時及び場所は、**入札公告** 2 (2) 及び 3 (2) のとおり。

入札参加者又はその代理人は、**入札公告** 3 (2) に示す場所において、開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない防衛省職員を立ち合わせて開札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金……免除する。

契約保証金……本事業契約の締結日から本事業船舶の運航開始日の前日までを期間として、本事業契約の保証を求める。細部は、**実施方針** 第3 2 (1) による。

14 入札の無効

入札公告 9 のとおり。

15 落札者の選定方法

(1) 落札者の選定方式

入札公告 別紙 2 (5) のとおり。

(2) 落札者の選定体制

防衛省は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）に対し、入札参加者の事業提案に関する評価についての調査審議を依頼し、当該調査審議の結果を受けて、(1) により落札者を選定する。

有識者等委員会の構成員は、以下のとおり。

足立 慎一郎	(国立大学法人政策研究大学院大学 教授)
神崎 浩昭	(一番町綜合法律事務所 代表弁護士)
庄司 るり	(海上・港湾・航空技術研究所 理事長)
山崎 幸二	(三井住友海上火災保険株式会社 顧問)
金山 哲治	(統合幕僚監部後方計画部長) ※
宮崎 紀彦	(統合作戦司令部後方運用部長) ※
藤重 敦彦	(防衛装備庁装備政策部長) ※
杉山 裕一	(防衛装備庁調達事業部長) ※

※ 人事異動が生じた場合は、同一の官職に就いた後任者とする。

(3) 落札者の選定手順

防衛省は、以下の手順により落札者を選定する。

ア 第一次審査

第一次審査は、本事業に携わる者として応募者が適正な資格と能力を備えていることを

確認するものである。

防衛省は、応募者が提出した第一次審査資料について、不備の有無及び競争参加資格の有無を確認し、資料の不備がある者及び競争参加資格を認められない者を欠格とする。

第一次審査は、入札書及び第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、その結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

イ 入札

入札参加者は、入札書及び第二次審査資料をもって入札する。

ウ 第二次審査

第二次審査は、(1)により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、**資料－５ 事業者選定基準**に掲げる評価項目及び得点配分により、次のとおり評価する。

(ア) 防衛省は、資料の不備の有無を確認の上、入札参加者が策定した事業の提案内容が**資料－２ 業務要求水準書**に定める要求水準（基礎点項目）を全て充足しているか審査し、合格者には基礎点を付与する。要求水準（基礎点項目）が一項目でも充足しない場合は不合格とし、入札参加者に通知する。

(イ) 防衛省は、事業の提案内容が要求水準（基礎点項目）を充足した上で、更に防衛省が特に重視する項目（加算点項目）について、優れていると認められるものには、その程度に応じて加算点を付与する。

(ウ) 防衛省は、審査過程において、第二次審査資料を提出した入札参加者に問い合わせを行う場合がある。

エ 開札

入札書に不備がある場合、又は**入札公告 9**に該当する場合、当該入札は無効とする。

なお、開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、原則として同日に再度入札を行い、すべての入札参加者が辞退した場合は、再度公告する。

オ 総合評価

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、ウによって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

落札者となるべき者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、入札参加者またはその代理人がくじを引かないときは、これに代わって、入札事務に関係のない防衛省職員がくじを引き、落札者を決定する。

カ 結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、入札参加者に対して速やかに通知するとともに、事業契約の締結後、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

16 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後速やかに、分任支出負担行為担当官を相手方として、**資料－6 基本協定書（案）**により、基本協定を締結するものとする。

17 特別目的会社（事業者）の設立

16 に掲げる基本協定を締結した落札者は、速やかに会社法第 25 条に規定する株式会社を設立するものとする。

18 事業契約の締結

（1）事業契約書の作成

事業契約書は、**資料－1 事業契約書（案）**並びに落札者が提出した入札書及び第二次審査資料に基づいて作成するものとする。

事業契約書の契約代金内訳については、落札後ただちに予算の範囲内で協議するものとする。

事業契約書の作成に当たっては、軽微な事項を除き、**資料－1 事業契約書（案）**の規定、本入札説明書に示す事項及び落札者が提案した事項等を変更し、又はこれらと異なる特約を付すことはできない。

（2）事業契約の締結

落札者は、事業者をして、落札決定後 2 ヶ月以内（ただし、令和 9 年 3 月 31 日を限度とする。）に、事業契約を締結させなければならない。

19 手続における交渉の有無

無

20 支払条件

資料－4 サービス対価の算定及び支払方法のとおり。

21 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無

防衛省は、その所要に応じて、事業者との間で役務契約を締結する場合がある。

22 その他

（1）入札参加者は、**入札及び契約心得**（平成 27 年防衛装備庁公示第 1 号）及び本入札説明書を遵守すること。ただし、**入札及び契約心得**と本入札説明書で取扱いが異なる事項については、本入札説明書による。

（2）審査資料の作成、提出その他本入札への参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

一旦提出された入札書及び審査資料は、引替え、変更又は取消をすることができない。ただし、審査資料のうち防衛省が求める場合は除く。

（3）入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはできない。

- (4) 防衛省への提出資料に虚偽の記載をした応募者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 今後の他の事業等において、入札参加者の事業提案の内容が一般的に適用される状態になった場合には、防衛省は当該提案内容が無償で利用できるものとする。ただし、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、この限りでない。
- (6) 落札者の事業提案を防衛省が認めることにより、落札者の責任が軽減されるものではない。
- (7) 審査結果等の通知は、防衛装備庁調達事業部需品調達官から行う。

実施方針抜粋

「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船） 実施方針」（令和 8 年 6 月 1 1 日）（抄）

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

自衛隊の任務遂行に供する船舶（以下「本事業船舶」という。） 2 隻

(4) 事業目的

本事業は、令和 4 年度に策定された「防衛力整備計画」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日閣議決定）に基づき、自衛隊が島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送し、かつ、住民避難や災害時の対応に活用するため、必要な海上輸送力を補完する目的で、常時運航可能な民間船舶を確保することを事業の目的としている。

本事業においては、自衛隊が船舶を保有、管理及び運営することによる人的及び物的負担を考慮し、平素の段階から民間事業者の資金、経営能力及び船舶・海上輸送に関する分野における技術的見地を最大限活用することにより、効率的かつ効果的な海上輸送力の確保を目的として、P F I 契約方式を採用することとしている。

民間事業者には、当該分野で蓄積されたノウハウ等を活用し、本事業に係る業務をより効率的、効果的かつ安定的に遂行し、事業期間にわたって優れた V F M（Value for Money）を発揮することが期待される。

(6) 事業方式

事業者は自らの資金で本事業船舶を調達した後、事業期間中、本事業船舶の所有権を有し、事業終了後も防衛省には譲渡しない、いわゆる B O O（Build-Own-Operate）方式により実施する。

(11) 事業期間終了時等の措置

事業者は、本事業を終了する場合又は事業期間終了時において本事業船舶の残存価値が見込まれる場合、防衛省に残存価値分を支払うことを基本とし、当該残存価値の評価方法及び本事業船舶の取扱い等について防衛省と協議の上、決定するものとする。

防衛省は、本事業船舶のスクラップ処分の実施、第三者（一連の売買に係る最終的な取扱者を含む。この号において以下同じ。）への本事業船舶の譲渡等について、事業者と協議を行う。

本事業船舶のスクラップ処分等に当たっては実施場所等の条件を防衛省が指定する場合がある。事業者がスクラップ処分を実施した場合、事業者は、スクラップ処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を、防衛省に納付するものとする。

事業者は、本事業船舶を事業期間終了後に第三者に譲渡する場合、譲渡先、譲渡の価格及び譲渡対価（譲渡に係る経費及び手数料を差し引いた収益）の納付について防衛省と協議を実施

し、承諾を得るものとする。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3. 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、各業務を事業者から直接、受任又は請け負うことを予定する企業によって構成される。応募者のうち、事業者に出資を行い、かつ応募手続を行う企業を「代表企業」として定める。

なお、応募者は、代表企業のほか、必要に応じ「構成員」（応募者を構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。）及び「協力企業」（応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業をいう。以下同じ。）を加えて構成される。

イ 代表企業、構成員及び協力企業は、それぞれが各業務のうちいずれかの業務を実施するものとし、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、又は業務範囲を明確にした上で、各業務を複数の者で分担することも差し支えないが、各業務の全部又はその主たる部分を一括で再委託等してはならない。ただし、船舶調達業務において、改造業務の再委託を容認する。

ウ 事業者の株主は以下の要件を満たす日本国法人とする。

- (ア) 代表企業及び構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
- (イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- (ウ) 事業者の株主は、原則として事業期間等終了時点まで事業者の株式を保有することとし、防衛省の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

エ 応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、各業務のうち、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。

オ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、防衛省と協議するものとし、防衛省がその事情を検討の上認めた場合は、この限りでない。

カ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

キ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合は、この限りでない。

ク 上記キの「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(B)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

(A) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 応募者の参加資格要件

ア 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。

(ア) PFI法第9条に該当しない者であること。

(イ) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(ウ) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(エ) 3.(2)イからカまでにそれぞれ示す競争参加資格を有する者であること。また、当該資格の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項第3号から第5号までのいずれかに該当する者であること。

なお、当該要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、当該要件に該当することを証する書類等を、入札公告時に示す第一次審査資料とともに提出すること。

(オ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

(カ) 入札資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止中企業」という。）でないこと。

(キ) 指名停止中企業と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該指名停止中企業と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(ク) 防衛省が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー合同会社（同社の協力事務所である株式会社日本海洋科学及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所を含む。）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ケ) 2. (1)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

イ 代表企業の参加資格要件

代表企業は、以下の要件を満たすものとする。

令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 船舶調達業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5)各業務のうち、ア 船舶調達業務を実施する企業（以下「船舶調達企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない。）。

(イ) 本事業船舶に関する必要な技術的知見を有し、船舶の調達に係る品質、コスト、スケジュール等を適切に管理する能力を有していること。

(ウ) 本事業船舶と同等の船種及び規模の船舶を調達した実績を有すること。

エ 船舶維持管理業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5)各業務のうち、イ 船舶維持管理業務を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない。）。

オ 船員雇用・養成業務及び船舶運航業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5)各業務のうち、ウ 船員雇用・養成業務を実施する企業及び、エ 船舶運航業務を実施する企業（以下「船舶運航企業」という。）は以下の要件を満たすものとする。

令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない。）。

カ 全般管理業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5)各業務のうち、オ 全般管理業務を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。

令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない。）。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

2. 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

防衛省は、事業契約に基づいて事業者が実施する本業務の履行を確保するため、原則として、

次のアからウまでのいずれかの方法による事業契約の保証を求める。

ア 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第1項ただし書に基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供として債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

ウ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、防衛省が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本事業船舶に係る船舶整備費（ただし、特別目的会社関連経費（運営費用及び会計税務費用を含む。）及び資金調達関連経費を含まない。以下同じ。）に相当する額の10分の1以上とする。

事業者がウに掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、イに掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。

船舶整備費に変更があった場合には、保証の額が変更後の船舶整備費の10分の1に達するまで、防衛省は保証の額の増額を請求することができ、事業者は保証の額の減額を請求することができる。

競争的対話の実施方法

防衛省は、入札参加者を対象に、競争的対話を実施する。競争的対話においては、要求水準の充足の該否等に関する入札参加者からの事前質問を受領した上で、個別対面により質問回答を行う。

質問回答の内容は、本事業に係る入札条件としての効力を有するものとし、原則として事業契約締結後に公表する。

ただし、質問内容及び質問回答が、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問や、本事業における情報収集能力等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれがある回答等については、公表しない場合がある。

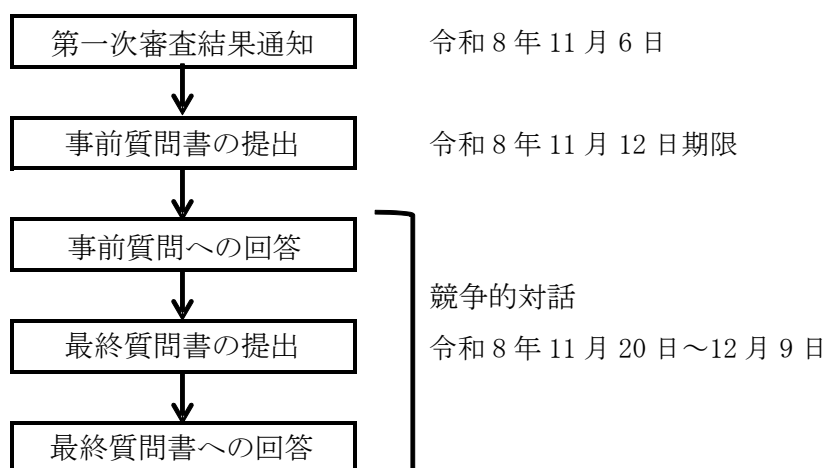
なお、質問回答の過程で、公平性の観点から全ての入札参加者に共通で示すべき条件が明らかとなった場合は、本入札説明書の修正、各入札参加者に対する補足説明等を行う。

1 目的

入札参加者が予定する事業提案の内容が、要求水準を充足しているか否かをあらかじめ確認することで、事業提案の内容が要求水準（基礎点項目）を充足せず不合格となる事態を避け、より良質な提案による競争環境の創出を図る。

2 実施手順

競争的対話の実施手順は、以下のとおりとする。細部は、第一次審査結果の通知後、入札参加者の代表企業に通知する。



3 実施方法

(1) 事前質問書及び出席者名簿の提出

防衛省は、要求水準の充足の確認等に関する事前質問を受け付ける。

入札参加者は、**資料－３ 様式集及び記載要領**に示す事前質問書及び出席者名簿を作成し、提出するものとする。

ア 提出期限

(ア) 事前質問書

令和８年１１月１２日（木）１７時００分まで

(イ) 出席者名簿

防衛省が別途通知する競争的対話の実施日の前日１７時００分まで

イ 提出方法

電子メールにより、本入札説明書の５に示す担当部局へ送付するものとする。

(２) 質問回答の実施

防衛省は、各入札参加者より提出された事前質問について、それぞれ個別対面により回答を行う。

質問回答の基本的な実施方法は、以下を予定している。詳細については、別途防衛省から入札参加者に対して連絡することがある。

ア 実施回数

入札参加者当たり１回とする。

イ 実施時間

入札参加者当たり２時間以内とする。

ウ 質問回答の内容

防衛省は、入札参加者が予定している事業提案の内容が要求水準を充足するものであるか否か等について回答する。また、各々の質問について、公表の可否を協議する。

エ 持参資料

入札参加者は、個別対面に際して、質問に係る参考資料を持参することができる。

オ 出席者

入札参加者は、代表企業、構成員、協力企業等のうちから、質問への回答を把握する担当者を出席させることができる。

(３) 最終質問書の受付

防衛省は、(２)における質問回答を踏まえた、要求水準の充足に関する最終質問を受け付け、これに回答する。最終質問書の提出方法は、事前質問書の場合に同じ。

民間船舶の運航・管理事業
(コンテナ船)

事業契約書
(案)

防衛省

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）に関する事業契約書

- 1 事業名 民間船舶の運航・管理事業（貨物船等）
- 2 調達要求番号 7-08-2006 -028A-K- 4001
品名・数量 民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船） 1 式
- 3 事業期間 契約締結日から令和 19 年 12 月 31 日まで
- 4 契約代金額 ￥ XX, XXX, XXX, XXX. –
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ X, XXX, XXX, XXX)
(ただし、その内訳金額は本契約別紙 1 「契約代金額の内訳」に記載
するところによる。)
- 5 契約保証金 本契約第 9 条に定めるとおり。

上記の事業について、分任支出負担行為担当官 防衛装備庁調達事業部長 XXXXX（以下「発注者」という。）と XXXXX（以下「事業者」という。）とは、別添の条項による公正な事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 XX 年 XX 月 XX 日

発注者 住 所 東京都新宿区市谷本村町 5-1
分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部長 XXXXX

事業者 住 所 XXXXX
商 号 XXXXX
代表者 XXXXX

[支出負担行為認証・登録年月日及び番号：令和 XX 年 XX 月 XX 日・第 XXXXX 号]

認証する。

支出負担行為認証官

防衛装備庁長官官房監察監査・評価官 XXXXX

目 次

前文 本契約の前提	1
第1章 総則	2
第1条（契約の目的）	2
第2条（用語の定義）	2
第3条（事業の趣旨の尊重及び遵守事項）	2
第4条（契約書類及び規定の適用関係）	2
第5条（秘密の保持）	3
第6条（共通事項）	3
第2章 本事業の実施に関する事項	4
第7条（契約の期間）	4
第8条（事業の概要）	4
第9条（契約の保証）	4
第10条（権利義務の譲渡等）	5
第11条（事業者の責任）	5
第12条（事業工程表）	5
第13条（本事業船舶及び成果物の著作権）	5
第14条（第三者の知的財産権等の侵害）	6
第15条（選定企業の使用等）	6
第16条（選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止）	7
第17条（各業務等における第三者の使用等）	7
第18条（使用人等に関する事業者の責任）	7
第19条（本事業の従事者）	7
第20条（監視職員）	7
第21条（事業者の総括代理人）	8
第22条（総括代理人等に関する措置請求）	8
第23条（業績等の監視及び改善要求措置）	9
第24条（事業者に対する支払）	9
第25条（遅延利息）	10
第26条（費用負担等）	10
第27条（租税公課の負担）	10
第28条（許認可等の取得等）	10
第29条（保険の付保等）	11
第30条（要求水準の変更）	11

第 31 条（要求水準の変更による措置）	12
第 32 条（損害賠償責任）	12
第 33 条（第三者に生じた損害）	13
第 34 条（法令等の変更等による措置）	13
第 35 条（不可抗力による措置）	14
第 36 条（中止による措置）	15
第 37 条（関係者協議会の設置）	15
第 38 条（周辺関係者等への対応）	15
第 39 条（環境対策）	16
第 3 章 本事業船舶の調達に関する事項	16
第 1 節 共通事項	16
第 40 条（本事業船舶の調達）	16
第 41 条（発注者による確認等）	16
第 42 条（業務計画管理）	16
第 2 節 本事業船舶の設計に関する事項	17
第 43 条（設計の実施及び管理）	17
第 44 条（基本設計書等の作成及び提出）	17
第 45 条（設計図書の変更）	17
第 3 節 本事業船舶の改造等に関する事項	18
第 46 条（本事業船舶の改造等）	18
第 47 条（本事業船舶の改造等の過程における報告及び検査）	18
第 48 条（本事業船舶の改造等完了時試験）	18
第 49 条（備品搭載、許認可等の取得及び登記の完了）	19
第 50 条（本事業船舶に係る業務完了通知書等の交付）	19
第 51 条（船舶調達業務に関する責任分担）	19
第 52 条（運航開始の遅延に伴う措置）	20
第 53 条（本事業船舶の所有）	20
第 4 章 船舶維持管理業務及び船員雇用・養成業務に関する事項	20
第 1 節 船舶維持管理業務	20
第 54 条（船舶維持管理業務の実施）	20
第 55 条（業務体制の整備）	21
第 56 条（本事業船舶の保守点検・修繕及び定期検査等）	21
第 57 条（船用品等及び係留施設の手配・確保）	22
第 58 条（船舶維持管理業務の報告）	22
第 59 条（船舶維持管理業務における第三者の使用等に係る措置）	22
第 60 条（船舶維持管理業務に関する責任分担）	23

第 61 条（船舶維持管理業務の終了）	23
第 2 節 船員雇用・養成業務	23
第 62 条（船員雇用・養成業務の実施）	23
第 63 条（雇用計画書及び雇用実績書）	24
第 64 条（本事業船員の養成）	24
第 65 条（船員雇用・養成業務の報告）	24
第 66 条（船員雇用・養成業務に関する責任分担）	25
第 67 条（船員雇用・養成業務の終了）	25
第 5 章 船舶運航業務に関する事項	25
第 1 節 共通事項	25
第 68 条（船舶運航業務の実施）	25
第 69 条（緊急時の措置）	25
第 70 条（船舶運航業務における第三者の使用等に係る措置）	26
第 71 条（船舶運航業務に関する責任分担）	26
第 72 条（船舶運航業務の終了）	27
第 2 節 船舶運航業務（通常時）	27
第 73 条（年度運航計画書）	27
第 74 条（出港までの船舶運航（通常時））	27
第 75 条（出港後、到着までの船舶運航（通常時））	28
第 76 条（到着後の船舶運航（通常時））	28
第 3 節 船舶運航業務（防衛出動等）	29
第 77 条（回航指示までの船舶運航（防衛出動等））	29
第 78 条（出動前の船舶の引渡（防衛出動等））	29
第 79 条（出動後の船舶の引渡し（防衛出動等））	30
第 4 節 船舶運航業務（緊急時）	30
第 80 条（船舶運航（緊急時））	30
第 5 節 輸送役務発注者の実施する業務	31
第 81 条（輸送役務発注者の実施する業務）	31
第 6 章 全般管理業務に関する事項	32
第 82 条（全般管理業務における第三者の使用等に係る措置）	32
第 83 条（全般管理業務に関する責任分担）	32
第 7 章 民間収益事業	32
第 84 条（民間収益事業）	32
第 8 章 サービス対価の支払に関する事項	32
第 85 条（サービス対価の支払）	32
第 86 条（サービス対価の改定）	34

第9章 船舶運航期間中の全損	34
第87条（本事業船舶の全損の回避）	34
第88条（全損の原因調査）	34
第89条（本事業船舶の全損時の措置）	34
第10章 本契約の解除及び終了に関する事項	36
第1節 解除権等	36
第90条（発注者の解除権—全部解除）	36
第91条（発注者の任意による解除）	37
第92条（事業者の解除権）	37
第93条（法令等の変更等又は不可抗力による解除）	37
第94条（一部解除）	37
第2節 船舶運航開始日未到来の本事業船舶に係る契約解除の効力	37
第95条（事業者の帰責事由による契約解除の効力）	37
第96条（発注者の帰責事由による契約解除の効力）	38
第97条（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）	38
第3節 船舶運航開始日到来後の本事業船舶に係る契約解除の効力	39
第98条（事業者の帰責事由による契約解除の効力）	39
第99条（発注者の帰責事由による契約解除の効力）	40
第100条（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）	40
第4節 本契約の終了	41
第101条（契約終了時の本事業船舶の取扱い）	41
第102条（関係書類の引渡し等）	41
第11章 輸送役務契約締結時の処理	42
第103条（輸送役務契約との関係）	42
第104条（輸送役務履行の指示、監督）	42
第105条（事故報告）	42
第106条（調査）	42
第107条（輸送役務の延期、変更等）	42
第108条（臨機の処置）	43
第109条（船舶運航業務に関する責任分担）	43
第110条（輸送役務完了届、輸送役務検査及び代金支払）	44
第111条（輸送役務契約の解除）	44
第112条（輸送役務契約の解除の効力）	44
第113条（仲裁）	45
第12章 表明保証及び誓約等	45
第114条（事業者による事実の表明保証及び誓約）	45

第 115 条（提出書類）	45
第 116 条（その他特約条項）	45
第 13 章 雑則	46
第 117 条（本契約の変更）	46
第 118 条（準拠法及び裁判管轄）	46
第 119 条（解釈）	46
附則	46
別紙 1 契約代金額の内訳	1
別紙 2 用語の定義	5
別紙 3 業績等の監視及び改善要求措置要領	17
別紙 4 サービス対価の算定及び支払方法	18
別紙 5 事業者等が付す保険等	19
別紙 6 不可抗力による費用分担	23
別紙 7 暴力団排除に関する特約条項	25
別紙 8 談合等の不正行為に関する特約条項	27
別紙 9 再計算の利息の算定にかかる調達利率	29
別紙 10 輸送役務契約書の雛型	30
別紙 11 民間収益事業の実施要領書	33

前文 本契約の前提

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の定めるところにより「選定事業」として実施するものである。

「本事業」における「公共施設等の管理者等」は、防衛大臣である。また、「支出負担行為」に関する事務を行う者をもって「発注者」とする。

防衛省は、「本事業」について、令和 8 年 6 月 11 日に「PFI 法」第 5 条第 1 項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、令和 XX 年 XX 月 XX 日に「PFI 法」第 7 条の定めるところにより「本事業」を「選定事業」とした。

「発注者」は、「PFI 法」第 8 条第 1 項の定める民間事業者の選定について、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 2 項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 91 条第 2 項に定める方法により行った。その結果、「発注者」は、令和 XX 年 XX 月 XX 日に「本事業」の実施を担う民間事業者を特定し、令和 XX 年 XX 月 XX 日に当該民間事業者との間で「基本協定書」を締結した。

「発注者」及び「事業者」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の趣旨を踏まえ、「本事業」の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、円滑な遂行に努める。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、「発注者」及び「事業者」が相互に協力し、「本事業」を円滑に実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる引用符付きの用語の定義は、本契約別紙2「用語の定義」に定めるところによる。

(事業の趣旨の尊重及び遵守事項)

第3条 「事業者」は、本契約の定めるところにより、「本事業」が、「本事業船舶」を調達し、その機能及び性能が将来にわたって適切に確保されるように維持管理し、「予備自衛官等」の活用を含む「本事業船員」の確保・養成を実施し、かつ「本事業船舶」を運航する事業であることを十分に理解し、「本事業」の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 「発注者」は、「本事業」が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

3 「発注者」及び「事業者」は、本契約の履行にあたり、日本国の「法令等」を遵守する。

4 「事業者」は、「事業契約書」及び「入札説明書等」並びに「提案書類」に従い、善良な管理者の注意義務をもって、「本事業」を実施しその他本契約上の義務を履行する。

(契約書類及び規定の適用関係)

第4条 本契約は、次の各号に掲げる書面により構成される。

- 一 「事業契約書」
- 二 「入札説明書等」
- 三 「提案書類」

2 「事業契約書」、「入札説明書等」及び「提案書類」の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、「事業契約書」、「入札説明書等」、「提案書類」の順に優先して適用される。

3 「事業契約書」又は「入札説明書等」それぞれに含まれる書類間で疑義が生じた場合は、「発注者」と「事業者」との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、「要求水準書」と「提案書類」の内容に差異がある場合には、「提案書類」に記載された提案内容が「要求水準書」に記載された水準を上回るときに限り、「提案書類」に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が「要求水準」となる。

5 本契約に基づき「事業者」と「輸送役務発注者」との間で「輸送役務契約」が締結された場合、当該「輸送役務契約」の履行について、「事業者」及び「輸送役務発注者」は、本契約において「輸送役務契約」又は「輸送役務発注者」に言及している規定については当該規定に従うほか、第11章の規定に従うものとする。本契約と当該「輸送役務契約」については、各契約の当事者である「事業者」及び「発注者」又は「事業者」及び「輸送

役務発注者」のみが、それぞれ各契約の費用及び責任を負担するものとする。なお、「事業契約書」と「輸送役務契約」の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、「事業者」、「発注者」と「輸送役務発注者」の間で協議するものとする。

(秘密の保持)

第5条 「発注者」及び「事業者」は、「事業期間」中及び本契約終了後も、本契約の内容、本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含み、この場合、当該「輸送役務契約」の履行について「発注者」を「輸送役務発注者」と読み替える。以下本条において同じ。）に関する協議の内容及び「本事業」に関して本契約の相手方当事者より開示を受けた情報につき、本契約の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本契約の目的以外の目的には使用しない。ただし、「発注者」若しくは「事業者」が、司法手続若しくは「法令等」に基づき開示する場合、「選定企業」、「本事業」に関連して業務を委任したアドバイザー、若しくは「本事業」に融資を行う金融機関等に対して、本契約と同等の秘密保持義務を課して必要な範囲で開示する場合、「事業者」から「本事業」を引き継ぐ若しくは引き継ぐことを検討する第三者に対して「発注者」が必要な範囲で開示する場合、又は本契約に基づき開示することが認められる場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報
- 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

3 本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合において、「事業者」が同契約で別途の守秘義務を負う場合には、「事業者」は、当該「輸送役務契約」の履行において、前2項に定める守秘義務に加えて、当該別途の守秘義務についても従うものとする。

(共通事項)

第6条 本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含み、この場合、当該「輸送役務契約」の履行について「発注者」を「輸送役務発注者」と読み替える。以下本条において同じ。）に定める請求、勧告、通知、報告、申出、確認、承認、承諾、指示、要請、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、「発注者」が必要と認めた場合には、この限りではない。

2 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。

5 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

6 本契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

7 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる時刻は日本標準時とする。

- 8 本契約で定められている「法令等」が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された「法令等」が本契約に適用される。

第2章 本事業の実施に関する事項

（契約の期間）

第7条 本契約は、その締結日からその効力を生じ、「事業期間」の終了日に終了する。なお、本契約の終了を予定する時点において、本事業船舶を継続して使用することが有効と認められる場合、「発注者」は「事業者」と協議し合意の上、当該延長可能と見込まれる時点まで本事業の事業期間を延長することができる。

（事業の概要）

第8条 「本事業」は、「事業契約書等」に定める「各業務」、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成されるものとし「事業者」はその他「本事業」に関連のない事業を行ってはならない。

2 「本事業」の予定スケジュールは、以下のとおりとする。

令和10年1月1日 「船舶運航開始予定日」

令和19年12月31日 「船舶運航業務」の終了日及び「本事業」の終了日

（契約の保証）

第9条 「事業者」は、本契約の締結日から「船舶運航開始日」の前日までの期間について、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き次の各号に掲げるいずれかの保証を付すものとし、当該保証に係る契約保証金額又は保険金額は、次項に掲げる金額としなければならない。ただし、個別の「輸送役務契約」を締結する際においては、別途の定めがない限り、契約の保証は付さない。

- 一 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
 - 二 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - 三 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、防衛省が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- 2 前項の契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、「改造等費用金額」の10分の1以上とする。
- 3 「事業者」が第1項第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第二号に掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。
- 4 「改造等費用金額」に変更があった場合には、保証の額が変更後の当該金額の10分の1に達するまで、防衛省は保証の額の増額を請求することができ、「事業者」は保証の額

の減額を請求することができる。

- 5 本条に従って付された契約の保証は、「輸送役務契約」の保証として扱ってはならず、「発注者」は、「事業者」による「輸送役務契約」の不履行等をして補うために本条に基づく契約の保証を充当してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第 10 条 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含み、この場合、当該「輸送役務契約」の履行について「発注者」を「輸送役務発注者」と読み替える。）上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。

- 2 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。
- 3 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、各「選定企業」を変更してはならない。
- 4 「発注者」は、「選定企業」、「再受任者」、又は「下請負人」が、「事業者」の経営若しくは「本事業」の安定性を阻害し、又は「本事業」に関与することが適当でない者となった場合には、「事業者」に対して当該者が「本事業」に関与しないようにするために必要な措置をとるよう求めることができる。

(事業者の責任)

第 11 条 「事業者」は、本契約において別途規定されている場合を除き、「事業契約書等」に従い「本事業」を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、「本事業」を適正かつ確実に実施し、「本事業」の実施に係る一切の責任を負う。

- 2 本契約に別途規定されている場合を除き、「発注者」の「本事業」に関する確認若しくは立会又は「事業者」から「発注者」に対する報告、通知若しくは説明を理由として、「事業者」はいかなる本契約上における「事業者」の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、「発注者」は何ら責任を負担しない。

(事業工程表)

第 12 条 「事業者」は、本契約の締結後、10 営業日以内に、「事業契約書等」に基づき、本契約の締結日から「船舶運航終了予定日」までの「事業工程表」を作成し、「発注者」に提出し、確認を受けなければならない。

- 2 「事業者」は、「本事業」を「事業工程表」に従い実施し、「事業工程表」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
- 3 「事業者」は、「事業工程表」について変更があった場合には、速やかに「発注者」に当該変更後の「事業工程表」を提出し、確認を受けるものとする。

(本事業船舶及び成果物の著作権)

第 13 条 「本事業船舶」及び「成果物」が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、同法第 2 章及び第 3 章に規定する作者の

権利の帰属は、同法の定めるところによる。

- 2 「事業者」が「本事業」の実施に当たり作成した「設計図書」、各種計画書、ソフトウェアその他の著作権は、「発注者」が受領した時点をもって「事業者」から「発注者」に移転する。ただし、「事業者」が従来より権利を有していたもの及び「本事業」の実施により新たに作成した、同種の著作物に共通に利用されるノウハウ等に係る著作権は、「事業者」に留保し、「事業者」は「発注者」に対して当該著作物等の無期限かつ無償の使用権を付与し、自ら又は著作人（「発注者」を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
- 3 「事業者」は、「発注者」の事前の書面による承諾なく、前項に規定する著作物等を自ら又は「選定企業」をして、第三者へ譲渡してはならない。「発注者」の事前の書面による承諾を得て前項に定める著作物等を第三者に譲渡する場合には、「事業者」は、「発注者」がその第三者から前項に定める条件でその著作物等の使用権の付与が受けられることを保証する。

（第三者の知的財産権等の侵害）

第 14 条 「事業者」は、本契約の履行にあたり、第三者の有する「知的財産権等」を侵害しないこと、並びに「本事業船舶」及び「成果物」の作成又は利用が第三者の有する「知的財産権等」を侵害していないことを、「発注者」に対して保証する。

- 2 「事業者」が、本契約の履行にあたり、第三者の有する「知的財産権等」を侵害し、又は「本事業船舶」及び「成果物」の作成又は利用が第三者の有する「知的財産権等」を侵害する場合には、「事業者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、又は「発注者」が指示する必要な措置を行う。ただし、「事業者」の当該侵害が、「発注者」の特に指定する材料、設計方法、建造方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合は、この限りでない。

（選定企業の使用等）

第 15 条 「事業者」は、「各業務」を、各「選定企業」に委任し、又は請け負わせるものとし、「発注者」の承諾がある場合を除き、「各業務」の全部又は一部を各「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 「事業者」は、「各業務」を「選定企業」に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約において、本契約に基づいて「事業者」が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせる。
- 3 「事業者」は、「各業務」を「選定企業」に委任し、又は請け負わせたときは、当該業務の委任又は請負に係る締結済み契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、契約書の内容が変更された場合及び第 10 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づき契約の相手方が変更された場合について準用する。
- 5 「事業者」は、「選定企業」の使用に関する一切の責任を負うものとし、「選定企業」の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。「事業者」は必要に応じ、「選定企業」に対し必要な指示を行うことができるものとする。

- 6 本契約に別段の定めがある場合を除き、「事業者」は、前項に定める場合のほか、「選定企業」をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。

(選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)

第 16 条 「事業者」は、「事業者」から直接受任し、又は請け負って業務を実施する各「選定企業」をして、当該業務の全部又はその主たる部分全体を一括して第三者に再委任させ、又は下請負させてはならない。

(各業務等における第三者の使用等)

第 17 条 「事業者」は、各「選定企業」をして、「各業務」の一部を第三者に再委任し若しくは下請負させたときは、遅滞なく「発注者」に対してその旨通知し、「発注者」の請求があつた場合には、当該業務の委任又は請負に係る締結済契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。また、当該契約書の内容が変更されたときも同様とする。

- 2 「事業者」は、各「選定企業」をして、前項に基づく再委任又は下請負を行わせるときは、当該業務の再委任又は下請負に係る契約において、本契約に基づいて「事業者」が負うべき秘密保持義務と同等の義務を「再受任者」又は「下請負人」に負わせなければならない。
- 3 「事業者」は、「各業務」の実施に係る「再受任者」又は「下請負人」の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(使用人等に関する事業者の責任)

第 18 条 「事業者」は、自ら、「選定企業」、「事業者」から直接受任し、又は請け負って業務を実施する「再受任者」又は「下請負人」が用いた使用人等による業務上の行為に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(本事業の従事者)

第 19 条 「事業者」は、「各業務」を行うにあたって必要な有資格者を「各業務」の従事者として配置しなければならない。

- 2 「事業者」は、前項に定める「各業務」の従事者のうち、「事業者」が直接「各業務」を委任し又は請け負わせた者については、各「事業年度」終了日から 30 日以内に、「発注者」に対してその商号等を届け出るものとする。また、「事業者」は、前項に定める「各業務」の従事者のうち、「再受任者」及び「下請負人」における従事者については、「発注者」から要求があつた場合には速やかに、「発注者」に対してその商号等を届け出るものとする。

(監視職員)

第 20 条 「発注者」は、「監視職員」を置いたとき又は変更したときは、その日から 14 日以内に、その氏名を「事業者」に通知する。

- 2 「監視職員」は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく「発注者」の権限とされる事項のうち、「発注者」が必要と認めて「監視職員」に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
- 一 「本事業」の適正かつ確実な実施についての「事業者」又は「事業者」の「総括代理人」に対する請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議
 - 二 「事業者」により提供される「本事業」の実施に係る「要求水準」の達成状況の監視
 - 三 本契約の義務の履行に係る「本事業」の実施状況の監視
 - 四 「事業者」の財務状況及び「選定企業」との契約内容の監視
 - 五 「事業者」が作成及び提出した資料の確認
 - 六 「各業務」を実施するうえで必要となるすべてのデータ、文書、図面、仕様、工程計画書、ソフトウェア等及び情報を提供させ、又は閲覧すること
 - 七 試験又は検査
- 3 「発注者」は、2人以上の「監視職員」を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの「監視職員」の有する権限の内容を「事業者」に通知する。また、本契約に基づく「発注者」の権限の一部を「監視職員」に委任した場合には、当該委任した権限の内容を「事業者」に通知する。
- 4 第2項の規定に基づく「監視職員」の請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 「発注者」が「監視職員」を置いた場合には、本契約に定める「発注者」に対する請求、通知、報告、申出、要請等は、「監視職員」を経由して行う。この場合において、「監視職員」に請求、通知、報告、申出、要請等が到達した日をもって「発注者」に到達したものとみなす。
- 6 「発注者」が「監視職員」を置かない場合には、本契約に定める「監視職員」の権限は、「発注者」に帰属する。

(事業者の総括代理人)

第21条 「事業者」は、「総括代理人」を置くものとし、その氏名その他必要な事項を直ちに「発注者」に通知しなければならない。「総括代理人」を変更したときも同様とする。

- 2 「総括代理人」は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく「事業者」の一切の権限を行使することができる。
- 一 「サービス対価」の変更
 - 二 「サービス対価」の請求及び受領
 - 三 次条第1項の請求の受理
 - 四 次条第2項の決定及び通知
 - 五 契約の解除
- 3 「事業者」は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、要請及び解除等を、「総括代理人」を経由して行うものとし、「発注者」は、本契約に定める請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議を、「総括代理人」を経由して行うものとする。

(総括代理人等に関する措置請求)

第22条 「発注者」は、「総括代理人」がその職務の執行につき、「本事業」の適正かつ

確実な実施を確保するために著しく不適当と認められる場合には、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 営業日以内に「発注者」に通知しなければならない。
- 3 「事業者」は、「監視職員」がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合には、「発注者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 「発注者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 営業日以内に「事業者」に通知しなければならない。

(業績等の監視及び改善要求措置)

第 23 条 「事業者」は、「提案書類」に従い、自らの「業績等」を確認し、「発注者」に報告する。

- 2 「発注者」は、本契約別紙 3「業績等の監視及び改善要求措置要領」の定めるところにより、「事業者」の報告によるほか、必要に応じて実地にて確認を行い、「本事業」に関する「業績等」の監視を行う。
- 3 「事業者」は、本契約に定めがある場合、又は「発注者」の請求があるときは、「事業者」及び「選定企業」が実施する業務の実施状況並びに本契約の履行状況について、「発注者」に説明及び報告しなければならない。
- 4 「発注者」は、随時に、「事業者」及び「選定企業」が実施する「本事業」の実施状況並びに本契約の履行状況について、実地にて確認することができる。
- 5 「発注者」は、前 4 項の結果、「本事業」に関して「業務不履行」があると認める場合は、本契約別紙 3「業績等の監視及び改善要求措置要領」の定めるところにより改善要求措置をとる。

(事業者に対する支払)

第 24 条 「発注者」は、「事業者」が「要求水準」に適合して「各業務」を履行し、本契約第 85 条に定める支払条件を満たした場合に、本契約第 85 条及び本契約別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」の定めるところにより「サービス対価」を「事業者」に支払う。ただし、本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合において、当該「輸送役務契約」の履行については、「サービス対価」の対象とはせず、第 110 条第 5 項の規定に従い、個別の「輸送役務契約」において別途定める「運航経費」を「輸送役務発注者」から「事業者」に対して支払うものとする。

- 2 「発注者」は、本契約に基づいて生じた「事業者」に対する債権及び債務を「法令等」の範囲内において対当額で相殺することができる。
- 3 本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には、「輸送役務発注者」は、「運航経費」その他「輸送役務契約」に基づく債権及び債務を「法令等」の範囲内において対当額で相殺することができる。

(遅延利息)

第 25 条 「発注者」が、本契約に基づく支払（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には、前条第 1 項に定める「運航経費」その他「輸送役務契約」に基づく支払を含み、この場合、当該「輸送役務契約」の履行について「発注者」を「輸送役務発注者」と読み替える。以下本条において同じ。）を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を「事業者」に支払わなければならない。当該遅延利息の額が 100 円未満であるとき又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てるものとする。

2 「事業者」が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を「発注者」に支払わなければならない。

(費用負担等)

第 26 条 「事業者」による「本事業」の実施その他本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含み、この場合、当該「輸送役務契約」の履行について「発注者」を「輸送役務発注者」と読み替える。以下本条において同じ。）上の義務の履行に必要な一切の費用は、「サービス対価」、「運航経費」及び本契約において「発注者」が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて「事業者」が負担する。

2 「事業者」による「本事業」の実施その他本契約上の義務の履行に必要な「事業者」の資金の調達、本契約において「発注者」が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて「事業者」が自らの責任と費用で行う。

3 「発注者」は、本契約において別途規定されている場合を除き、「事業者」に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。

4 本契約において該当する事由に応じて費用負担を定める場合において、該当する事由が複数あると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」の間で協議の上、当該費用の分担を定める。

(租税公課の負担)

第 27 条 本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含む。）及び「本事業」に関連して生じる租税公課は、本契約において別途規定されている場合を除き、すべて「事業者」が負担する。

(許認可等の取得等)

第 28 条 「事業者」は、「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出（以下、当該許認可及び届出を総称して「許認可等」という。）を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、「発注者」が「許認可等」の取得若しくは維持又は届出をす

る必要がある場合には、「発注者」が自らの費用で必要な措置を講ずる（ただし、当該「許認可等」の取得若しくは維持又は届出の費用が、「事業者」の責めに帰すべき事由に起因して発生した場合は、「事業者」がその費用を負担する。）。当該措置について「事業者」に協力を求めた場合には、「事業者」は、「要求水準書」に記載されているものについてはすべてこれに応じ、また、「要求水準書」に記載されていないものであっても、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、これに応じる。

- 3 「事業者」は、前項に定める場合を除き、「許認可等」の取得又は維持に関する責任及び損害（「許認可等」取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担する。
- 4 「発注者」は、第1項に定める「事業者」による「許認可等」の取得若しくは維持又は届出の提出について、「事業者」から協力を要請された場合には、「法令等」の範囲内において必要に応じて協力する。
- 5 「事業者」は、「許認可等」（第2項により「発注者」が取得等したものを除く。）の原本を保管し、「発注者」の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを「発注者」に提出する。

（保険の付保等）

第29条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担により、「本事業」に関して、本契約別紙5「事業者等が付す保険等」に定める保険に加入する。

- 2 「事業者」は、本契約別紙5「事業者等が付す保険等」に定めるもののほか、自らの責任及び費用負担により、「本事業」の実施に必要なとなる保険に加入することができる。
- 3 「事業者」は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前2項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを「発注者」に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。
- 4 本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合において、「事業者」が同契約で本契約別紙5「事業者等が付す保険等」に定める保険とは別途の付保義務を負う場合には、「事業者」は、当該「輸送役務契約」の履行において、第1項に定める付保義務に加えて、当該別途の付保義務についても従うものとする。

（要求水準の変更）

第30条 「発注者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更内容を記載した書面を「事業者」に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、「事業者」は、「発注者」から当該書面を受領した日から10営業日以内に、当該変更に伴う措置、「船舶運航開始予定日」の遅延の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行う。

- 2 「発注者」又は「事業者」は、技術革新等により「サービス対価」の減額を目的とした「要求水準」の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して「サービス対価」の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行う。
- 3 前2項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な変更を定め、「事業者」はこれに従わなければならない。
- 4 「事業者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更内容を記載した書面を「発注者」に通知し、その変更に関する協議を求めることができ

る。この場合において、「事業者」は、当該変更に伴う措置、「船舶運航開始予定日」の遅延の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行う。

- 5 前項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合、「要求水準」の変更はなされない。

(要求水準の変更による措置)

第 31 条 「事業者」は、前条第 1 項及び第 4 項に定める変更の協議において、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、「船舶運航開始予定日」の遅延及び「サービス対価」の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議しなければならない。

- 2 「事業者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「事業者」が当該変更により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。

- 3 前項の規定は、次条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。

- 4 「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「発注者」が当該変更により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害を負担し（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。また、当該変更により「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「船舶運航開始予定日」を変更できる。

- 5 「事業者」又は「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合であって、当該変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、「発注者」は、「事業者」と協議の上、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。

- 6 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされ、「本事業」の実施に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生し、又は「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、第 34 条又は第 35 条に従う。

- 7 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされる場合であって、当該変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、第 34 条第 5 項又は第 35 条第 5 項がそれぞれ適用される。

- 8 「要求水準」の変更がなされる場合であって、「設計図書」の変更が必要なときは、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、「設計図書」を変更する。

- 9 前項のほか、「要求水準」の変更がなされる場合であって、「要求水準書」で「事業者」が作成するものと規定されている各書面の変更が必要なときは、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、当該書面を変更する。

(損害賠償責任)

第 32 条 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の当事者が本契約に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したとき、相手方当事者は当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(第三者に生じた損害)

第 33 条 「事業者」は、「本事業」の実施に関して第三者に人的損害又は物的損害を及ぼした場合(船舶の衝突、油濁事故、港湾施設の損傷事故、漁網・養殖施設等の損傷事故等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。)には、直ちに「発注者」に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。

- 2 前項で規定された第三者の損害に関して「発注者」が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、「事業者」は、当該金銭に相当する金額を「発注者」に対して補償する。
- 3 「事業者」が「本事業」に関して「発注者」の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する「法令等」上の義務を負った場合には、「発注者」は、「事業者」が当該賠償義務を負ったことにより「事業者」に生じた合理的な増加費用を負担する。

(法令等の変更等による措置)

第 34 条 「発注者」及び「事業者」は、「法令等の変更等」により、本契約若しくは「要求水準」の変更が必要になる場合又は「本事業」の実施に関する費用が増加する場合は、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。

- 2 前項の通知が送付された場合、「発注者」及び「事業者」は、本契約若しくは「要求水準」の変更又は増加費用の負担等について協議する。なお、この場合において、「事業者」は、「法令等の変更等」又はこれに伴う本契約若しくは「要求水準」の変更による「本事業」の実施に関する費用の増減に関して、「発注者」に提案しなければならない。
- 3 当該「法令等の変更等」の公布日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な範囲での対応方法を「事業者」に通知することとし、「事業者」はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増加費用の負担については第 4 項による。
- 4 本契約の締結後において、「法令等の変更等」により、「本事業」に関して「事業者」に合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。ただし、次の各号にかかわらず「発注者」は「事業者」の逸失利益は負担しない。また、「消費税等」の税率変更により「サービス対価」に係る増加費用の負担が発生した場合には、次の各号にかかわらず「発注者」が当該費用を負担する。
 - 一 「本事業」及び「PFI 法」に基づく事業のみに影響を与える「法令等の変更等」の場合には、「発注者」が当該増加費用及び損害を負担する。また、「発注者」は、本契約の締結後において、「法令等の変更等」により「本事業」の実施に関して「発注者」に発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。
 - 二 前号に該当せず、「本事業」の遂行に重大な支障を与えると認められる「法令等の変更等」であり、これに伴う「事業者」による増加費用及び損害の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、「発注者」が当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 前二号に該当しない「法令等の変更等」の場合には、「事業者」が当該増加費用及び損害を負担する。ただし、「本事業」の遂行上重大な支障があると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」は当該増加費用及び損害の負担について協議する。
- 5 「発注者」は、「法令等の変更等」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額する

ことができる。

- 6 「発注者」は、「法令等の変更等」により「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合には、変更又は遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「船舶運航開始予定日」を変更する。
- 7 前各項の規定は、「法令等の変更等」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第 93 条に基づき、第 97 条又は第 100 条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(不可抗力による措置)

第 35 条 「発注者」及び「事業者」は、「不可抗力」により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったと認められるときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。当該通知に記載される内容が次項に従い「不可抗力」に該当することが証明された場合、当該通知を行った者は、当該「不可抗力」が発生した日以降、当該「不可抗力」により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該「不可抗力」により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

- 2 前項において「不可抗力」の発生を通知する者は、相手方に対し、「不可抗力」と考える事象に関するすべての情報を提供する。
- 3 「事業者」は、「不可抗力」により「本事業」に関して「事業者」に合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、増加費用及び損害が最小限となる対応策を検討し、当該「不可抗力」の内容の詳細及びそれに伴う増加費用及び損害の詳細を通知し、当該増加費用及び損害の負担等について「発注者」と協議することができる。
- 4 「発注者」及び「事業者」は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後において、「不可抗力」により「本事業」に関して「事業者」に発生した合理的な増加費用及び損害（「事業者」の逸失利益を除く。）を本契約別紙 6「不可抗力による費用分担」に規定された負担割合に応じて負担する。また、「発注者」は、本契約の締結後において、「不可抗力」により「本事業」の実施に関して「発注者」に発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。
- 5 「発注者」は、「不可抗力」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。
- 6 「発注者」は、「不可抗力」により「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合には、変更又は遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「船舶運航開始予定日」を変更する。
- 7 前各項の規定は、「不可抗力」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第 93 条に基づき、第 97 条又は第 100 条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(中止による措置)

第 36 条 「発注者」は、合理的に必要があると認めた場合には、その理由を「事業者」に通知した上で、「本事業」の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

- 2 「発注者」は、前項により、「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合には、遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「船舶運航開始予定日」を変更する。ただし、前項に定める一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由によるときは「船舶運航開始予定日」を変更しない。
- 3 第 1 項に定める一時中止が「発注者」の責めに帰すべき事由による場合に、当該一時中止により「本事業」に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害については、「発注者」がこれを負担する（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）。
- 4 前項の場合において、「事業者」は当該費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに、対応策について「発注者」と協議しなければならない。
- 5 第 1 項に定める一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に、当該一時中止により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する増加費用及び損害については、「事業者」がこれをすべて負担する。
- 6 第 1 項に定める一時中止が「法令等の変更等」又は「不可抗力」による場合に、当該一時中止により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害については第 34 条第 4 項又は第 35 条第 4 項がそれぞれ適用される。

(関係者協議会の設置)

第 37 条 「発注者」及び「事業者」は、「本事業」を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的とし、「発注者」及び「事業者」等により構成する関係者協議会を設置する。

(周辺関係者等への対応)

第 38 条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、「本事業」により「係留施設」の周辺関係者等に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で当該「係留施設」の周辺関係者等への必要な対応を実施する。「事業者」は、「発注者」に対し、事前及び事後に当該対応の内容及び結果を報告する。疑義を避けるために付言すると、本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合における当該「輸送役務契約」の履行については、本条の規定は適用しない。

- 2 「事業者」は、あらかじめ「発注者」の承諾を受けない限り、前項に定める対応の不調を理由として「年度運航計画書」、「係留施設計画書」その他計画を変更することはできない。なお、この場合において、「発注者」は、「事業者」が更なる調整を行っても当該不調が解消しないことを明らかにした場合に限り、「年度運航計画書」、「係留施設計画書」その他計画の変更を承諾する。
- 3 周辺関係者等への対応の結果、「年度運航計画書」、「係留施設計画書」その他計画の変更等が合理的に必要と見込まれる場合には、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「年度運航計画書」、「係留施設計画書」その他計画の内容を変更することができる。
- 4 「事業者」は、前 3 項に定める対応の結果、「事業者」が「本事業」を実施するために発生した増加費用を負担する。

- 5 前各項の規定にかかわらず、①「本事業」を行うことそのものに起因して必要となる対応又は②「係留施設」以外の場所においてその周辺関係者等への対応に起因して、「事業者」又は「発注者」に発生した合理的な増加費用及び損害については、「発注者」が負担する（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）。

（環境対策）

第 39 条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、「法令等」に従い、「本事業」を実施する上で必要となる環境対策（公害対策、自然環境の保全等）を行う。

第 3 章 本事業船舶の調達に関する事項

第 1 節 共通事項

（本事業船舶の調達）

第 40 条 「事業者」は、自ら又は「船舶調達企業」をして、各「本事業船舶」の「船舶調達業務開始日」以降、「本事業船舶」の「船舶調達業務」を実施させ、「本事業船舶」をその「船舶運航開始予定日」の前日までに設計及び当該設計に基づき「改造等」したうえで必要な試験の実施、「第二種船」又は「第四種船」としての検査の他必要な「許認可等」の取得又は届出をすることで「待機態勢」を確保しなければならない。

2 「事業者」が「提案書類」に基づき「本事業船舶」の調達（新造又は中古船舶の改造をいう。）として「船舶調達業務」を実施することができる。

3 前項の場合、「要求水準書」に従う限りにおいて、「事業者」は、「選定企業」をして、「船舶調達業務」を「選定企業」以外の第三者に委託させることができる。

（発注者による確認等）

第 41 条 「発注者」は、必要と認めた場合、「船舶調達業務」に関する確認（「船舶調達業務」に係る「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等の事業所又は「船舶調達業務」が実施される場所への立入りによる確認を含む。）を行うことができる。「事業者」は、「発注者」の確認作業等に適切に協力し、必要な便宜を図るものとし、業務実施場所への「発注者」の立入り、視認等に制約を設けてはならない。

2 「事業者」は、前項に基づく「発注者」の確認において、「発注者」から「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等における設計、「改造等」又は試験に係る文書等について開示の要求があった場合には、当該「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等をしてこれを「発注者」に開示させなければならない。

（業務計画管理）

第 42 条 「事業者」は、契約締結後速やかに各「本事業船舶」についての「要求水準確認計画書」を作成し、「発注者」に提出の上、確認を受けなければならない。

2 「事業者」は、各「本事業船舶」の調達を「要求水準確認計画書」に従い実施し、「要求水準確認計画書」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

らない。

- 3 「事業者」は、「要求水準確認計画書」に変更があった場合には、速やかに「発注者」に当該変更後の「要求水準確認計画書」を提出し、確認を受けるものとする。

第2節 本事業船舶の設計に関する事項

（設計の実施及び管理）

第43条 「事業者」は、「船舶調達企業」をして、各「本事業船舶」の「船舶調達業務開始予定日」から、各「本事業船舶」の設計を実施させる。

（基本設計書等の作成及び提出）

第44条 「事業者」は、各「本事業船舶」の調達に関して、「要求水準確認計画書」について、第42条第1項に規定する「発注者」の確認を受けた時点から速やかに、「発注者」との連絡会議により協議を行った上で、基本設計を行う。「事業者」は基本設計が完了した時点で、当該「本事業船舶」に係る「基本設計書」及び要求水準確認報告書を「発注者」に提出し、当該「基本設計書」の設計内容が、「要求水準書」、「提案書類」及び「要求水準確認計画書」に適合することの確認を受けなければならない。

- 2 「発注者」は、前項の「基本設計書」を受領した場合には、「基本設計書」及び要求水準確認報告書の内容が、「要求水準書」、「提案書類」及び「要求水準確認計画書」に適合するか否かを確認し、その結果を、当該「基本設計書」を受領した日を含めて10営業日以内に「事業者」に書面で通知しなければならない。
- 3 「発注者」は、前項の確認の結果、「基本設計書」及び要求水準確認報告書の内容が「要求水準書」、「提案書類」及び「要求水準確認計画書」に適合しないと認める場合には、「事業者」に是正を求めることができる。この場合、「事業者」は、自らの責任及び費用負担において速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。

（設計図書の変更）

第45条 「発注者」は、前条第1項に基づく「基本設計書」の確認以降及び次条第2項に基づく「詳細設計書」の確認以降、各書類について必要があると認めるときは、「事業者」に対し、「船舶運航開始予定日」の変更を伴わず、かつ、「事業者」の提案を逸脱しない限度で、変更内容を通知した上で、「基本設計書」及び「詳細設計書」の変更を求めることができる。「事業者」は、「発注者」から当該通知を受領した後10営業日以内に、「発注者」に対し、「基本設計書」及び「詳細設計書」の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

- 2 前項の規定による「基本設計書」及び「詳細設計書」の変更により「本事業」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
 - 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）。また、当該変更により「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「船舶運航開始予定日」を変更できる。

- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生し、「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、第 34 条又は第 35 条に従う。
- 3 「事業者」は、あらかじめ「発注者」の承諾を受けた場合を除き、「基本設計書」及び「詳細設計書」の変更を行うことはできない。

第 3 節 本事業船舶の改造等に関する事項

（本事業船舶の改造等）

第 46 条 「事業者」は、「船舶調達企業」をして、第 44 条第 2 項に規定する「基本設計書」の確認を得た上で、「要求水準確認計画書」及び「基本設計書」に従い各「本事業船舶」を「改造等」させるものとする。

- 2 「事業者」は、前項に定める「改造等」を開始後速やかに、「要求水準書」に定める次の書類を「発注者」に提出し、その確認を受けるものとする。ただし、第二号に定める「詳細設計書」については、「発注者」があらかじめ指示した主要な工事項目について確認を受けることで足りるものとする。

- 一 工事（施工）計画書
- 二 「詳細設計書」
- 三 工事コスト内訳書

（本事業船舶の改造等の過程における報告及び検査）

第 47 条 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「改造等」の過程において、工期順守、性能等の確保のため、工事の進捗度、不具合、検討課題等について技術的及び法令要求事項の確認を行ったうえで、確認内容を船舶改造等実施報告書として毎月末から 7 日以内に「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。

- 2 「事業者」は、「改造等」に関し造船所が作成した「改造等」の関連書類（改造仕様書、改造図面、機器図、工事工程表等）を保持し、適切に管理し、「発注者」が当該書類の開示を求めた場合には、速やかにこれらを提出するものとする。
- 3 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「改造等」の過程において、「定期検査」又は「臨時検査」及び「臨時航行検査」を受検するものとする。「発注者」は、「事業者」に対して、当該検査への立会いを求めることができるものとする。

（本事業船舶の改造等完了時試験）

第 48 条 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「改造等」の完了時において、「船舶安全法」に基づき「管海官庁」の検査官が実施する検査を受検するものとする。「事業者」は、当該検査の実施 14 日前までに検査実施要領書を作成し、「発注者」に提出してその確認を受ける。

- 2 「事業者」は、前項に規定する「管海官庁」の検査官による検査受検後 7 日以内に、「発注者」に対して検査実施報告書を提出し、「発注者」の完成確認を受けるものとする。
- 3 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「改造等」の完了時において、

「本事業船舶」の性能等を試験するため、海上での試運転試験を実施するものとする。「事業者」は、当該試運転試験の実施 14 日前までに、試運転試験実施要領書を作成し、「発注者」に提出してその確認を受ける。

- 4 「事業者」は、前項に規定する試運転試験の実施後 14 日以内に、試運転試験結果報告書を作成し、「発注者」に提出してその確認を受ける。
- 5 第 2 項又は前項に基づく確認において、「本事業船舶」が「要求水準書」、「要求水準確認計画書」及び「設計図書」に定める規格に合致していない又は関係書類の整備状況等に不十分な点があると「発注者」が判断した場合、「事業者」は、自らの責任において「本事業船舶」の補修等その他合理的に必要となる措置を講じた上、再検査又は再試運転を実施しなければならない。
- 6 「事業者」は、前各項にかかる検査費用、試運転費用、補修代金その他これに準ずる一切の費用を負担し、また、これらの実施に必要となる一切の手続を行わなければならない。

（備品搭載、許認可等の取得及び登記の完了）

第 49 条 「事業者」は、前条に定める各種検査等について「発注者」の確認を得た後速やかに、各「本事業船舶」の乗り出し（造船所から「係留施設」への運航をいう。）に必要な船用品、属具、機器等の予備品、消耗品、燃料、潤滑油、糧食、水等を造船所にて「本事業船舶」へ搭載するものとする。

- 2 「事業者」は、前条に定める各種検査等について「発注者」の確認を得た後速やかに、要求水準確認報告書を「発注者」に提出し、「発注者」からの確認を受けたうえで、「本事業船舶」の船舶検査証書及び「本事業船舶」の運航に必要な「許認可等」を取得し、それらの写しを取得後 7 日以内に「発注者」に提出する。
- 3 「事業者」は、前条に定める各種検査等について「発注者」の確認を得た後速やかに、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 686 条及び「船舶法」第 5 条に基づき、「本事業船舶」が「待機態勢」となることを確保するために必要な登記その他「許認可等」の申請を行うものとする。
- 4 「事業者」は、前 3 項にかかる手続が完了した後、速やかに船舶調達業務完了届を「発注者」に提出し、「発注者」の確認を受ける。
- 5 「事業者」は、前 4 項にかかる備品代、「許認可等」取得費用その他これに準ずる一切の費用を負担し、また、必要となる一切の手続を行わなければならない。

（本事業船舶に係る業務完了通知書等の交付）

第 50 条 「発注者」は、前条第 4 項の確認が完了したときは、遅滞なく業務完了通知書を「事業者」に対し交付する。また、「発注者」は、当該業務完了通知書の交付後、「事業者」による「船舶維持管理業務」、「船員雇用・養成業務」及び「船舶運航業務」のための態勢が確保されていることを確認できた場合、「事業者」に対し、「運航開始確認書」を交付する。

（船舶調達業務に関する責任分担）

第 51 条 「要求水準確認計画書」等に定めるスケジュールに従って「船舶調達業務」を実

施することができないことにより、「本事業」に関して「事業者」又は「発注者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する。また、当該スケジュール逸脱により「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「船舶運航開始予定日」を変更できる。
- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生し、「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、第 34 条又は第 35 条に従う。

(運航開始の遅延に伴う措置)

第 52 条 「事業者」の責めに帰すべき事由により、各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」が「船舶運航開始予定日」より遅延した場合には、「事業者」は、当該遅延による増加費用及び損害を負担するとともに、当該「本事業船舶」に係る「運航遅延期間」について、本契約別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」に定める「7 号船舶整備費」又は「8 号船舶整備費」に対して第 25 条第 2 項に定める遅延利息の率を乗じ、年 365 日の日割計算により得られる遅延利息を違約金として「発注者」に対して支払う。

(本事業船舶の所有)

第 53 条 「事業者」は、「船舶調達業務」が完了した時点から本契約が終了するまでの間、各「本事業船舶」について、担保権等何らの負担もない所有権を保有するものとし、各「本事業船舶」について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合には、前項に定める期間中において、各「本事業船舶」を「事業者」以外の者に所有させ、又は「事業者」の債権者等のために担保権を設定できるものとする。この場合、「発注者」は当該承諾にあたって条件を付すことができる。

第 4 章 船舶維持管理業務及び船員雇用・養成業務に関する事項

第 1 節 船舶維持管理業務

(船舶維持管理業務の実施)

第 54 条 「事業者」は、「船舶維持管理企業」をして、「要求水準」並びに「船舶維持管理業務計画書」、「長期整備作業計画書」及び「係留施設計画書」に従って「船舶維持管理業務」を実施させる。

- 2 「事業者」は、「船舶維持管理業務」の実施に当たっては、緊急性を要する「発注者輸送所要」を想定し、「待機態勢」を確保する。ただし、第 56 条第 2 項に基づき事前に「発注者」の確認を得た「定期検査等」の実施期間中はこの限りではない。
- 3 「事業者」は、本契約締結後速やかに、「要求水準書」及び「提案書類」に従い各「本

事業船舶」の「係留施設計画書」を「発注者」に提出し、確認を得る。

- 4 「事業者」が「船舶維持管理業務」を行うにあたって、周辺関係者等へ対応を行う場合については、第 38 条の規定に従う。

(業務体制の整備)

第 55 条 「事業者」は、「船舶維持管理業務」の開始前までに、「船舶維持管理業務」の実施に必要な人員、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等として「要求水準」で定める内容を満たす事項を定めた計画を作成し、「発注者」に提出し、その確認を受けなければならない。

- 2 「事業者」は、各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」までに、各「本事業船舶」の「船舶維持管理業務計画書」及び「長期整備作業計画書」を「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。
- 3 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」の維持管理を「船舶維持管理業務計画書」及び「長期整備作業計画書」に従い実施しなければならない。
- 4 「事業者」は、「定期検査等」の実施毎に、「長期整備作業計画書」の見直しの要否を検討し見直す場合は、「定期検査」完了後の 30 日以内に「発注者」に当該変更後の各計画を提出し、確認を受けるものとする。
- 5 「発注者」は、第 1 項、第 2 項及び前項において、「要求水準書」又は「提案書類」を満たしていないと認められる場合は、「事業者」に対して是正を求めることができる。

(本事業船舶の保守点検・修繕及び定期検査等)

第 56 条 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」を常時、安全に運航できるよう、「船舶維持管理業務計画書」、「長期整備作業計画書」、「船舶法」、「船舶安全法」その他「要求水準書」に定める「法令等」に基づき、「本事業船舶」の保守点検・修繕等を適切に実施する。

- 2 「事業者」は、「要求水準書」に従い、「船舶運航期間」中、前「事業年度」（「船舶運航開始日」を含む「事業年度」を除く。）の 8 月末までに、次「事業年度」に実施する「定期検査等」の予定時期を、また、当該「定期検査等」実施の 1 ヶ月前を目途に検査実施要領書（工事仕様書等を含む。）をそれぞれ「発注者」に提出し、確認を得る。なお、「定期検査等」の実施時期については、各「本事業船舶」のうち少なくとも 1 隻は「待機態勢」を確保できるよう、「発注者」と事前に協議し、「発注者輸送所要」に支障がないようにするものとする。
- 3 「事業者」は、前項の「発注者」による確認を得た検査実施要領書に基づき「定期検査等」を実施し、実施後 14 日以内に検査結果報告書を「発注者」に提出し、確認を受ける。
- 4 「事業者」は、「要求水準書」に従い、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」の慣熟運航を行う。
- 5 「事業者」は、「本事業船舶」の日常的なメンテナンス状況を整理した整備作業実施報告、整備・点検報告、甲板部・機関部保守点検計画書等の書類を作成し、適切に保管するとともに、「発注者」が当該書類の開示を求めた場合は、速やかに「発注者」に提出する。

(船用品等及び係留施設の手配・確保)

第 57 条 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」の維持・運航に必要な船用品、機器等の予備品、消耗品、潤滑油等を計画的に手配・確保しなければならない。また、「事業者」は、「要求水準書」に従い、当該船舶用品等の管理状況に関する書類を作成し、適切に保管するものとし、「発注者」が当該書類の開示を求めた場合、速やかに「発注者」に提出するものとする。

2 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「係留施設計画書」に従い、同計画書で記載されている「係留施設」に「本事業船舶」を停泊させるものとし、停泊中においては、十分な保安警備体制を構築する。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により「係留施設計画書」に記載の「係留施設」の継続利用が困難となった場合、「事業者」は、速やかに「発注者」と協議を行い、「発注者」の事前の承諾を得たうえで「係留施設」並びに「係留施設計画書」を変更する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、「発注者」が「係留施設計画書」に記載の「係留施設」を変更することを要請した場合、「事業者」は、速やかに当該要請に従い「係留施設」並びに「係留施設計画書」を変更する。

5 「事業者」は、「待機態勢」の確保のために平素から燃料や水等、運航に必要な物資の確保又は迅速に手配できる体制を構築しなければならない。また、「事業者」は、本契約締結後速やかに、「要求水準」に基づき、期限内に出港準備が完了した状態を確保するための計画を「発注者」に提出し、確認を得るものとする。

(船舶維持管理業務の報告)

第 58 条 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「要求水準」、「船舶維持管理業務計画書」及び「長期整備作業計画書」に従って、整備点検の内容を確認し、確認内容を月次の整備点検実施報告書として翌月の最初の営業日から起算して 5 営業日以内に「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。

2 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「要求水準」、「船舶維持管理業務計画書」及び「長期整備作業計画書」に従って、四半期ごとの「本事業船舶」の維持管理体制や管理状況（前項の整備点検実施報告書の概要）等と「要求水準」との適合状況を確認し、その内容を船舶維持管理業務報告書として四半期終了の翌月の最初の営業日から起算して 5 営業日以内に「発注者」に提出し、その確認を受けるものとする。

3 前 2 項のほか、「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」に故障や不具合、「要求水準」を満たさない事象、「本事業船舶」の運航に支障が生じる事象等が発生した場合、速やかに「発注者」に通知するとともに、復旧のための方策・期間、「本事業船舶」の運航に及ぼす影響等を「発注者」に報告し、事後の方策について「発注者」と協議する。

(船舶維持管理業務における第三者の使用等に係る措置)

第 59 条 「発注者」は、「船舶維持管理企業」が第 17 条に基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、「船舶維持管理業務」の実施につき不相当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決

定し、その結果を速やかに「発注者」に通知しなければならない。

（船舶維持管理業務に関する責任分担）

第 60 条 「船舶維持管理業務」に関して「事業者」又は「発注者」に増加費用及び損害が発生した場合（ただし、「本事業船舶」の「全損」の場合を除く。）の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する。
- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第 34 条第 4 項又は第 35 条第 4 項に従う。

（船舶維持管理業務の終了）

第 61 条 本契約が解除により中途終了した場合を除き、「事業者」の各「本事業船舶」の「船舶維持管理業務」は、当該「本事業船舶」の「船舶運航終了予定日」に終了する。

第 2 節 船員雇用・養成業務

（船員雇用・養成業務の実施）

第 62 条 「事業者」は、「船員雇用・養成企業」をして、「要求水準」及び「雇用計画書」に従って「船員雇用・養成業務」を実施させる。

- 2 「事業者」は、本契約締結後速やかに、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 97 条第 1 項に基づく「本事業船員」の就業規則を策定し、「発注者」に提出する。「事業者」は、「本事業船員」に対して、当該就業規則を遵守させるほか、労務管理全般を適切に行う。
- 3 「事業者」は、「船員雇用・養成業務」の実施に当たっては、「要求水準」を満たす限りにおいて、経済合理性に配慮し「本事業船員」の効率的な配置に努める一方で、緊急性を要する「発注者輸送所要」を想定し、「待機態勢」を確保する。ただし、第 56 条第 2 項に基づき事前に「発注者」の確認を得た「定期検査等」の実施期間中はこの限りではない。
- 4 「事業者」は、「本事業船舶」の「本事業船員」として、「予備自衛官等」の確保を促進するものとする。また、「本事業船舶」の「本事業船員」に関して、「事業者」は、「予備自衛官等」である「本事業船員」については、できる限り「本事業船舶」の運航に従事できるように配置する。加えて、「事業者」は、「本事業船員」を雇用するに当たっては、事前に「予備自衛官」又はその希望者であることを確認したうえで雇用するものとする。都合により、「予備自衛官」を希望しないで「本事業船舶」の船員として雇用された者については、「事業者」は、その雇用期間中、その希望を尊重する。
- 5 「発注者」は、「事業者」が、前項第三文及び第四文に定めるところに従い、「本事業船員」の雇用に当たって事前に確認を行うこと、雇用期間中その希望を尊重すること、また、「予備自衛官」を希望しないで「本事業船員」として雇用された者を、その雇用期間中、防衛省が「予備自衛官」として採用しないことについて確認するものとする。

(雇用計画書及び雇用実績書)

第 63 条 「事業者」は、「要求水準書」及び「提案書類」に従い、本契約締結後速やかに、「本事業船舶」に係る「船舶運航期間」全体についての「雇用計画書」を「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。また、「事業者」は、「要求水準書」及び「提案書類」に従い、「船舶運航期間」中、各「事業年度」（「船舶運航開始日」を含む「事業年度」を除く。）の 2 月末までに、「本事業船舶」に係る次「事業年度」の「雇用計画書」を「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。

2 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船員」の雇用及び養成を「雇用計画書」に従い実施しなければならない。

3 「事業者」は、各「本事業船舶」の「船舶運航開始予定日」の前日までに、「要求水準書」及び「提案書類」に従い「雇用実績書」を「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。また、「事業者」は、「本事業船舶」の「船舶運航開始日」以降、各「本事業船員」の 1 日単位での勤務状況に関する月次の「雇用実績書」を翌月の最初の営業日から起算して 5 営業日以内に「発注者」に提出し、確認を得る。

4 前項の規定にかかわらず、「本事業船舶」の「本事業船員」に関して、「事業者」は、その雇用する「予備自衛官等」の人数に変更があった場合には、当該変更時から速やかに「発注者」に対して報告するものとする。

5 「発注者」は、第 1 項及び第 3 項において、「要求水準書」又は「提案書類」を満たしていないと認められる場合は、「事業者」に対して是正を求めることができる。

(本事業船員の養成)

第 64 条 「事業者」は、「要求水準書」及び「提案書類」に従い、「船舶運航期間」にわたり「待機態勢」を維持するため、「本事業船員」に対して「本事業船舶」の運航にあたって「法令等」上求められる海技資格の取得支援及び OJT による技術取得支援を行う。

2 「事業者」は、「発注者」が「船員雇用・養成業務」として「本事業船舶」の「本事業船員」以外の「自衛官」及び「予備自衛官」に対する教育訓練を要請された場合には、積極的に協力する。当該教育訓練の実施の詳細は、「発注者」及び「事業者」との協議により決定するものとする。

(船員雇用・養成業務の報告)

第 65 条 「事業者」は、「要求水準」及び「雇用計画書」に従って、「船舶運航期間」にわたり、四半期末ごとに当該期間の「本事業船員」に対する訓練内容や資格取得支援の内容、雇用状況（「雇用実績書」の概要）、労務管理の状況等、その他「要求水準」との適合状況を確認できる「船員雇用・養成業務」についての報告書を、四半期終了の翌月の最初の営業日から起算して 5 営業日以内に「発注者」に提出し、「発注者」の確認を受ける。

2 前項のほか、「事業者」は、「要求水準」を満たさない事象、「本事業船舶」の運航に支障が生じる事象等が発生した場合、速やかに「発注者」に通知するとともに、復旧のための方策・期間、「本事業船舶」の運航に及ぼす影響等を「発注者」に報告し、事後の方策について「発注者」と協議する。

（船員雇用・養成業務に関する責任分担）

第 66 条 「船員雇用・養成業務」に関して「事業者」又は「発注者」に増加費用及び損害が発生した場合（ただし、「本事業船舶」の「全損」の場合を除く。）の措置は、第 60 条各号の規定を準用する。

（船員雇用・養成業務の終了）

第 67 条 本契約が解除により中途終了した場合を除き、「事業者」の各「本事業船舶」の「船員雇用・養成業務」は、当該「本事業船舶」の「船舶運航終了予定日」に終了する。

第 5 章 船舶運航業務に関する事項

第 1 節 共通事項

（船舶運航業務の実施）

第 68 条 「事業者」は、「船舶運航企業」をして、「要求水準」及び「年度運航計画書」に従って「船舶運航業務」を実施させる。また、本契約に基づき「事業者」と「輸送役務発注者」との間で「輸送役務契約」が締結された場合、当該「輸送役務契約」の履行について、「事業者」及び「輸送役務発注者」は、本章において「輸送役務契約」又は「輸送役務発注者」に言及している規定については当該規定に従うほか、第 11 章の規定に従うものとする。なお、「船舶運航業務」の実施にあたり必要となる経費のうち「運航経費」に該当する部分については、「輸送役務契約」により「輸送役務発注者」から「事業者」に支払うこととし、「サービス対価」には含まない。

2 「事業者」は、「船舶運航業務」の実施に当たっては、緊急性を要する「発注者輸送所要」を想定し、「待機態勢」を確保する。ただし、第 56 条第 2 項に基づき事前に「発注者」の確認を得た各「本事業船舶」の「定期検査等」の実施期間中は、「事業者」は「本事業船舶」の運航を行う義務を負わない。

3 「事業者」は、「船舶運航業務」の実施に当たり、「本事業船舶」を特定の港湾に回航するにあたり「許認可等」が必要になる場合、又は輸送対象となる「装備品等」に燃料等の危険物が含まれ、「管海官庁」の危険物積付検査を取得する必要がある場合のほか、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）及び海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）等の法令に基づき、「発注者輸送所要」を満足するために必要となる「許認可等」の取得または届出が必要となる場合には、自らの責任及び費用でこれを取得又は届出する。ただし、「船舶運航業務（防衛出動等）」の実施に際して必要となる「許認可等」の取得または届出については、可能な限り「発注者」が自らの責任及び費用でこれを取得又は届出するものとし、「事業者」が「許認可等」の取得または届出する必要がある場合についても、その費用は「発注者」がこれを負担する。

（緊急時の措置）

第 69 条 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」の損傷又は消失、災害、衝突その他「本事業船舶」の運航に支障を来たす事態が生じた場合には、直ちにその状況を「発

注者」及び「輸送役務発注者」に通知しなければならない。

- 2 前項に定める事態が生じた場合、「事業者」は、「発注者」及び「輸送役務発注者」と協議の上、直ちに調査を行い必要な緊急の措置を採るとともに、当該協議及び調査の結果に基づく措置を講じ、その結果を「発注者」及び「輸送役務発注者」に報告しなければならない。
- 3 「事業者」は、第1項に定める事態が生じた場合には、前項に定める措置をとるほか、「発注者」及び「輸送役務発注者」の指示に従って、「船舶運航業務」の変更、その他の必要な措置を講ずる。
- 4 「事業者」は、前項の措置を実施するに当たって必要な費用を負担するものとする。ただし、「事業者」が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については、「発注者」又は「輸送役務発注者」がそれぞれこれを負担する。

(船舶運航業務における第三者の使用等に係る措置)

第70条 「発注者」は、「船舶運航企業」が第17条に基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、「船舶運航業務」の実施につき不適当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに「発注者」に通知しなければならない。

(船舶運航業務に関する責任分担)

第71条 「船舶運航業務」に関して「事業者」又は「発注者」に増加費用及び損害が発生した場合（ただし、次項以下に定める場合、第52条に定める運航開始が遅延した場合、「本事業船舶」の「全損」の場合及び第11章に定める場合を除く。）の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」及び「輸送役務発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」又は「輸送役務発注者」はそれぞれ合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第34条第4項又は第35条第4項に従う。
- 2 前項の規定にかかわらず、「船舶運航業務（通常時）」及び「船舶運航業務（緊急時）」において、①「輸送役務発注者」が出発港湾にて輸送する「装備品等」を引き渡す時点まで及び②「輸送役務発注者」が到着港湾にて輸送する「装備品等」の引き渡しを受けた時点以降に、「装備品等」について生じた「船舶運航業務」に関する損害及び増加費用は、「本事業」の範囲外として「輸送役務発注者」がこれを負担する。ただし、当該損害及び増加費用が「事業者」の責めに帰すべき事由によることを「輸送役務発注者」が立証した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。なお、陸上輸送を実施した場合、出発港湾及び到着港湾を「駐屯地等」に読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、「船舶運航業務（防衛出動等）」における「防衛出動船舶」

の運航中に「発注者」に増加費用又は損害が生じた場合であって、当該増加費用又は損害が「船体等現状報告書」又は船舶引渡を証明する書類に記載のない事項に起因する場合（当該増加費用又は損害が「事業者」の故意又は重過失に起因する場合を除く。）、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担しない。

（船舶運航業務の終了）

第 72 条 本契約が解除により中途終了した場合を除き、「事業者」の各「本事業船舶」の「船舶運航業務」は、「船舶運航終了予定日」に終了する。

第 2 節 船舶運航業務（通常時）

（年度運航計画書）

第 73 条 「発注者」は、「本事業船舶」に係る「船舶運航開始日」を含む「事業年度」については、本契約締結後速やかに、それ以降の「事業年度」については「船舶運航期間」中の前「事業年度」の 2 月末までに、「船舶運航業務（通常時）」の実施に必要となる輸送役務についての各「事業年度」にかかる年度輸送役務計画を作成し、「事業者」に通知する。

2 「事業者」は、前項で「発注者」から通知された年度輸送役務計画を受領・確認した時点から速やかに、「船舶運航業務（通常時）」、「民間収益事業」及び「定期検査等」の各実施期間を踏まえ、各「本事業船舶」の「年度運航計画書」の案を策定して「発注者」に提出する。「発注者」は、必要に応じて「事業者」と調整を行った上で、「年度運航計画書」を確定し、「船舶運航開始日」まで又は前「事業年度」末までに「事業者」にその旨を通知する。

3 「事業者」は、「船舶運航期間」中、各「本事業船舶」の運航を「年度運航計画書」に従い実施しなければならない。ただし、「船舶運航業務（防衛出動等）」及び「船舶運航業務（緊急時）」の場合には、第 77 条乃至第 80 条の規定に従う。

4 「発注者」及び「事業者」は、両者協議のうえで「年度運航計画書」の内容を変更できる。

5 「発注者」は、第 2 項及び第 3 項において、「要求水準書」又は「提案書類」を満たしていないと認められる場合は、「事業者」に対して是正を求めることができる。

（出港までの船舶運航（通常時））

第 74 条 「輸送役務発注者」は、「事業者」が港湾管理者等と調整した内容を踏まえた上で、前条に基づき確定した「年度運航計画書」に基づき、同計画で予定されている「本事業船舶」の各運航開始の 50 日前を基準に、当該運航に係る「輸送役務契約」の仕様書（案）を「事業者」に対して通知する。

2 「事業者」は、前項により「輸送役務発注者」から通知された「輸送役務契約」の仕様書（案）に基づき、「要求水準書」に従い、運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書を作成し、「輸送役務発注者」に提出する。「輸送役務発注者」及び「事業者」は、必要に応じて運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容について協議する。

3 「輸送役務発注者」は、運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容を確認したうえで、「輸送役務契約」の仕様書を確定し、「事業者」に通知する。

- 4 「輸送役務発注者」及び「事業者」は、各運航開始の30日前を基準に、前項で確定した「輸送役務契約」の仕様書に記載の「運航経費」その他の条件が不合理でない限り、当該仕様書の内容に基づき、「輸送役務契約」を締結する。
- 5 「事業者」は、港湾管理者等との調整を踏まえて「輸送役務契約」に基づき運航計画及び荷役要領を確定させた後、「輸送役務発注者」に通知し、その確認を得る。
- 6 「輸送役務発注者」は、運航開始10日前を基準に、「事業者」に対して輸送する「装備品等」の内訳及びコンテナ数の通知を行う。「事業者」は、当該通知を受領・確認したうえで、必要に応じて「輸送役務発注者」と調整を行う。
- 7 「事業者」は、「要求水準書」、「提案書類」及び「輸送役務契約」に従い、「係留施設」又は防衛省と「事業者」で協議し防衛省が承諾した出発港から各運航の出発港湾まで「本事業船舶」を運航し、出発港湾において必要な準備を行う。
- 8 「事業者」は、「輸送役務契約」に従い、必要により、次の業務を実施する。
 - 一 駐屯地等におけるコンテナへの梱包作業
 - 二 駐屯地等での車両（自衛隊用車両含む。）へのコンテナの積載
 - 三 駐屯地等から出発港湾へのコンテナの陸上輸送
 - 四 出発港湾での車両（自衛隊用車両含む。）からのコンテナの卸下
 - 五 出発港湾におけるコンテナの一時保管場所の確保
- 9 「事業者」は、前々項及び前項の準備及び積上げが完了した後、出発港湾より「本事業船舶」を出港させる。

（出港後、到着までの船舶運航（通常時））

第75条 「事業者」は、「輸送役務契約」が締結された場合、「要求水準書」及び「提案書類」並びに「輸送役務契約」に基づき、「輸送役務契約」で指定された「発注者輸送所要」、「運航経費」、履行期間、出発港湾及び到着港湾（添付される仕様書の内容を含む。）に従い、善良な管理者の注意をもって「本事業船舶」を運航し、輸送役務を履行する。その他「輸送役務契約」の履行については、第11章の規定に従う。

（到着後の船舶運航（通常時））

第76条 「事業者」は、「要求水準書」、「提案書類」及び「輸送役務契約」に従い、「本事業船舶」の到着港湾への到着後速やかに、解縛作業を行うとともに、コンテナの積み下ろしを行う。「事業者」は、当該解縛において、到着港湾内における事故等を防止するための処置を行う。

- 2 「事業者」は、「輸送役務契約」に従い、必要により、次の業務を実施する。
 - 一 到着港湾におけるコンテナの一時保管場所の確保
 - 二 到着港湾での車両（自衛隊用車両含む。）へのコンテナの積載
 - 三 到着港湾から駐屯地等へのコンテナの陸上輸送
 - 四 「駐屯地等」での車両（自衛隊用車両含む。）からのコンテナの卸下
 - 五 「駐屯地等」でのコンテナの開梱作業
- 3 各運航の確認、報告、「運航経費」の請求及び支払その他の事項については、第11章及び「輸送役務契約」の定めに従う。

第3節 船舶運航業務（防衛出動等）

（回航指示までの船舶運航（防衛出動等））

第77条 「発注者」は、「自衛隊法」第76条第1項の規定による防衛出動命令が発せられた場合若しくは事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合、又は同法第77条の4の規定により国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施するため自衛隊の部隊等を派遣する場合における自衛隊の行動のための輸送を行う必要が生じた場合には、速やかに当該輸送が「運航判断要件」を充足するかについて、「事業者」と協議を行うものとする。なお、「運航判断要件」については「要求水準書」に記載された素案をもとに、「本事業」開始後に「発注者」と「事業者」の間で協議の上、成案を作成する。

- 2 前項の協議の結果、「運航判断要件」を充足すると合理的に判断された場合、本条の規定は適用せず、第80条第2項以下の規定に従う。
- 3 第1項の協議の結果、「運航判断要件」を充足しないと合理的に判断された場合であって、「発注者」が「本事業船舶」を自ら運航することが必要と認めた場合、「発注者」は、自ら「防衛出動等」を実施するため、「事業者」に対して「防衛出動等運航準備通知」を発出し、当該「本事業船舶」の裸傭船を求める（以下、当該通知の対象となった「本事業船舶」を「防衛出動船舶」という。）。
- 4 前項の場合、「事業者」は、「発注者」からの「防衛出動等運航準備通知」発出後速やかに「要求水準書」及び「提案書類」に従い、「防衛出動船舶」を、同船舶を「発注者」へ引き渡す港湾として「発注者」が指定する「裸傭船引渡港湾」での引渡しに必要な「船舶引渡計画書等」を作成し、「発注者」に提出し、その承認を得る。
- 5 第3項の場合において、「防衛出動等運航準備通知」発出時に「事業者」が「防衛出動船舶」を用いて「民間収益事業」を実施している場合、「事業者」は、同通知発出後速やかに、必要に応じてコンテナの積み下ろし措置を講じる。
- 6 「事業者」は、第4項（及び必要な場合は前項）の 절차를完了したうえで、「裸傭船引渡港湾」への「防衛出動船舶」の回航を指示する。

（出動前の船舶の引渡（防衛出動等））

第78条 前条第3項の場合であって、「防衛出動船舶」が「裸傭船引渡港湾」に到着した後、「事業者」は、「船舶引渡計画書等」に基づき、「裸傭船引渡港湾」における燃料残油量等の船体状況その他引渡遅延の有無等の状況に係る書類（以下「船体等現状報告書」という。）を「発注者」に提出し、「発注者」は、「事業者」の提出した「船体等現状報告書」に基づき現状確認を実施し、船体状況その他引渡遅延の有無等の状況についての確認書（以下「現状等確認書」という。）を「事業者」に交付する。「事業者」は、「発注者」から「現状等確認書」を受領した後、船舶引渡を証明する書類を「発注者」に提出し、その承認を受けた上で、「防衛出動船舶」を「発注者」に現状有姿により引き渡す。

- 2 「事業者」は、前条第1項の協議とともに、「裸傭船引渡港湾」における荷役作業等の可否についても「発注者」と協議し、当該協議の結果、前項の「裸傭船引渡港湾」における「防衛出動船舶」の引き渡しにおいて港湾管理者との調整や荷役作業、貨物等の積み上げ等を「事業者」が実施することが可能と合理的に判断される場合、「発注者」は当該作

業の実施を「事業者」に要請し、「事業者」は自らの責任及び費用においてこれを実施する。

- 3 「事業者」は、「発注者」に対して「防衛出動船舶」の引渡しを行った後、「船舶安全法施行規則」第41条第1項第2号に基づき、船種登録運輸局に対して速やかに「防衛出動船舶」の船舶検査証書の返納を行う。
- 4 「発注者」は、前各項の手続を完了したうえで、「自衛隊法」第70条第1項の規定に基づき招集される「予備自衛官」を含む「自衛官」により「本事業」の範囲外で「防衛出動船舶」を自ら運航する。

(出動後の船舶の引渡し(防衛出動等))

第79条 「発注者」は、第77条第1項に定める状態が解消された場合、遅滞なく「事業者」の指定する造船所に「防衛出動船舶」を回航指示する。

- 2 「事業者」は、前項で定める造船所に「防衛出動船舶」が到着してから速やかに、「防衛出動船舶」の損傷等を確認し、損傷等確認書を作成するものとし、「発注者」はこれに立ち会う。
- 3 前項の確認の結果、「事業者」が「防衛出動船舶」の修繕工事等が必要と合理的に判断した場合、「事業者」は、当該修繕工事等実施前に修繕見積書を作成し、「発注者」の承認を得る。その上で、「事業者」は、当該見積書に基づき、「発注者」との間で修繕工事等に伴う契約上の措置を行い、当該措置に基づいて修繕工事等を実施する。
- 4 第2項の確認の結果「事業者」が「防衛出動船舶」の修繕工事等が不要と判断した場合(不合理に必要と判断した場合を含む。)又は前項に基づき修繕工事を完了した場合、「管海官庁」に対して「定期検査」の申請及び受検を実施し、「防衛出動船舶」の船舶検査証書を受領する。

第4節 船舶運航業務(緊急時)

(船舶運航(緊急時))

第80条 「発注者」は、第77条第1項に定める場合以外の場合であって「発注者輸送所要」のうち「年度運航計画書」に予め記載がなくかつ特に「本事業船舶」を使用する緊急性があると判断する場合には、当該輸送が「運航判断要件」を充足するかについて、「事業者」と協議を行うものとする。なお、「運航判断要件」については「要求水準書」に記載された素案をもとに、「本事業」開始後に「発注者」と「事業者」の間で協議の上、成案を作成する。

- 2 ①第77条第1項に定める場合であって同条第2項の判断がなされた場合、又は②前項の協議の結果、「運航判断要件」を充足すると合理的に判断された場合、「発注者」は、「事業者」に対して「緊急輸送通知」を発出する(以下、当該通知の対象となった「本事業船舶」を本条において「緊急輸送船舶」という。)
- 3 「輸送役務発注者」は、港湾管理者等との調整の上で、前項の「緊急輸送通知」が「発注者」から発出された後速やかに「輸送役務契約書」の仕様書(案)を「事業者」に対して通知する。
- 4 「事業者」は、第2項の「緊急輸送通知」が「発注者」から発出された後5日間以内を

基準に運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書を作成する。「輸送役務発注者」及び「事業者」は、必要に応じて運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容について協議する。

- 5 「輸送役務発注者」は、運航計画、荷役要領及び見積書の内容を確認したうえで、「輸送役務契約」の仕様書を確定し、「事業者」に通知する。
- 6 「輸送役務発注者」及び「事業者」は、前項で確定した「輸送役務契約」の仕様書に記載の「運航経費」その他の条件が不合理でない限り、当該仕様書の内容に基づき、「緊急輸送通知」の発出後 6 日間以内を基準に、「輸送役務契約」を締結する。
- 7 「事業者」は、港湾管理者等との調整を踏まえて「輸送役務契約」に基づき運航計画及び荷役要領を確定させた後、「輸送役務発注者」に通知し、その確認を得る。
- 8 「輸送役務発注者」は、「緊急輸送通知」発出から 7 日間以内を基準に、「事業者」に対して「緊急輸送船舶」の輸送対象となる「装備品等」の内訳（機材等）の諸元を通知する。
- 9 「事業者」は、前各項に定める各準備を完了したうえで、「緊急輸送通知」発出から 8 日間以内を基準に、「要求水準書」、「提案書類」及び「輸送役務契約」に従い、「緊急輸送船舶」を「係留施設」又は防衛省と「事業者」で協議し防衛省が承諾した出発港から出港させ、「輸送役務契約」の仕様書で示された指定港湾まで運航し、必要な準備を行う。
- 10 前項の出港前の「緊急輸送船舶」の運航については、「要求水準書」、「提案書類」及び「輸送役務契約」に従うほか、第 74 条の規定に従う。
- 11 「事業者」は、9 項の準備及び積上げが完了した後、「緊急輸送船舶」を指定港湾より出港させる。「事業者」は、前各項に定める手続に要する時間を考慮し、第 2 項の「緊急輸送通知」が「発注者」から発出された後 8 日間以内に「本事業船舶」を「係留施設」又は防衛省と「事業者」で協議し防衛省が承諾した出発港から出港できるように手続を行うものとする。ただし、「管海官庁」における手続きが通常時に比べて明らかに時間を要することが認められる場合はこの限りではない。
- 12 前項の出港後の「緊急輸送船舶」の運航については、「要求水準書」、「提案書類」及び「輸送役務契約」に従うほか、第 75 条及び第 76 条の規定に従う。

第 5 節 輸送役務発注者の実施する業務

（輸送役務発注者の実施する業務）

第 81 条 「輸送役務発注者」は、「船舶運航期間」中、「要求水準書」及び「輸送役務契約」に基づき、以下の各号に掲げる業務を行う。

- 一 防衛省と「事業者」で協議した「本事業船舶」に積上げ及び積み下ろしする「装備品等」の陸上輸送
- 二 防衛省と「事業者」で協議した第 74 条第 8 項に規定する「本事業船舶」への積上げ、並びに第 76 条第 2 項に定める「本事業船舶」からの積み下ろし
- 2 前項に掲げる業務以外の「本事業船舶」の運航に必要な業務は、本契約に別途定めのない限り、「事業者」がこれを実施する。

第6章 全般管理業務に関する事項

（全般管理業務における第三者の使用等に係る措置）

第82条 「発注者」は、「全般管理企業」が第17条に基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、「全般管理業務」の実施につき不相当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに「発注者」に通知しなければならない。

（全般管理業務に関する責任分担）

第83条 「全般管理業務」に関して「事業者」又は「発注者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）。
- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第34条第4項又は第35条第4項に従う。

第7章 民間収益事業

（民間収益事業）

第84条 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「要求水準書」、「提案書類」及び本契約別紙11「民間収益事業の実施要領書」に基づき、「船舶運航業務」における「事業者」の義務履行に支障を及ぼさない範囲において、「本事業船舶」により、「民間収益事業」を実施する。

2 「事業者」は、自らの責任及び費用において「民間収益事業」を実施するものとし、「民間収益事業」に起因して「事業者」若しくは「発注者」又は第三者に生じた一切の損害又は増加費用をすべて負担するものとする。また、「民間収益事業」の実施により得られる収入については、「民間収益事業」の利用対価を除き、全て「事業者」に帰属するものとする。

第8章 サービス対価の支払に関する事項

（サービス対価の支払）

第85条 「発注者」は、本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」に従い、各「本事業船舶」について、「支払対象期間」に係る「各業務」が「要求水準」に適合して履行さ

れ、その成果が確認された場合に限り、当該「支払対象期間」に係る「サービス対価」を支払うものとする。「事業者」は、当該確認を受けた後、適法な請求書を「発注者」に提出するものとし、「発注者」は、「事業者」から「発注者」に対する適法な請求書を受領した日から 30 日以内に「サービス対価」を「事業者」に支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合はその前日までに支払う。

2 「発注者」は、本契約の定めるところにより「事業者」に発生した合理的な増加費用及び損害について「発注者」が負担するものとされているときは、その合理的な増加費用及び損害を負担する。この場合、「発注者」は、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

3 「発注者」は、本契約の定めるところにより「サービス対価」を減額する場合には、本契約履行に係る費用のうち減少費用を「サービス対価」から減額する。ただし、本項の減額の場合において、「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額について、「発注者」と「事業者」が協議を行い、「発注者」はこれを負担する。

4 「発注者」は、「本事業船舶」に係る「船舶運航開始予定日」以降、「事業者」の責めに帰すべき事由により当該「本事業船舶」に係る「船舶運航業務」が開始されない場合には、当該「本事業船舶」に係る「運航遅延期間」に相当する、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」を支払わない。

5 「発注者」は、「本事業船舶」に係る「船舶運航開始予定日」以降、「発注者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が当該「本事業船舶」に係る「船舶運航業務」を開始できない場合には、当該「本事業船舶」に係る「運航遅延期間」に相当する、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」を支払わない。ただし、本項の場合において当該「船舶運航業務」の開始遅延に関して「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額については「発注者」が負担し、「発注者」は「事業者」との協議により当該金額とその支払方法について定める。

6 「発注者」は、「本事業船舶」に係る「船舶運航開始予定日」以降、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、当該「本事業船舶」に係る「船舶運航業務」が履行不能な場合には、当該「本事業船舶」に係る「運航遅延期間」に相当する、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」を支払わない。ただし、本項の場合において当該「船舶運航業務」の開始遅延に関して「事業者」が負担を免れない合理的な増加費用及び損害の負担については、第 34 条第 4 項又は第 35 条第 4 項がそれぞれ適用される。

7 「発注者」は、「支払対象期間」に係る「各業務」について、「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」がある場合には、本契約別紙 3「業績等の監視及び改善要求措置要領」に従い改善を要求するとともに、同別紙に記載の減額対象となる「サービス対価」の減額の請求を行うことができる。また、当該「業務不履行」が改善され、「発注者」がその改善を確認するまでの間、当該「支払対象期間」に係る「サービス対価」の支払を留保することができる。

8 前項の規定により支払を留保した場合において、「事業者」が当該「業務不履行」を改善し、「発注者」がその改善及び当該「支払対象期間」に係る業務の成果を確認したときは、「事業者」は、支払を留保された「サービス対価」のうち、本契約別紙 3「業績等の監視及び改善要求措置要領」に基づく減額後の金額を請求することができる。

9 第7項に基づく支払の留保は、第25条に定める支払の遅延には該当せず、当該留保期間について遅延利息は発生しない。

10 「発注者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」があった場合において、前項に基づく減額とは別に、当該「業務不履行」に伴い本契約に基づき「発注者」に発生した損害の賠償を「事業者」に請求することができる。

(サービス対価の改定)

第86条 物価変動に応じた「サービス対価」の改定は、本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」の定めるところによる。

第9章 船舶運航期間中の全損

(本事業船舶の全損の回避)

第87条 「船舶運航期間」中に「本事業船舶」に「全損」が生じた場合又は生じるおそれがあることが判明した場合、「事業者」は、直ちにこれを「発注者」に通知するとともに、「発注者」と協議の上、あらゆる手段をつくして当該「本事業船舶」の復旧又は性能維持に努めなければならない。

(全損の原因調査)

第88条 「本事業船舶」に「全損」が生じた場合、「事業者」は、当該「本事業船舶」の「全損」の原因を調査し、当該「本事業船舶」の「全損」が自らの故意又は重過失により生じたものでない場合には、そのことを証明しなければならない。

2 前項の証明は、「事業者」が、「発注者」及び「事業者」の双方と利害関係を有しない者であって、「発注者」が認める第三者による証明を受けることにより行うものとする。ただし、「本事業船舶」の「全損」が、第29条に従い当該「本事業船舶」に付保された保険における保険事故の対象となることを、「発注者」が確認できた場合には、「事業者」による当該「本事業船舶」の「全損」について「事業者」に故意又は重過失がないことの証明があったものとみなす（以下、「本事業船舶」の「全損」に関する「事業者」の故意又は重過失の存否について同じ。）。

(本事業船舶の全損時の措置)

第89条 「船舶運航期間」中に「本事業船舶」が「全損」となった場合、「発注者」は、「事業者」に対して本契約の一部を解除する旨を通知することにより本契約のうち該当する「本事業船舶」に関する部分を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、当該「本事業船舶」以外の「本事業船舶」に関する部分について本契約が継続するために必要な本契約の変更を行う。

2 「発注者」は、前項の規定により本契約のうち「船舶運航開始日」以降に「全損」となった「本事業船舶」に関する部分を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 「発注者」は、第29条に従い当該「本事業船舶」に付保された保険の支払金額確定後速やかに、解除に係る「本事業船舶」の「本事業船舶調達費の解除時残額」を計算し、

「事業者」に対して支払う。ただし、当該「本事業船舶」の「全損」が「事業者」の故意若しくは重過失により生じたものである場合は、「発注者」は「事業者」に対する支払いをしない。

二 前号の支払の有無にかかわらず、「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、当該確認がなされてから最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 「発注者」は、第一号に基づく金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は当該「本事業船舶」の「全損」が「事業者」の責めに帰すべき事由以外のものであると認められる場合に限り「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

① 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

② 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、第一号に定める保険の支払金額確定が当該期間後となる場合には、①の方法により支払うものとする。

3 「事業者」は、前項の場合であって、当該「本事業船舶」の「全損」が「事業者」の責めに帰すべき事由により生じたものである場合には、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の契約解除日の属する1年間の支払総額の10分の1に相当する金額の合計額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。

4 「発注者」は、前項の場合において、前項に定める違約金の額を超過する損害を被ったときは、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

5 第2項の場合であって、当該「本事業船舶」の「全損」が「発注者」の責めに帰すべき事由によるときは、「発注者」は、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される部分を除く。）を負担し、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

6 第2項の場合であって、当該「本事業船舶」の「全損」が「不可抗力」によるときは、第1項に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される予定の部分を除く。）の負担に関しては、第35条第4項が適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

第 10 章 本契約の解除及び終了に関する事項

第 1 節 解除権等

(発注者の解除権－全部解除)

第 90 条 「発注者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約の全部を解除することができる。ただし、第 89 条第 1 項、第 94 条第二号若しくは第三号又は第 111 条に定める事由に基づく場合には、同項、同各号又は同条に従った解除しか行うことはできない。

- 一 「事業者」に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、「事業者」の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 「事業者」が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- 三 「事業者」が「本事業」の全部又は一部の遂行を放棄したとき。
- 四 「事業者」が電子交換所の取引停止処分、差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- 五 「事業者」が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある「法令等」の違反をしたとき。
- 六 「事業者」の責めに帰すべき事由により、本契約上の「事業者」の義務の履行が不能となったとき。
- 七 「代表企業」、「構成員」のいずれかが「基本協定書」第 7 条第 4 項各号に該当したとき。
- 八 「基本協定書」第 5 条第 3 項の規定に基づき「本事業」の落札者が「発注者」に対して差し入れた、「基本協定書」別紙 3 の様式による「出資者誓約書」に規定されたいずれかの「出資者」が表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの「出資者」が当該「出資者」の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。
- 九 「事業者」が、正当な理由がなく、本契約に定める「事業者」の義務を履行せず、「発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき（第十二号に該当する場合を除く。）。
- 十 本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合において、「事業者」が「輸送役務契約」に定める「事業者」の重大な義務を履行せず、「輸送役務発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 十一 「事業者」が、第 92 条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 十二 「事業者」が、「本事業」の実施において「要求水準」を達成できず、かつ、改善措置を講じても「要求水準」を達成することができないとき。
- 十三 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約上の「事業者」の重大な義務を履行しないとき。

（発注者の任意による解除）

第 91 条 「発注者」は、「本事業」の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180 日以上前に「事業者」に対してその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は該当する「本事業船舶」に関する部分を解除することができる。

（事業者の解除権）

第 92 条 「事業者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「発注者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- 一 「発注者」が本契約に従って支払うべき「サービス対価」を、支払期限到来後 60 日を過ぎても支払わないとき。
- 二 「発注者」が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

第 93 条 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、「事業者」との協議の上、本契約の全部を解除することができる。ただし、第 89 条第 1 項又は第 94 条第二号に定める事由に基づく場合には、同項又は同号に従った解除しか行うことはできない。

- 一 「事業者」による「本事業」の継続が不能又は著しく困難なとき。
- 二 「事業者」が「本事業」を継続するために、「発注者」が過分の費用を負担するとき。

（一部解除）

第 94 条 「発注者」は、理由の如何を問わず、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約のうち、該当する「本事業船舶」に関する部分を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、当該「本事業船舶」以外の「本事業船舶」に関する部分について本契約が継続するために必要な本契約の変更を行う。

- 一 本契約別紙 3「業績等の監視及び改善要求措置要領」の第 1 3.（4）に定めるとき。
- 二 「船舶運航開始日」が「船舶運航開始予定日」から 180 日以上遅延したとき。
- 三 本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合において、「事業者」が「輸送役務契約」に定める「事業者」の重大な義務を履行せず、「輸送役務発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

第 2 節 船舶運航開始日未到来の本事業船舶に係る契約解除の効力

（事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第 95 条 第 90 条又は前条第一号乃至第三号（第二号については同号の遅延が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に限る。以下本条において同じ。）のいずれかにより本契約の全部又は一部が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来していない場合、「事

業者」は、当該「本事業船舶」に係る各「改造等費用金額」の10分の1に相当する金額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。

2 第90条又は前条第一号乃至第三号のいずれかにより本契約の全部又は一部が解除された場合であって、当該解除に起因して「発注者」が損害を被った場合には、当該損害（前項に基づく違約金が発生している場合には当該違約金を超過した部分）を「事業者」に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第90条第六号及び第九号乃至第十三号のいずれかにより本契約の全部が解除された場合であって、「船舶調達業務開始日」が到来しているが「船舶運航開始日」が到来していない場合、当該「本事業船舶」に係る本契約上の義務の履行に関して、不履行が生じていない又は不履行が生じていてもその不履行が「事業者」の帰責事由によるものではないことが明らかである場合には、「発注者」は、当該「本事業船舶」について、次条第1項の規定に従うものとする。

（発注者の帰責事由による契約解除の効力）

第96条 第91条又は第92条により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、当該解除時点において解除の対象となった「本事業船舶」について「船舶運航開始日」が到来していない場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、解除に係る当該「本事業船舶」の「解除時出来高金額」及び「解除時現状復旧費用」の合計額に相当する金額を支払う。ただし、「解除時現状復旧費用」については、「事業者」が「本事業船舶」の現状復旧を行った場合のみ支払うものとする。

二 「発注者」は、前号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、「解除時現状復旧費用」については、「事業者」が「本事業船舶」の現状復旧を行った上で「発注者」に対して報告し、「発注者」がこれを適切と認めたことを条件として支払うものとする。

2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される部分を除く。）を負担し、「事業者」との協議により当該費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）

第97条 第93条又は第94条第二号（同号の遅延が「不可抗力」による場合に限る。）により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来していない場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、解除に係る当該「本事業船舶」の「解除時出来高金額」及び「解除時

- 現状復旧費用」の合計額に相当する金額を支払う。ただし、「解除時現状復旧費用」については、「事業者」が「本事業船舶」の現状復旧を行った場合のみ支払うものとする。
- 二 「発注者」は、前号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。
- ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
- イ 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、「解除時現状復旧費用」については、「事業者」が「本事業船舶」の現状復旧を行った上で「発注者」に対して報告し、「発注者」がこれを適切と認めたことを条件として支払うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される部分を除く。）の負担に関しては、第 34 条第 4 項又は第 35 条第 4 項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

第 3 節 船舶運航開始日到来後の本事業船舶に係る契約解除の効力

（事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第 98 条 第 90 条又は第 94 条第一号乃至第三号（第二号については同号の遅延が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に限る。）により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。ただし、「本事業船舶」が「全損」した場合については、第 89 条の規定に従う。

- 一 「事業者」は、当該「本事業船舶」にかかる契約を解除後速やかに、当該「本事業船舶」を処分する。この場合、当該処分により「事業者」が得た収益額（以下「本事業船舶の解除時処分回収額」という。）が「本事業船舶調達費の解除時残額」を下回る場合、「発注者」は、当該不足額を「事業者」に対して支払う。ただし、本契約の解除が「事業者」の故意又は重過失による場合には、「発注者」は支払いを行わない。なお、「本事業船舶」の処分方法、「本事業船舶の解除時処分回収額」の計算方法及び「本事業船舶の解除時処分回収額」が「本事業船舶調達費の解除時残額」を上回る場合の対応については、「発注者」と「事業者」で協議の上定める。
- 二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した金融費用を負担しない。
- ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、第一号に定める措置による支払金額確定が当該期間後となる場合には、アの方法により支払うものとする。

- 2 「事業者」は、前項の場合において、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の契約解除日の属する1年間の支払総額に相当する金額の10分の1に相当する金額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。
- 3 「発注者」は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第90条第六号及び第九号乃至第十三号のいずれかにより本契約の全部が解除された場合であって、本契約又は「輸送役務契約」上の義務の履行に関して、不履行が生じていない又は不履行が生じていてもその不履行が「事業者」の帰責事由によるものではないことが明らかである場合には、「発注者」は、当該「本事業船舶」について、次条第1項の規定に従うものとする。

(発注者の帰責事由による契約解除の効力)

第99条 第91条又は第92条により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」及び「事業者」は、当該「本事業船舶」の処分及び支払について、前条第1項第一号に定める内容と同じ措置を取ることとする。
- 二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、第一号に定める措置による支払金額確定が当該期間後となる場合には、アの方法により支払うものとする。

- 2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される部分を除く。）を負担し、「事業者」との協議により当該費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)

第100条 第93条又は第94条第二号（同号の遅延が「不可抗力」による場合に限る。）に

より本契約の全部又は一部が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」及び「事業者」は、当該「本事業船舶」の処分及び支払について、第 98 条第 1 項第一号に定める内容と同じ措置を取ることとする。

二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、第一号に定める保険の支払金額確定が当該期間後となる場合には、アの方法により支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される部分を除く。）の負担に関しては、第 34 条第 4 項又は第 35 条第 4 項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

第 4 節 本契約の終了

（契約終了時の本事業船舶の取扱い）

第 101 条 本契約が終了する場合又は契約期間が終了するとき、「本事業船舶」のスクラップ処分の実施、防衛省又は第三者（一連の売買にかかる最終的な取得者を含む。この号において以下同じ。）への「本事業船舶」の譲渡等について「事業者」と協議を行う。「本事業船舶」のスクラップ処分等に当たっては実施場所等の条件を「発注者」が指定する場合があり、「事業者」が、スクラップ処分を実施した場合はスクラップ処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を、国に納付するものとする。「本事業船舶」を契約期間終了後に第三者に譲渡する場合、譲渡先、譲渡の価格及び譲渡対価（譲渡に係る経費及び手数料を差し引いた収益）の納付については「発注者」と協議を実施し、承諾を得るものとする。なお、契約期間終了時において本事業船舶の残存価値が見込まれる場合、その評価方法や取扱い等について防衛省と協議の上、決定する。

（関係書類の引渡し等）

第 102 条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、「設計図書」その他「本事業」に関し「事業者」が作成した一切の書類のうち、「発注者」が合理的に要求するものを、「発注者」に対して引き渡すものとする。

第 11 章 輸送役務契約締結時の処理

(輸送役務契約との関係)

第 103 条 本契約に基づき「事業者」と「輸送役務発注者」との間に「輸送役務契約」を締結した場合には、「事業者」及び「輸送役務発注者」は、「輸送役務契約」の履行に関して、本契約において「輸送役務契約」又は「輸送役務発注者」に言及している規定については当該規定に従うほか、本章の規定に従うものとする。

2 本契約の全部又は一部が解除又は終了した場合であっても、本契約終了時に有効に存続する「輸送役務契約」については、当該「輸送役務契約」の存続期間中、本契約の関連する規定を適用する。

(輸送役務履行の指示、監督)

第 104 条 「輸送役務発注者」は、監督官を任命し、監督官をして「事業者」による「輸送役務契約」の履行の監督を行わせるものとする。

2 「事業者」は、「輸送役務契約」について、「輸送役務発注者」及び監督官の指示・監督に従い誠実に履行するものとする。ただし、「輸送役務発注者」及び監督官の指示、監督によって「事業者」は、その輸送人としての責任を免れるものではない。

(事故報告)

第 105 条 「事業者」は「輸送役務契約」に基づく貨物の滅失、損傷及び延着（第 107 条第 1 項又は第 2 項に基づき、あらかじめ「輸送役務発注者」の承認を受けた場合は除く。）等により「輸送役務発注者」に損害を与えたときは、速やかにその旨を「輸送役務発注者」に報告するとともに事故てん末書を提出しなければならない。

(調査)

第 106 条 「輸送役務発注者」は、「輸送役務契約」に基づく遅滞金その他損害賠償の算定及び債権保全、その他特に必要があるときは、「事業者」から「運航経費」の原価を明らかにした書類、その業務等に関する資料及び報告を徴収し、又は事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査することができる。

2 「事業者」は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(輸送役務の延期、変更等)

第 107 条 「事業者」は、「事業者」の責めに帰すべき理由により「輸送役務契約」に規定された履行期限までに輸送役務を完了することができないとき又はその恐れがある場合、「輸送役務発注者」に対して速やかにその理由を付して履行期限の延期を届け出るものとする。「輸送役務発注者」は、かかる申し出があった場合で、差し支えないと認める期限までに輸送役務を完了する見込みがあると認めたときは、「事業者」から履行期限の翌日から役務完了の日までの日数に応じ、1 日につき「運航経費」の 1000 分の 1 に相当する金額を遅滞料として徴収して、履行期限を延期することができる。

2 「事業者」は、「不可抗力」により、「輸送役務契約」に規定された期限までに輸送役務を完了できないときは、「輸送役務発注者」に対して速やかにその理由を付して期限の

延期を求めることができる。この場合、「輸送役務発注者」は「事業者」の請求を正当と認めたときは、無償で履行期限を延期することができる。ただし、その延期日数は「輸送役務発注者」及び「事業者」が協議して定めるものとする。

- 3 前2項のほか、「事業者」若しくは「輸送役務発注者」の責めに帰すべき事由又は「不可抗力」、「法令等の変更等」その他著しい事情の変更により「輸送役務契約」に定める条件を変更する必要があるときは、「輸送役務発注者」及び「事業者」が協議の上、「輸送役務契約」に定める条件を変更することができるものとする。

(臨機の処置)

第108条 「事業者」は、「不可抗力」によって、「輸送役務発注者」の「装備品等」の輸送が困難になったとき、当初の輸送方法によることができなくなったとき及びその恐れがあるときは、速やかに「輸送役務発注者」に指示を求めるものとする。

- 2 前項において、「事業者」は、「輸送役務発注者」の指示を待つことができない緊急の必要性があるときは、輸送経路又は輸送方法等を変更することができる。この場合、「事業者」は、「輸送役務発注者」に対して変更事項を、書面により届け出るものとする。

(船舶運航業務に関する責任分担)

第109条 「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に増加費用及び損害（「本事業船舶」又は「装備品等」への損害を含むがこれに限られない。）が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする（ただし、第112条の場合を除く。）。

- 一 「輸送役務発注者」の責めに帰すべき事由により「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に増加費用及び損害が発生したことを「事業者」が立証した場合には、「輸送役務発注者」が、当該事由により「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に発生する合理的な増加費用及び損害を負担し（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。
 - 二 「不可抗力」、「法令等の変更等」その他著しい事情の変更により「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に増加費用及び損害が発生したことを「事業者」が立証した場合は、「輸送役務発注者」が、当該事由により「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に発生する合理的な増加費用及び損害を負担し（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。
 - 三 前二号に定める以外の場合であって、「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に増加費用及び損害が発生した場合、「事業者」が、当該増加費用及び損害を負担するものとする。
- 2 前項第三号の規定にもかかわらず、「装備品等」について荷姿及び外装等に異常がなく、内容品に直ちに発見することができない毀損若しくは一部滅失により生じる増加費用又は損害については、「輸送役務発注者」が次条第4項の検査合格通知の日から2週間以内に「事業者」に対してその旨を通知しない限り、「事業者」は、その責を負わないものとする。ただし、「事業者」に当該毀損若しくは一部滅失につき故意又は重大な過失があった場合はこの限りでない。

(輸送役務完了届、輸送役務検査及び代金支払)

第 110 条 「輸送役務発注者」及び「事業者」は、到着港湾の待機地域において、乗船時の検数確認調書及び損傷有無等確認書との突合を行い、装備品等検数・損傷有無等を確認し、確認後、「輸送役務発注者」がかかる確認の完了を確認する。

2 「事業者」は、前項の確認後、各運航後 10 日以内に、輸送役務完了届出及び運航業務報告書(運航期間全般における業務実績の概要を示した報告書)を「輸送役務発注者」又は「輸送役務発注者」の任命する検査官に提出しなければならない。

3 「輸送役務発注者」は、前項の輸送役務完了届を受領した場合には速やかに、自ら又は検査官をして、輸送役務の完了についての検査を行うものとし、検査の結果、適切と認めた場合には検査に合格した旨を「事業者」に通知する。

4 「事業者」又は「事業者」の代理人は、前項の検査に立ち会わなければならない。ただし、「事業者」又は「事業者」の代理人が立ち会わない場合には、「輸送役務発注者」は、立会いのないまま検査を行うことができる。この場合、「事業者」又は「事業者」の代理人は検査の結果について、立会いが無いことのみを理由として異議を申し立てることができない。

5 「事業者」は第 3 項による検査合格の通知を受けた後、適法な支払請求書を「輸送役務発注者」に提出することにより「運航経費」を請求するものとする。「輸送役務発注者」は、当該支払請求書を受領した日から 30 日以内に、「事業者」に対しその「運航経費」を支払うものとする。その他「運航経費」の支払については、本契約別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」の定めに従う。

(輸送役務契約の解除)

第 111 条 「輸送役務発注者」は、次の各号の一に該当するときは、「輸送役務契約」の全部又は一部を解除することができる。

- 一 「事業者」の責めに帰する事由により、「輸送役務契約」に定める履行期限までに輸送役務を完了する見込みがないとき。
- 二 「事業者」が「輸送役務契約」に定める義務に違反したとき。
- 三 「事業者」が「輸送役務契約」の履行が不能となった理由を明らかにして契約解除申請書を提出したとき。
- 四 本契約が解除されたとき。

(輸送役務契約の解除の効力)

第 112 条 「事業者」は、「輸送役務発注者」に対して、前条第一号乃至第四号のいずれか(第三号及び第四号の場合は、「輸送役務契約」の履行が不能となったこと及び本契約が解除されたことが「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に限る。)により「輸送役務契約」が解除された場合、「運航経費」の 10 分の 1 に相当する金額の範囲内で「輸送役務発注者」が決定する違約金を支払わなければならない。ただし、「輸送役務発注者」に生じた損害又は費用が当該違約金額を超える場合は「輸送役務発注者」が、違約金に加え、その超えた金額を、「事業者」に対して損害賠償請求することを妨げない。なお、「輸送役務契約」が解除された場合であっても、本契約に別途の定めのある場合を除き、本契約の効力には影響を及ぼさないものとする。

(仲裁)

第 113 条 「輸送役務契約」に関して紛争が生じた場合において、「輸送役務発注者」と「事業者」の間の協議により、なお解決をみない場合は、一般社団法人日本海運集会所 にその仲裁を依頼するものとする。

第 12 章 表明保証及び誓約等

(事業者による事実の表明保証及び誓約)

第 114 条 「事業者」は、「発注者」に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

- 一 「事業者」は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
- 二 「事業者」による本契約の締結及び履行に関して、「事業者」に対し適用のある「法令等」、「事業者」の定款その他の社内規則上必要とされる「事業者」の一切の手続きが有効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。
- 三 「事業者」による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、「事業者」に適用のある「法令等」に違反せず、又は「事業者」が当事者であり若しくは「事業者」が拘束される契約その他の合意に反しないこと。
- 四 本契約上の「事業者」の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある「事業者」の義務であり、かつ本契約の各規定に従って「事業者」に対して執行可能であること。

- 2 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾なくして、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡・譲受、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為を行わないこと、「基本協定書」に基づいて「出資者」が「発注者」に提出した「出資者誓約書」の内容に虚偽のないこと、及び「事業者」の代表者、取締役その他の役員又は商号に変更があった場合には、直ちに「発注者」に対して通知することを誓約する。

(提出書類)

第 115 条 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「事業者」の会社情報及び財務情報に関する各種書類を「発注者」に提出しなければならない。

- 2 「発注者」は、「本事業」の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて、「事業者」に対して財務状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

(その他特約条項)

第 116 条 本契約の特約として、本契約別紙 7「暴力団排除に関する特約条項」及び本契約別紙 8「談合等の不正行為に関する特約条項」の規定が適用される。これらの別紙において甲とあるのは「発注者」をいい、乙とあるのは「事業者」をいう。

第 13 章 雑則

（本契約の変更）

第 117 条 本契約（別紙を含む。）の変更は、「発注者」及び「事業者」の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

（準拠法及び裁判管轄）

第 118 条 本契約は、日本国の「法令等」に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約に関する紛争又は訴訟について、第一審の専属管轄は、東京地方裁判所とする。

（解釈）

第 119 条 本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含む。以下本条において同じ。）に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、「発注者」及び「事業者」の間で誠実に協議の上、これを定める。

附則

（出資者の誓約）

第 1 条 「事業者」は、「出資者」をして、事前に書面により「発注者」の承諾を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を第三者に対して譲渡させることができる。ただし、「事業者」は、「基本協定書」別紙 3 の「出資者誓約書」を提出した「出資者」については、「発注者」による事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約終了までの間、「事業者」の株式又は「事業者」に対する債権を保有させなければならない。

2 「事業者」は、「出資者」をして、事前に書面により「発注者」の同意を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部に対して担保権を設定させることができる。

3 第 1 項の取扱いは、「出資者」間において「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

（融資団との協議）

第 2 条 「発注者」は、その必要を認めた場合には、「本事業」に関し、「事業者」に融資を行う融資団との間で協議を行う。「発注者」がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項等を定める。

- 一 本契約に関し、「事業者」に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項
- 二 「事業者」の株式又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を、「出資者」から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 三 融資団が「事業者」への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項

四 「発注者」による本契約の解除に伴う措置に関する事項

別紙 1 契約代金額の内訳

単位:円

事業年度	令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 7号船舶サービス対価				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶調達費				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶整備費				0	0					0					0
7号船舶調達利息				0	0					0					0
7号船舶維持管理・運航準備費				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶維持管理費					0					0					0
7号船舶船員費					0					0					0
7号船舶運航準備費					0					0					0
7号船舶雇用促進費					0					0					0
その他の費用（7号船舶）					0					0					0
控除額（民間収益事業）					0					0					0
II. 8号船舶サービス対価				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶調達費				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶整備費					0					0					0
8号船舶調達利息					0					0					0
8号船舶維持管理・運航準備費				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶維持管理費					0					0					0
8号船舶船員費					0					0					0
8号船舶運航準備費					0					0					0
8号船舶雇用促進費					0					0					0
その他の費用（8号船舶）					0					0					0
控除額（民間収益事業）					0					0					0
I + II : サービス対価の合計（税抜）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計（税込）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:円

事業年度	令和12年度					令和13年度					令和14年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 7号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶整備費					0					0					0
7号船舶調達利息					0					0					0
7号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶維持管理費					0					0					0
7号船舶船員費					0					0					0
7号船舶運航準備費					0					0					0
7号船舶雇用促進費					0					0					0
その他の費用 (7号船舶)					0					0					0
控除額 (民間収益事業)					0					0					0
II. 8号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶整備費					0					0					0
8号船舶調達利息					0					0					0
8号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶維持管理費					0					0					0
8号船舶船員費					0					0					0
8号船舶運航準備費					0					0					0
8号船舶雇用促進費					0					0					0
その他の費用 (8号船舶)					0					0					0
控除額 (民間収益事業)					0					0					0
I + II : サービス対価の合計 (税抜)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計 (税込)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:円

事業年度	令和15年度					令和16年度					令和17年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 7号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶整備費					0					0					0
7号船舶調達利息					0					0					0
7号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶維持管理費					0					0					0
7号船舶船員費					0					0					0
7号船舶運航準備費					0					0					0
7号船舶雇用促進費					0					0					0
その他の費用(7号船舶)					0					0					0
控除額（民間収益事業）					0					0					0
II. 8号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶整備費					0					0					0
8号船舶調達利息					0					0					0
8号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶維持管理費					0					0					0
8号船舶船員費					0					0					0
8号船舶運航準備費					0					0					0
8号船舶雇用促進費					0					0					0
その他の費用（8号船舶）					0					0					0
控除額（民間収益事業）					0					0					0
I + II：サービス対価の合計（税抜）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計（税込）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:円

事業年度	令和18年度					令和19年度				総合計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	年度計	
I. 7号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶整備費					0				0	0
7号船舶調達利息					0				0	0
7号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7号船舶維持管理費					0				0	0
7号船舶船員費					0				0	0
7号船舶運航準備費					0				0	0
7号船舶雇用促進費					0				0	0
その他の費用（7号船舶）					0				0	0
控除額（民間収益事業）					0				0	0
II. 8号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶整備費					0				0	0
8号船舶調達利息					0				0	0
8号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8号船舶維持管理費					0				0	0
8号船舶船員費					0				0	0
8号船舶運航準備費					0				0	0
8号船舶雇用促進費					0				0	0
その他の費用（8号船舶）					0				0	0
控除額（民間収益事業）					0				0	0
I + II：サービス対価の合計（税抜）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計（税込）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別紙 2 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

なお、各用語は五十音、数字順に列記している。

1 「運航開始確認書」

第 50 条に基づき「発注者」が「本事業船舶」の「船舶調達業務」が完了したことを確認するとともに、「船舶維持管理業務」、「船員雇用・養成業務」及び「船舶運航業務」の実施に必要な体制が確保されていることを確認した場合に「事業者」に対して交付する確認書をいう。

2 「運航経費」

「輸送役務契約」に基づき、輸送役務の履行の対価として「輸送役務発注者」が「事業者」に支払う金員をいう。

3 「運航遅延期間」

各「本事業船舶」に係る「船舶運航開始予定日」（同日を含む。）から「船舶運航開始日」（同日を含む。）までの期間をいう。

4 「運航判断要件」

「発注者輸送所要」のうち第 77 条第 1 項又は第 80 条第 1 項に定める場合の輸送に関して、「本事業船舶」が運航可能か否かを判断するための基礎となる要件をいう。

5 「解除時現状復旧費用」

本契約が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来していない場合において、解除対象となった「本事業船舶」（ただし、「本事業船舶」を中古船舶の改造により調達する場合に限る。）を「改造等」前の原姿に復旧するのに要した工事部分を「発注者」が検査し、当該検査に合格した部分に相当する金額及びこれに係る「消費税等」をいう。

6 「解除時出来高金額」

本契約が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来していない場合において、解除対象となった「本事業船舶」の「改造等」に係る出来高部分及び関連する「設計図書」等の成果を「発注者」が検査し、当該検査に合格した部分に相当する金額及びこれに係る「消費税等」をいう。

7 「改造等」

「船舶調達業務」として第 40 条第 1 項に基づき実施される新規船舶の建造又は中古船舶の改造を個別に又は総称していう。

8 「改造等費用金額」

「7 号船舶整備費」及び「8 号船舶整備費」のうち、新造船舶の設計・建造費用又は中古船舶の購入・改造、試験、各種検査費用に相当する金額をいう。

9 「各業務」

「事業契約書等」に定める「船舶調達業務」、「船舶維持管理業務」、「船員雇用・養成業務」、「船舶運航業務」及び「全般管理業務」のそれぞれをいう。

- 10 「管海官庁」
「本事業船舶」についての、「船舶安全法施行規則」第1条第14項に定める「管海官庁」をいう。
- 11 「監視職員」
「事業者」による「本事業」の適正かつ確実な履行を確保するために監視等を行う者として「発注者」が定めた職員をいう。
- 12 「基準金利」
本契約別紙9「再計算の利息の算定に係る調達利率」に定める基準金利をいう。
- 13 「基本協定書」
「発注者」、「代表企業」及び「構成員」が締結した「本事業」に関する基本協定書（別紙を含む。）をいう。
- 14 「基本設計書」
「本事業船舶」の基本設計の内容を示す設計図書を総称していう。
- 15 「業績等」
「事業者」の経営管理状況、「事業者」及び「選定企業」が実施する「本事業」における「各業務」の業績及び実施状況（ただし、「輸送役務契約」に基づき実施される「本事業船舶」による輸送役務についての業績及び実施状況は除く。）をいう。
- 16 「業務不履行」
「発注者」による「業績等」に関する監視の結果、「事業者」の責めに帰すべき事由により「要求水準」を達成しない虞がある、又は「要求水準」を達成していないと判断した状態をいう。
- 17 「協力企業」
「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「事業者」に出資することなく、「本事業」に関する「各業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う日本国法人をいう。
- 18 「許認可等」
第28条第1項に定める「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出をいう。
- 19 「緊急輸送通知」
第80条第2項の規定に基づき、「発注者」が「事業者」に対して行う通知をいう。
- 20 「契約解除通知日」
本契約の解除通知が通知の相手方に到達した日をいう。
- 21 「係留施設」
日常的に「本事業船舶」を「待機態勢」時に係留する港湾として「事業者」が確保する港湾をいう。
- 22 「係留施設計画書」
「要求水準書」に基づき「船舶維持管理業務」のうち船舶維持管理に係る業務に関して、「事業者」が作成する「係留施設」の利用条件（係留・係船条件、係留施設からの出入港の方法等）、「係留施設」における「本事業船舶」の保全管理体制等に関する計画書をいう。

- 23 「公共施設等の管理者等」
「PFI 法」第 2 条第 3 項に定める者をいう。
- 24 「構成員」
「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する各業務等を「事業者」から直接受任し、又は請け負うとともに「事業者」に出資する日本国法人のうち、「代表企業」以外の者をいう。
- 25 「雇用計画書」
「要求水準書」及び「提案書類」に従い、「本事業船舶」の「船員雇用・養成業務」に関して「事業者」が作成する、海技資格や予備自衛官の有無を含む、「本事業船員」の体制に係る、「船舶運航期間」全体の雇用計画書と毎「事業年度」の雇用計画書を個別に又は総称していう。
- 26 「雇用実績書」
「要求水準書」及び「提案書類」に従い、「本事業船舶」の「船員雇用・養成業務」に関して「事業者」が作成する、「本事業船員」各人の「予備自衛官等」の身分の有無、保有する海技資格の種類、雇用状況に係る実績書を個別に又は総称していう。
- 27 「梱包作業」
コンテナへの積込作業及び保定作業を総称していう。
- 28 「サービス対価」
「発注者」が「事業者」に支払う「本事業」の実施による対価であるところの「7 号船舶サービス対価」及び「8 号船舶サービス対価」の合計額をいい、詳細は本契約別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 29 「再計算の利息」
本契約が解除された場合に、「契約解除通知日」から「発注者」が選択した支払方法による支払日（当該支払日が複数ある場合には、それぞれの支払日）までの期間について「調達利率」により再計算した利息の額をいう。ただし、当該利息の算定を行うにあたっての「調達利率」は、契約解除の事由及び選択した支払方法によって異なり、詳細は本契約別紙 9「再計算の利息の算定に係る調達利率」による。
- 30 「再受任者」
「本事業」の実施に伴う「各業務」の一部を「事業者」から直接受任を受けて業務を実施する「選定企業」から受任する者をいう。
- 31 「自衛官」
防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 39 条に定める自衛官をいう。
- 32 「自衛隊法」
自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）をいう。
- 33 「事業期間」
本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約の全部が解除された日又は各「本事業船舶」の「船舶運航終了予定日」のいずれか遅い日の双方のうち、いずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 34 「事業契約書」
「発注者」と「事業者」が締結した「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）事業

契約書」（別紙を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。

35 「事業契約書等」

「事業契約書」、「入札説明書等」及び「提案書類」の総称をいう。

36 「事業工程表」

「本事業」の「事業期間」に亘る工程表をいう。

37 「事業者」

「基本協定書」に基づいて「代表企業」及び「構成員」が「本事業」の実施のみを目的として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立した新会社をいう。

38 「事業年度」

「事業期間」中の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とし、初年度については、「事業契約書」の締結日から最初に到来する 3 月 31 日までとする。

39 「支出負担行為」

財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条の 2 第 1 項に規定する支出負担行為をいう。

40 「下請負人」

「本事業」の実施に伴う「各業務」の一部を「事業者」から直接請け負って業務を実施する「選定企業」から請け負う者をいう。

41 「支払対象期間」

各「事業年度」における 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、又は 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間又は 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間をいう。

42 「出資者」

「事業者」の株式を所有する日本国法人をいう。

43 「出資者誓約書」

「基本協定書」に基づいて「出資者」である者が「発注者」に提出する誓約書をいい、「基本協定書」別紙 3 に記載の書式による。

44 「詳細設計書」

「本事業船舶」の詳細設計の内容を示す設計図書を総称していう。

45 「消費税等」

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。

46 「成果物」

「要求水準書」、「発注者」の要求その他本契約に基づき「事業者」が作成する「設計図書」その他の一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

47 「設計図書」

「基本設計書」と「詳細設計書」を総称していう。

48 「船員雇用・養成企業」

「本事業船舶」の「船員雇用・養成業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。

49 「船員雇用・養成業務」

「本事業船舶」が「待機態勢」を確保できるよう、「本事業船員」を雇用・維持のうえ、「本事業船舶」の運航にあたって必要となる教育・訓練の実施及び適切な配乗・労務管理に係る一切の業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。

50 「全損」

「船舶運航期間」において、各「本事業船舶」が滅失した場合、著しい損傷を被り技術的・物理的・経済的に修繕不能となった場合又は救助が不可能な場合であって、当該「本事業船舶」に関する「本事業」の継続が不可能と「発注者」が認める状態をいう。

51 「選定企業」

「代表企業」、「構成員」及び「協力企業」を個別に又は総称していう。

52 「選定事業」

「PFI 法」第 2 条第 4 項に定める選定事業をいう。

53 「船舶安全法」

船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）をいう。

54 「船舶安全法施行規則」

船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）をいう。

55 「船舶維持管理企業」

「本事業船舶」の「船舶維持管理業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。

56 「船舶維持管理業務」

「本事業船舶」の「待機態勢」を確保するために必要な「本事業船舶」の保守点検・修繕、船用品の手配・維持、「係留施設」の確保・維持等に関する一切の業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。

57 「船舶維持管理業務計画書」

「船舶維持管理業務」のうち船舶維持管理に係る業務の実施に必要となる人員、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等についての計画書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」による。

58 「船舶運航開始日」

各「本事業船舶」について、「発注者」が「事業者」に対して、第 50 条に基づき交付する「運航開始確認書」に記載した日をいう。

59 「船舶運航開始予定日」

各「本事業船舶」の「船舶運航業務」の開始予定日を個別に又は総称していう。

60 「船舶運航期間」

各「本事業船舶」につき、「船舶運航開始日」（同日を含む。）以降本契約の終了日までの期間をいう。

61 「船舶運航企業」

「本事業船舶」の「船舶運航業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。

62 「船舶運航業務」

「発注者」の輸送所要に対応可能とするように「本事業船舶」の運航を行うにあたって必要な業務全般であって、船舶の運航準備、船舶の運航に際して寄港予定の港湾施設の確保・調整に至るまでの船舶の運航に関して必要な一切の業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。

63 「船舶運航業務（緊急時）」

「船舶運航業務」のうち、「緊急輸送通知」に基づく「事業者」による「本事業船舶」の運航に係る業務をいう。

64 「船舶運航業務（通常時）」

「船舶運航業務」のうち、自衛隊訓練及び公的機関の輸送等における「事業者」による「本事業船舶」の運航に係る業務であって、「船舶運航業務（緊急時）」及び「船舶運航業務（防衛出動等）」以外の業務をいう。

65 「船舶運航業務（防衛出動等）」

「船舶運航業務」のうち、「防衛出動等運航準備通知」に基づく「事業者」による「本事業船舶」の「発注者」に対する裸傭船等に係る業務をいう。

66 「船舶運航終了予定日」

各「本事業船舶」の「船舶運航業務」の終了予定日である令和 19 年 12 月 31 日をいう。ただし、本契約の規定に基づき各「本事業船舶」の「船舶運航業務」の終了予定日が変更された場合には、変更後の終了予定日をいう。

67 「船舶救命設備規則」

船舶救命設備規則（昭和 40 年運輸省令第 36 号）をいう。

68 「船舶調達企業」

本契約に定める「船舶調達業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。

69 「船舶調達業務」

「本事業船舶」の調達に関する業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。

70 「船舶調達業務開始日」

各「本事業船舶」の「調達業務」が開始した日を個別に又は総称していう。

71 「船舶調達業務開始予定日」

各「本事業船舶」の「調達業務」を開始する日として、「事業工程表」に記載された日を個別に又は総称していう。

72 「船舶引渡計画書等」

「要求水準書」に基づき「船舶運航業務（防衛出動等）」に関して「裸傭船引渡港湾」での「防衛出動船舶」の引渡に必要な書類として「事業者」が作成する船舶引渡計画書及び（必要な場合）荷役要領の総称をいう。

73 「船舶法」

船舶法（明治 32 年法律第 46 号）をいう。

74 「全般管理企業」

「全般管理業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提

案書類」に記載される者をいう。

75 「全般管理業務」

「事業者」の経営管理及び「選定企業」の業務管理、「発注者」との間の連絡調整その他「本事業」の全般的な管理に必要な業務等をいい、その業務内容の詳細は本契約のほか、「要求水準書」及び「提案書類」による。

76 「総括代理人」

「事業者」が第 21 条第 2 項の権限を行使させるために設置する者をいう。

77 「装備品等」

「本事業船舶」の輸送対象となる、装備品及び危険物を含む補給品をいう。

78 「その他の費用」

「その他の費用（7 号船舶）」及び「その他の費用（8 号船舶）」を個別に又は総称していう。

79 「その他の費用（7 号船舶）」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち、「事業者」の開業に伴う諸費用、事業契約締結日から「事業期間」の終了日までの「全般管理業務費」及び「事業者」の管理費用並びに「事業者」の税引前利益（「7 号船舶調達利息」に計上される部分を除く。）を他の船舶における「その他の費用」と業務量等の比率で合理的に按分したものによる対価をいい、その内容は本契約別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

80 「その他の費用（8 号船舶）」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち、「事業者」の開業に伴う諸費用、事業契約締結日から「事業期間」の終了日までの「全般管理業務費」及び「事業者」の管理費用並びに「事業者」の税引前利益（「8 号船舶調達利息」に計上される部分を除く。）を他の船舶における「その他の費用」と業務量等の比率で合理的に按分したものによる対価をいい、その内容は本契約別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

81 「待機態勢」

「発注者」からの「緊急輸送通知」発出後、遅くとも 8 日間で「係留施設」又は防衛省と「事業者」で協議し防衛省が承諾した出発港を、出港準備を完了させた上で出港できるよう、「要求水準」を満たした「本事業船舶」及び「本事業船員」が確保された状態のことをいう。出港準備が完了した状態とは、原則的に、運航に必要な船員が乗船し、水、燃料が満載されるとともに、運航に必要な物品等が積載された状態を指す。

82 「代表企業」

「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する各業務等を「事業者」から直接受任し、又は請け負うとともに「事業者」に出資する日本国法人のうち、「提案書類」において代表企業として定められる者をいう。

83 「第四種船」

「船舶救命設備規則」第 1 条の 2 第 4 項に定める第四種船をいう。

- 84 「知的財産権等」
特許権、意匠権、商標権、実用新案権等の工業所有権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の総称をいう。
- 85 「中間検査」
「船舶安全法」第5条第1項第2号にいう中間検査をいう。
- 86 「駐屯地等」
全国の駐分屯地及び基地または「輸送役務発注者」が指定した場所をいう。
- 87 「長期整備作業計画書」
「船舶維持管理業務」に関する長期整備作業計画書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」による。
- 88 「調達利息」
「7号船舶調達利息」及び「8号船舶調達利息」を個別に又は総称していう。
- 89 「調達利率」
「基準金利」と「提案書類」に記載された利ざやを合計した、「調達利息」の料率をいう。
- 90 「提案書類」
「選定企業」が「本事業」の入札手続において「発注者」に提出した「本事業」の実施に係る提案書類一式（「発注者」が当該提案書類一式の詳細を明確化するために、本契約の締結までに「事業者」に提出を求めた資料その他の情報を含む。）をいい、内容を明確化するために、「発注者」及び「事業者」が本契約の締結までに確認した事項を含む。
- 91 「定期検査」
「船舶安全法」第5条第1項第1号にいう定期検査をいう。
- 92 「定期検査等」
「事業者」が「船舶維持管理業務」を実施するに当たり、第56条第2項に基づき「発注者」の確認を得た上で、同条第3項に基づき実施する「中間検査」又は「定期検査」を個別に又は総称していう。
- 93 「入札説明書等」
「発注者」が「本事業」の入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 94 「年度運航計画書」
「船舶運航業務」に関する「船舶運航期間」中の各「事業年度」ごとの運航計画書を個別に又は総称していい、その内容の詳細は「要求水準書」による。
- 95 「裸傭船引渡港湾」
「防衛出動等」のため、「事業者」が「発注者」に対して、裸傭船で「本事業船舶」の引き渡しを行う港湾として「発注者」が指定した港をいう。
- 96 「発注者」
「事業契約書」に記名押印した、防衛装備庁の分任支出負担行為担当官等をいう。
- 97 「発注者輸送所要」
「発注者」又は「輸送役務発注者」が「本事業船舶」の使用を必要とする以下の場合

を個別に又は総称していう。

- ① 自衛隊の訓練のために必要な輸送
- ② 自衛隊の任務遂行のために必要な輸送
- ③ 公的機関のための輸送等(防衛省が発注する在日米軍の輸送役務等)

98 「PFI 法」

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

99 「不可抗力」

本契約別紙 6 「不可抗力による費用分担」の定義によるものをいう。

100 「防衛出動等」

自衛隊の任務又は訓練のために必要な輸送のうち、「要求水準書」及び「運航判断要件」に基づき、「事業者」が「本事業船舶」の運航を行わない場合に係るものをいう。

101 「防衛出動等運航準備通知」

第 77 条第 3 項の規定に基づき、「発注者」が「事業者」に対して行う通知をいう。

102 「法令等」

法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。

103 「法令等の変更等」

本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。

104 「本事業」

「事業契約書等」及び「PFI 法」に基づいて実施する民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）をいう。

105 「本事業船員」

「本事業船舶」の運航に必要な船員（日本国籍を有する者に限る。）を個別に又は総称していう。

106 「本事業船舶」

「7 号船舶」及び「8 号船舶」を個別に又は総称していう。

107 「本事業船舶維持管理・運航準備費」

「7 号船舶維持管理・運航準備費」及び「8 号船舶維持管理・運航準備費」を個別に又は総称していう。

108 「本事業船舶調達費」

「7 号船舶調達費」及び「8 号船舶調達費」を個別に又は総称していう。

109 「本事業船舶調達費の解除時残額」

本契約が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来している場合において、解除対象となった「本事業船舶」に係る「7 号船舶整備費」若しくは「8 号船舶整備費」のいずれか又は全ての未払額、これに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「調達利息」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額並びにこれらにかかる「消費税等」（ただし、「事業者」が受領した

保険金がある場合には、当該保険金額を控除する。)

110 「民間収益事業」

「発注者」の「発注者輸送所要」に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、「事業者」が「本事業船舶」を用いて実施する民間の輸送所要に対する商業運航を行う事業をいう。

111 「輸送役務契約」

「輸送役務発注者」と「事業者」の間で、本契約別紙 10「輸送役務契約書の雛型」の様式により本契約と別途締結される、「発注者輸送所要」の詳細及びその輸送に係る経費負担に関する契約をいう。

112 「輸送役務発注者」

防衛省に属する支出負担行為担当官等であって、本契約に基づき「輸送役務契約」を締結し、「本事業船舶」により「発注者輸送所要」の履行を発注する者をいう。

113 「要求水準」

「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。
なお、「提案書類」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

114 「要求水準確認計画書」

「船舶調達業務」に関する要求水準確認計画書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」による。

115 「要求水準書」

「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める「要求水準」を示す書類をいい、「発注者」が公表した民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）に関する業務要求水準書（公表後の追加、変更及び当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。

116 「予備自衛官」

「自衛隊法」第 66 条第 1 項に定める予備自衛官をいう。

117 「予備自衛官等」

「予備自衛官」及び「予備自衛官補」を総称していう。

118 「予備自衛官補」

自衛隊法第 75 条の 9 第 1 項に定める予備自衛官補をいう。

119 「臨時検査」

「船舶安全法」第 5 条第 1 項第 3 号にいう臨時検査をいう。

120 「臨時航行検査」

「船舶安全法」第 5 条第 1 項第 4 号にいう臨時航行検査をいう。

121 「7 号船舶」

「事業者」が令和 9 年 12 月 31 日までに調達し、令和 10 年 1 月 1 日から運航を開始する予定の船舶（仕様等は「要求水準書」に定めるところによる。）をいう。

122 「7 号船舶維持管理・運航準備費」

「7 号船舶維持管理費」、「7 号船舶船員費」、「7 号船舶雇用促進費」及び「7 号船舶運航準備費」の合計額をいう。

123 「7号船舶維持管理費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「7号船舶」の「船舶維持管理業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

124 「7号船舶運航準備費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「7号船舶」の「本事業船員」の資格取得・技術取得を支援するための経費、「本事業船員」に対する労務管理経費、「本事業船員」を雇用するための間接経費（会社運営費・事務所経費）、「年度運航計画書」の策定等、運航準備の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

125 「7号船舶雇用促進費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「7号船舶」の本事業船員の採用活動等による採用実績に基づき支給する費用をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

126 「7号船舶サービス対価」

「7号船舶調達費」、「7号船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用（7号船舶）」の合計額をいう。

127 「7号船舶整備費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「7号船舶」の「船舶調達業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

128 「7号船舶船員費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「7号船舶」の「待機態勢」を維持するために必要な「本事業船員」の給与等（福利厚生等の諸経費含む。）に相当する対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

129 「7号船舶調達費」

「7号船舶整備費」及び「7号船舶調達利息」の合計額をいう。

130 「7号船舶調達利息」

「7号船舶整備費」を元本とする、本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」に定める方法による均等払いを前提とする「調達利率」により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。

131 「8号船舶」

「事業者」が令和9年12月31日までに調達し、令和10年1月1日から運航を開始する予定の船舶（仕様等は「要求水準書」に定めるところによる。）をいう。

132 「8号船舶維持管理・運航準備費」

「8号船舶維持管理費」、「8号船舶船員費」、「8号船舶雇用促進費」及び「8号船舶運航準備費」の合計額をいう。

133 「8号船舶維持管理費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「8号船舶」の「船舶維持管

理業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

134 「8号船舶運航準備費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「8号船舶」の「本事業船員」の資格取得・技術取得を支援するための経費、「本事業船員」に対する労務管理経費、「本事業船員」を雇用するための間接経費（会社運営費・事務所経費）、「年度運航計画書」の策定等、運航準備の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

135 「8号船舶雇用促進費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「8号船舶」の本事業船員の採用活動等による採用実績に基づき支給する費用をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

136 「8号船舶サービス対価」

「8号船舶調達費」、「8号船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用（8号船舶）」の合計額をいう。

137 「8号船舶整備費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「8号船舶」の「船舶調達業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

138 「8号船舶船員費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「8号船舶」の「待機態勢」を維持するために必要な「本事業船員」の給与等（福利厚生等の諸経費含む。）に相当する対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

139 「8号船舶調達費」

「8号船舶整備費」及び「8号船舶調達利息」の合計額をいう。

140 「8号船舶調達利息」

「8号船舶整備費」を元本とする、本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」に定める方法による均等払いを前提とする「調達利率」により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。

別紙 3 業績等の監視及び改善要求措置要領

【入札説明書添付書類 資料－7 業績等の監視及び改善要求措置要領を添付する】

別紙 4 サービス対価の算定及び支払方法

【入札説明書添付書類 資料ー4 サービス対価の算定及び支払方法を添付する】

別紙 5 事業者等が付す保険等

「本事業」に関して、「事業者」に付保を要請する保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の保険種目並びに保険条件は最小限度の条件であり、「事業者」の判断に基づき、追加的な保険種目の付保並びに補償範囲を拡大することを妨げるものではない。

1 「船舶調達業務」に係る保険

(1) 「船舶調達業務」の履行に係る保険

① 履行保証保険

保険内容：「本契約」の不履行により生じる損害をてん補

契約者：「事業者」、「選定企業」又は「本事業船舶」として改造を実施する予定の中古船舶を下記保険期間開始時に保有している者

被保険者：「発注者」又は「事業者」

保険期間：「本契約」締結日から各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」の前日までの期間

保険金額：「7号船舶整備費」及び「8号船舶整備費」のうち「改造等費用金額」に相当する額の10分の1以上。

「船舶調達業務」の履行を確保するために、本契約第9条第1項第二号アによる保証を付す場合に限る。

「事業者」又は「選定企業」は、被保険者を「発注者」とすることを原則とし、やむを得ず被保険者を「事業者」とするときは、「事業者」、「選定企業」又は上記中古船舶を保険期間開始時に保有している者をして、保険金請求権に本契約第95条第1項による違約金支払債務を被担保債権とする質権を、「発注者」のために設定させるものとする。かかる質権設定費用は「事業者」又は「選定企業」が負担する。

(2) 「船舶調達業務」のうち「改造等」に係る保険

① 船舶建造保険（「本事業船舶」を新造により調達する場合）

保険内容：各「本事業船舶」の建造中の船舶に生じた事故による損害をてん補

契約者：「事業者」又は「選定企業」

被保険者：「発注者」、「事業者」、「選定企業」及びその下請負人

保険期間：建造開始日から各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」の前日まで

保険金額：新造船舶の建造費用相当

免責金額：「事業者」の提案による

② 船舶修繕保険（「本事業船舶」を中古船舶の改造により調達する場合）

保険内容：各「本事業船舶」の改造工事中に船舶及び工事材料に生じた損害をてん補

契約者：「事業者」又は「選定企業」（若しくは「選定企業」から「改造等」の再委任を受けた造船会社）

被保険者：「発注者」、「事業者」、「選定企業」、「船舶調達企業」から「改造等」の再委任を受けた造船会社及びその下請負人

保険期間：改造開始日から各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」の前日まで

保険金額：各「本事業船舶」の「改造等費用金額」相当

免責金額：「事業者」の提案による

「事業者」は、上記①又は②に係る保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出するものとし、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

また、「事業者」は、「改造等」を行った各「本事業船舶」について、造船所から「係留施設」に回航する期間及び「係留施設」にて「船舶運航開始日」の前日まで係留している期間においても当該各「本事業船舶」に生じた損害を補償する保険を付保するものとする。その内容は「事業者」の提案によるものとする。また、①、②と一体、別体であるかを問わない。なお、「事業者」は、業務遂行上における事故に起因する対人及び対物損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

2 「船舶維持管理業務」に係る保険

① 普通期間保険（船体保険）

保険内容：各「本事業船舶」の本来の使用目的である運航中(それに付随する小修繕・検査による入渠・上架中、荷役・ドック待ちによる停船中を含む)に船舶に生じた海難事故による損害をてん補

契約者：「事業者」又は「選定企業」

被保険者：「発注者」、「事業者」、「選定企業」及びその下請負人

保険期間：各「本事業船舶」の「船舶運航期間」

保険金額：「7号船舶整備費」又は「8号船舶整備費」

免責金額：「事業者」の提案による

② 船主責任保険（P & I 保険）

保険内容：各「本事業船舶」の運航、使用または管理により法律上の損害賠償責任を負担し、費用を支出することによって被る損害をてん補

契約者：「事業者」又は「選定企業」

被保険者：「発注者」、「事業者」、「選定企業」及びその下請負人

保険期間：各「本事業船舶」の「船舶運航期間」

保険金額：船主責任制限法に基づく船主責任制限額以上（トン数ベース）

免責金額：「事業者」の提案による

ただし、上記①及び②の保険に関して、「事業者」が提案する「本事業船舶」の係船方法等により、係船期間と「輸送役務契約」の履行期間で保険を分けて付保することが経済合理的である場合、当該提案を容認する。この場合、係船期間の保険料は本契約別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」に基づき、サービス対価の一部として支払うが、個別の運航時に要する保険料は「輸送役務契約」に基づく「運航経費」の一部として支払う。

「事業者」は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出するものとし、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

3 「全般管理業務」に係る保険

「事業者」又は「選定企業」は、必要に応じて「全般管理業務」遂行に係る保険を、全「事業期間」について、提案することができる。その内容は「事業者」の提案によるものとする。

「事業者」は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又は

これに代わるものを「発注者」に提出するものとし、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

4 「輸送役務契約」に係る保険

「輸送役務発注者」との間で「輸送役務契約」を締結した場合、「事業者」は、当該「輸送役務契約」の履行に関して、以下の保険を付保するものとする。ただし、「輸送役務契約」に基づき、「輸送役務発注者」が別の付保条件を指定した場合、その指定内容が合理的な限りにおいて、その内容に従うものとする。

① 貨物海上保険

保険内容：貨物の海上輸送中の事故による損害をてん補

契約者：「事業者」又は「選定企業」

被保険者：「輸送役務発注者」、「事業者」、「選定企業」及びその下請負人

保険期間：「輸送役務契約」の契約期間

保険金額：「本事業船舶」に積載し、輸送する装備品等の再調達価額相当

免責金額：「事業者」の提案による

「事業者」又は「選定企業」は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「輸送役務発注者」に提出する。

「事業者」又は「選定企業」は、「輸送役務発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

別紙 6 不可抗力による費用分担

本契約第 35 条に定める「不可抗力」による費用分担は以下のとおりとする。

1 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であって、「発注者」及び「事業者」のいずれにもその責を帰すことに出来ない事由（経験ある管理者及び「事業者」側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。ただし、「事業者」、「選定企業」又は「再受任者」若しくは「下請負人」の構内における火災、経済事情の変動、原材料又は輸送手段の調達困難等は「不可抗力」には含まれない。

なお、「不可抗力」の具体例としては以下のとおり。

（1）天災

「発注者」の想定を超える自然災害（大地震、大津波、大噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊を含む。）をいう。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合をいう。

（2）人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、水雷、爆弾、その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触等をいう。

（3）その他

放射能汚染、大規模感染症、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差押え、（公権力によると否とを問わず）逮捕、捕獲、抑留、押収又は没収等をいう。

2 不可抗力による損失及び損害の範囲

「不可抗力」による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

- ① 「船舶運航開始予定日」の変更、延期及び短縮に伴う「本事業船舶調達費」、「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」（金利及び物価変動を含む。）

に係る追加費用

- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した「本事業船舶」の修復費用及び設備関連費用
- ⑤ 「船舶運航開始予定日」の変更に伴う各種契約条件変更及び「不可抗力」を理由とする解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）
- ⑥ 「船舶運航開始予定日」の変更、延期及び短縮に伴う「事業者」の間接費用及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、「事業者」の逸失利益は除く。）

3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

（１）各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」前までの損害分担

- ① 各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」までに発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。以下同じ。）については、当該「本事業船舶」に係る各「改造等費用金額」の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「発注者」が全額負担する。
- ② 数次にわたる「不可抗力」により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、「事業者」負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

（２）各「本事業船舶」の「船舶運航期間」中の損害分担

- ① 各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」以降に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が当該「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、各「事業年度」における追加費用及び損害額につき、当該「事業年度」における当該「本事業船舶」に係る「船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の合計額の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「発注者」が全額負担する。
- ② 数次にわたる「不可抗力」により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合には、「事業者」負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

別紙 7 暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(令和7年3月28日改正)

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(令和7年3月28日改正)

別紙 8 談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(令和7年3月28日改正)

- 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(令和7年3月28日改正)

別紙 9 再計算の利息の算定にかかる調達利率

「調達利率」は、1. 「基準金利」と2. 利ざやの和で構成される。

1. 基準金利

支払方法に応じ、本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」における「基準金利」の算定方法に従い、再算定する。

2. 利ざや

契約解除の事由により以下のように定める。

- (1) 本契約第90条、第94条第一号乃至第三号（第二号については同号の遅延が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に限る。）又は「事業者」の故意若しくは重過失により「全損」が生じ第89条第1項により解除する場合上乗せする利ざやは認めない。
- (2) 本契約第91条、第92条又は「発注者」の帰責により「全損」が生じ第89条第1項により解除する場合提案書類に記載されている利ざやとする。
- (3) 本契約第93条若しくは第94条第二号（同号の遅延が「不可抗力」による場合に限る。）又は「法令等の変更等」、「不可抗力」若しくは「事業者」の軽過失により「全損」が生じ第89条第1項より解除する場合「提案書類」に記載されている融資者から提示のあった利ざやとする。この場合、「構成員」である株主からの劣後融資等は含めない。

別紙 10 輸送役務契約書の雛型

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）
輸送役務契約書（雛型）

1 輸送役務契約件名	
2 契約金額	¥ . - (うち消費税額¥ . -) 契約金額（運航経費）の内訳は別紙第1のとおり
3 輸送所要	仕様書のとおり
4 履行期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
5 契約保証金	免 除
6 特約条項の有無	1. 暴力団排除に関する特約条項(事業契約書別紙7) 2. 談合等の不正行為に関する特約条項(事業契約書別紙8) 3. 概算契約に関する特約条項(別紙第2)

1. ●（以下「輸送役務発注者」という。）と●（以下「事業者」という。）は、本輸送役務契約が、防衛装備庁長官（以下「発注者」という。）と事業者の間の令和●年●月●日付け「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）事業契約書」（以下「事業契約」という。）において定義される「輸送役務契約」に該当することを確認する。

2. 輸送役務発注者及び事業者は、事業契約第4条第5項に定めるところに従い、本輸送役務契約の履行については、事業契約において「輸送役務契約」に適用されることとされている各規定の定める内容に従うものとする。ただし、上記「6. 特約条項の有無」において特約として合意した内容については、当該特約条項の内容が事業契約の各規定の内容に優先するものとする。

3. 輸送役務発注者及び事業者は、事業契約第4条第5項に定めるところに従い、本輸送役務契約の費用及び責任については、輸送役務発注者及び事業者のみがこれを負担するものとし、発注者に対してこれを負担することを求めない。（*本項は、輸送役務発注者と発注者が同じ主体である場合には適用しない。）

4. 輸送役務発注者及び事業者は、事業契約第4条第5項に定めるところに従い、事業契約と本輸送役務契約の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、事業者、発注者及び輸送役務発注者の間で協議するものとする。（*本項は、輸送役務発注者と発注者が同じ主体である場合には、輸送役務発注者たる発注者と事業者の間で協議するものと置き換える。

令和 年 月 日

「輸送役務発注者」

「事業者」

契約金額（運航経費）内訳

別紙第 1

No.	運航経費項目	金額（円）	税区分	備考
1	運航時船員手当			
2	燃料費			
3	陸上輸送費（集荷）			
4	港費			
	●●港			
	●●港			
	●●港			
5	荷役費			
	集荷場所			
	●●港			
	●●港			
	●●港			
	配達場所			
6	陸上輸送費（配達）			
7	コンテナ保管料			
8	保険料			
	貨物海上保険料			
	●●保険料			
9	その他運航にかかる費用			
小 計			税 区 分 内 訳	税 込 合 計
消費税等				税 抜 合 計
合 計				非 課 税 合 計

※各項目（内訳含む）については事前の協議により決定する。

※税区分については税込、税抜及び非課税とする。

概算契約に関する特約条項

(契約金額)

第1条 本契約金額は、概算金額とし、この特約条項の定めるところに従い、原則として、契約履行完了後に確定するものとする。

(輸送役務完了届、運航業務報告書及び証明書類の提出)

第2条 事業者は、この契約の履行完了後速やかに、輸送役務完了届及び運航業務報告書（運航期間全般における業務実績の概要を示した報告書）を輸送役務発注者に提出するものとする。

2 事業者は、この契約の履行完了後速やかに、契約書別紙第1「契約金額（運航経費）内訳」に示す各概算項目について、契約金額の確定に必要な証明書類（エビデンス）を輸送役務発注者に提出するものとする。

3 前項に示す契約金額の確定に必要な証明書類（エビデンス）は、以下を基準とする。

- (1) 本役務の履行に伴い発生した実費費用に関する支払先の領収証書の写し等（支払済みの費用を証明するもの。）
- (2) 本役務の履行に伴い発生した実費費用に関する支払先からの請求書の写し又は実費費用を証明する書類等（支払未済分の費用を証明する場合に限り、支払完了後に支払証明書類の提出を条件とする。）
- (3) 本役務の履行に伴い付保した保険証券の写し
- (4) その他、輸送役務発注者が必要と認める証明書類等

(契約金額の確定)

第3条 輸送役務発注者は、前条により、輸送役務完了届及び運航業務報告書並びに証明書類を受理した場合は、事業者と協議の上、速やかに契約金額を確定するものとする。

別紙 11 民間収益事業の実施要領書

【入札説明書添付書類 資料－8 民間収益事業の実施要領書を添付する】

民間船舶の運航・管理事業

(コンテナ船)

業務要求水準書

防 衛 省

<目次>

第1 総則.....	1
1. 要求水準書の位置づけ.....	1
2. 事業の目的.....	1
3. 事業の概要.....	1
(1) 本事業の対象とする防衛省の輸送所要	1
(2) 本事業のスケジュール	2
4. 業務範囲.....	2
(1) 船舶調達業務	2
(2) 船舶維持管理業務	3
(3) 船員雇用・養成業務	3
(4) 船舶運航業務	3
(5) 全般管理業務	3
(6) 事業終了後等の本事業船舶の措置	3
5. 本事業における基本的な実施条件.....	4
(1) 本事業船舶に関する要件	4
(2) 本事業船員の位置付け	4
6. 防衛省が実施する業務.....	4
(1) 防衛省の輸送所要に関する計画立案及び事業者に対する運航指示.....	4
(2) 装備品等の陸上移送	5
(3) 防衛出動等における運航	5
7. 関係法令等.....	5
8. 秘密保全.....	6
第2 各業務の要求水準.....	7
1. 船舶調達業務.....	7
(1) 業務の概要	7
(2) 業務の前提条件	7
(3) 業務の実施方法及び要求水準	7
2. 船舶維持管理業務.....	10
(1) 業務の概要	10
(2) 業務の前提条件	10
(3) 業務の実施方法及び要求水準	10
3. 船員雇用・養成業務.....	12
(1) 業務の概要	12
(2) 業務の前提条件	12

(3) 業務の実施方法及び要求水準	13
4. 船舶運航業務.....	13
(1) 業務の概要	13
(2) 業務の前提条件	13
(3) 業務の実施方法及び要求水準	14
5. 全般管理業務.....	18
(1) 業務の概要	18
(2) 業務の実施方法及び要求水準.....	18

資料リスト

参考資料 1 船舶運航業務フロー※ ※応募者に別途示す。

参考資料 2 運航判断要件素案※

第 1 総則

1. 要求水準書の位置づけ

本業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、応募者の提案及び防衛省が選定する民間事業者により設立される会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）の事業遂行に係る具体的な指針であり、防衛省が事業者に要求する業務の水準を示すものである。

応募者は、要求水準書に規定されている事項（以下「要求水準」という。）を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案し、提案内容について防衛省と協議するものとする。また、防衛省は、要求水準を民間事業者の選定の過程における審査条件の一部として用いる。

事業者は、本事業の事業期間を通じて、要求水準及び自らの提案内容を遵守しなければならない。防衛省による本事業の実施状況の監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、改善要求の措置又は契約解除等の措置がなされる。

なお、本資料において用いられる用語の定義は、別段の定めのない限り、実施方針に定めるところと同じとする。

2. 事業の目的

本事業は、令和 4 年度に策定された「防衛力整備計画」（令和 4 年 12 月 16 日閣議決定）に基づき、自衛隊が島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送し、かつ、住民避難や災害時の対応に活用するため、自衛隊の海上輸送力を補完する目的で、常時運航可能な民間船舶を確保することを事業の目的としている。

本事業においては、自衛隊が船舶を保有、管理及び運営することによる人的及び物的負担を考慮し、平素の段階から民間事業者の資金、経営能力、船舶・海上輸送に関する分野における技術的見地を最大限活用することにより、効率的かつ効果的な海上輸送力の確保を目的として、PFI 契約方式を採用することとしている。

そのような背景のもと、本事業では、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、輸送所要に合致したコンテナ船（コンテナ船とは、コンテナを艀内及び甲板上に積載及び固縛可能な緊締装置を有する船舶を示す。以下「本事業船舶」という。）の調達・維持管理・運航、予備自衛官の活用を含む船員の確保等を一元的に行い、災害時、緊急時等における機動的な展開能力を常時確保することを目的とするとともに、防衛省のための輸送等を行うことを目的とする。

ただし、これらの所要の目的を達成するには多大なコストを要するとともに、船舶運航固有の各種事業リスクが存在することから、民間の資金、経営能力及び船舶・海上輸送に関する分野における技術的知見を最大限に活用しつつ、リスク管理の最適化を図るため、PFI 方式の採用を予定している。民間事業者には、当該分野で蓄積されたノウハウ等を活用し、本事業に係る業務をより効率的、効果的かつ安定的に遂行し、事業期間にわたって優れた VFM（Value for Money）を発揮することが期待される。

3. 事業の概要

事業者は、本事業船舶 2 隻を調達し、防衛省からの緊急輸送通知発出後（緊急輸送通知発出後の手続きの詳細は第 2 4. (3) イのとおり。）、本事業船舶については遅くとも 8 日間で係留施設（待機時に本事業船舶を係留する港湾等をいう。以下同じ。）又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港できるよう、要求水準を満たした本事業船舶及び本事業船員（本事業船舶の運航に必要な船員をいう。以下同じ。）が常時、確保された状態（以下「待機態勢」という。）を維持することにより、以下に掲げる防衛省の輸送所要に対応する。

(1) 本事業の対象とする防衛省の輸送所要

ア 対象輸送所要

本事業の対象とする防衛省の輸送所要は、以下のとおりである。

- (ア) 自衛隊の訓練のために必要な輸送
- (イ) 自衛隊の任務遂行のために必要な輸送
- (ウ) 公的機関のための輸送等（防衛省が発注する在日米軍の輸送役務等）

なお、(イ)の輸送所要のうち特に緊急性を必要とするものについては、防衛省は、緊急輸送通知を事業者に出発してから本事業船舶については遅くとも8日間で、本事業船舶が係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港から出港されていることを事業者を求める。この場合において、事業者は、本事業船舶を出港準備完了*後速やかに出港することとする。（※出港準備が完了した状態とは、原則的に、運航に必要な船員が乗船し、水、燃料が満載されるとともに、運航に必要な物品等が積載された状態を指す。）

また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項の規定による防衛出動命令が発せられた場合若しくは事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合、又は同法第77条の4の規定により国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施するため自衛隊の部隊等を派遣する場合における自衛隊の行動のための輸送及び裸備船を想定した訓練に際しては、防衛省が、事業者の本事業船舶の裸備船を求めるとともに、自衛隊法第70条第1項の規定に基づき招集される予備自衛官を含む自衛官により本事業の範囲外で本事業船舶を自ら運航することから、事業者は本事業船舶の運航を行わない。

上記の場合を除く自衛隊の任務遂行のための輸送については、事業者が本事業船舶を運航することを事業契約上の基本とする。その際は、事業契約とは別に、個別の運航毎に、輸送所要の詳細及び経費負担に関する輸送役務契約を締結する。ただし、防衛省と事業者との協議により、本事業船員、本事業船舶及び運航の安全を確保できないと判断されたときは、事業者は本事業船舶の運航を行わないこととし、事業契約における事業者の契約不履行とはしない。その際の運航判断要件について、素案は別添の参考資料2のとおりとし、当該素案をもとに、本事業開始以降、防衛省と事業者が協議の上、成案を策定する。

イ 防衛出動等における対処

防衛出動等の事態における輸送（自衛隊の任務遂行のために必要な輸送のうち事業者が本事業船舶の運航を行わない場合に係るものをいう。以下同じ。）及び平時の訓練のために自衛隊が本事業船舶を裸備船する場合において、防衛省が事業者の本事業船舶の1隻目（以下「7号船舶」という。）及び2隻目（以下「8号船舶」という。）の裸備船を求めたときは、事業者はこれに応じるものとし、防衛省は、本事業の範囲外で本事業船舶を運航する。

なお、当該期間におけるサービス対価に係る取扱い「サービス対価の算定及び支払方法」で詳述する。

(2) 本事業のスケジュール

本事業船舶2隻を令和9年12月31日までに調達の上、令和10年1月1日から運航を開始し、事業期間の終了まで運航する。

4. 業務範囲

本事業の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は第2において規定する。

なお、防衛省が実施する業務については6.を参照すること。

(1) 船舶調達業務

本事業船舶の調達に関する業務（以下「船舶調達業務」という。）は、下記ア及びイとし、事業者は、本事業船舶を調達（本事業の要求水準を満たす船舶を新たに建造するか、要求水準を満たすように中古船舶を改造）する。

なお、本事業船舶の所有権は、運航開始日以降、事業終了時まで、事業者が保有するものとする。

ア 本事業船舶の調達（建造又は改造）

イ 設計、試験その他本事業船舶の調達に関して必要な一切の業務

(2) 船舶維持管理業務

本事業船舶の維持管理に関する業務（以下「船舶維持管理業務」という。）は、下記アからオまでとし、事業者は本事業船舶が待機態勢を維持できるよう必要な維持管理を行う。

- ア 本事業船舶の保守点検・修繕
- イ 船用品の手配・維持
- ウ 係留施設の確保・維持
- エ 本事業船舶に係る保険付保
- オ その他、本事業船舶の維持管理に関して必要な一切の業務

(3) 船員雇用・養成業務

本事業船員の雇用・養成に関する業務（以下「船員雇用・養成業務」という。）は、下記アからウまでとし、事業者は本事業船舶が待機態勢を維持できるよう、本事業船員を確保・維持の上、必要な教育・訓練（資格取得等を含む。）を実施するとともに、適切な労務管理を行う。

- ア 本事業船員の雇用・養成
- イ 本事業船員の配乗・労務管理
- ウ その他本事業船員の雇用・養成に関して必要な一切の業務

(4) 船舶運航業務

本事業船舶の運航に関する業務（以下「船舶運航業務」という。）は、下記アからエまでとし、事業者は、防衛省の輸送所要に対応可能となるように本事業船舶の運航準備を行うほか、訓練に伴う輸送役務、緊急時の輸送役務、防衛省が発注する公的機関のための輸送等を請け負う。ただし、防衛省と事業者は、防衛省の輸送所要の詳細及び当該輸送に係る経費負担に関する契約（以下「輸送役務契約」という。）を本事業契約とは別に締結する。

また、防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練において防衛省から求められた場合は、事業者は船舶運航を行わず、本事業船舶を防衛省に裸備船する。

- ア 運航準備
- イ 本事業船舶の運航
- ウ 防衛省の求めにより防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練における防衛省への裸備船
- エ その他本事業船舶の運航に関して必要な一切の業務

なお、事業者は、防衛省の輸送所要に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、本事業船舶を有効に活用する観点から、民間の輸送所要に対する商業運航（以下「民間収益事業」という。）を積極的に行うことが強く期待されている。民間収益事業の実施に係る条件は、「民間収益事業の実施要領書」によるものとする。

(5) 全般管理業務

事業者は、自らの経営管理、業務実施企業の業務管理、防衛省との間の連絡調整その他本事業の全般的な管理に必要な業務（以下「全般管理業務」という。）を行う。

(6) 事業終了後等の本事業船舶の措置

事業者は、本事業を終了する場合又は事業期間終了時において本事業船舶の残存価値が見込まれる場合、防衛省に残存価値分を支払うことを基本とし、当該残存価値の評価方法及び本事業船舶の取扱い等について防衛省と協議の上、決定するものとする。

防衛省は、本事業船舶のスクラップ処分の実施、第三者（一連の売買に係る最終的な取得者を含む。この号において以下同じ。）への本事業船舶の譲渡等について事業者と協議を行う。

本事業船舶のスクラップ処分等に当たっては実施場所等の条件を防衛省が指定する場合がある。事業者がスクラップ処分を実施した場合、事業者は、スクラップ処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を、国に納付するものとする。

事業者は、本事業船舶を事業期間終了後に第三者に譲渡する場合、譲渡先、譲渡の価格及び譲渡対価（譲渡に係る経費及び手数料を差し引いた収益）の納付について防衛省と協議を実施し、承諾を得るものとする。

5. 本事業における基本的な実施条件

(1) 本事業船舶に関する要件

本事業船舶は2隻とし、事業期間にわたり同一の船舶で待機態勢を維持する。ただし、事業期間に船舶の故障等の事情により本事業船舶が運航困難となり船舶を入れ替える場合は、いずれの船舶も第2 1. (3)を満たした船舶を準備するものとする。その際、防衛省と協議の上、船舶の入れ替えを決定する。いずれも近海区域を航行可能な船舶とし、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）第1条の2第4項に規定する第4種船を基準とする。

なお、防衛省は、本事業船舶を通じて、装備品及び危険物を含む補給品（以下「装備品等」という。）を船舶安全法（昭和8年法律第11号）等に基づき輸送することを計画している。危険物の輸送の用が生じた場合は、別途船舶安全法第5条第1項第3号に基づく臨時検査による臨時変更など、管海官庁から当該危険物輸送に必要な許可が得られた場合に限り、本事業船舶の運航を求める。

本事業船舶の調達に関する具体的な要求水準は第2 1. (3)に詳述する。

(2) 本事業船員の位置付け

本事業において、本事業船員は一般の民間船員として3. (1) アに規定する(ア)～(ウ)の運航を行うものとする。防衛省は、民間輸送力活用の観点から、本事業船員については、民間の船舶の運航に従事した経験を有する者の確保が必要と考えている。本事業船員の雇用に関する具体的な要求水準は第2 3. に詳述する。

防衛省は、防衛出動等に際しては、事業者から本事業船舶の裸備船を求めるとともに、自衛隊法第70条第1項の規定に基づき招集される予備自衛官を含む自衛官により、本事業の範囲外で本事業船舶を自ら運航する。

このことから、事業者は、予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）である本事業船員の確保を促進するものとする。この場合において、予備自衛官補の船員に関しては、予備自衛官として任用されるよう、適切に訓練等へ参加させるよう努めるものとする。また、事業者は、本事業船員が、常に本事業船舶の運航に従事できるよう、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号。以下「船舶職員法」という。）に基づく船舶の運航に必要な海技資格の取得を支援するものとする。

なお、3. (1) イで述べたとおり、防衛省は、原則として、本事業船舶を裸備船し運航する予定であることから、予備自衛官等である本事業船員については、できる限り本事業船舶の運航に従事できるようにしておくこととする。

また、予備自衛官とは、次に掲げる者をいう。

- ア 予備自衛官補として採用され、所要の教育訓練の全てを修了し、予備自衛官として任用されている者
- イ 自衛官であった者又はアにより予備自衛官として任用されたことのある者から採用され、任用されている者
- ウ 事業者は、本事業船員の雇用状況・成果等について、説明責任を有する。

6. 防衛省が実施する業務

(1) 防衛省の輸送所要に関する計画立案及び事業者に対する運航指示

防衛省は、本事業船舶による輸送所要が生じた場合は、事業者に対して、輸送対象の装備品等の数量・諸元、防衛省が指定する出発港、中継港及び到着港（以下、これらを総称して「指定港湾」という。）、運航スケジュール等を含む輸送所要に関する仕様書（以下「輸送役務契

約仕様書」という。) (案) を提示し、事業者は、当該仕様書 (案) に基づき防衛省の輸送所要に関する運航計画、荷役要領等を策定する。

なお、指定港湾は、輸送所要や事態等に応じて指定することを想定しており、防衛省は、輸送所要の詳細内訳 (コンテナ数、品目) が確定次第、速やかに事業者へ通知する。

(2) 装備品等の陸上移送

防衛省は、3. (1) アに規定する(ア)～(ウ)の運航の際は、乗船時の指定港湾までの移送及び下船後の指定港湾からの移送を行う。

(3) 防衛出動等における運航

防衛省は、防衛出動等の際には、事業者から本事業船舶の裸傭船を求めるとともに、自衛隊法第70条第1項の規定に基づき招集される予備自衛官を含む自衛官により、本事業船舶を自ら運航する。

なお、本事業船舶の返却については、所定の船体状況の確認後、裸傭船を終了し、事業者へ本事業船舶を返却するものとする。

7. 関係法令等

事業者は、以下に列挙するもののほか、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令 (関連する施行令、規則、条例等を含む。) 等を遵守することとする。

- ・ 船舶法 (明治32年法律第46号)
- ・ 船舶安全法 (昭和8年法律第11号)
- ・ 労働関係調整法 (昭和21年法律第25号)
- ・ 船員法 (昭和22年法律第100号)
- ・ 船員職業安定法 (昭和23年法律第130号)
- ・ 港則法 (昭和23年法律第174号)
- ・ 労働組合法 (昭和24年法律第174号)
- ・ 海上運送法 (昭和24年法律第187号)
- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26年法律第149号)
- ・ 港湾運送事業法 (昭和26年法律第161号)
- ・ 内航海運業法 (昭和27年法律第151号)
- ・ 防衛省の職員の給与等に関する法律 (昭和27年法律第266号)
- ・ 自衛隊法 (昭和29年法律第165号)
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号)
- ・ 海上交通安全法 (昭和47年法律第115号)
- ・ 船舶のトン数の測度に関する法律 (昭和55年法律第40号)
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
- ・ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 (平成13年法律第112号)
- ・ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成15年法律第79号)
- ・ 特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号)
- ・ 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32年運輸省令第30号)
- ・ 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 (昭和54年運輸省告示第549号)
- ・ 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令 (昭和44年防衛庁訓令第27号)
- ・ 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令 (昭和49年防衛庁訓令第4号)
- ・ 船舶の配員の基準に関する訓令 (昭和60年防衛庁訓令第2号)
- ・ 秘密保全に関する訓令 (平成19年防衛省訓令第36号)
- ・ 民間資金等の活用による自衛隊の施設の整備等に関する訓令 (平成19年防衛省訓令第65号)
- ・ 特定秘密の保護に関する訓令 (平成26年防衛省訓令第64号)

- ・ 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日）

ただし、防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練において裸傭船する場合の船舶運航に際しては、自衛隊法に基づき海上自衛隊が運航する。

なお、上記のうち、特定秘密の保護に関する法律、秘密保全に関する訓令、特定秘密の保護に関する訓令及び装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保については、輸送役務契約において適用する場合がある。

8. 秘密保全

事業者は、業務遂行上知り得た防衛省の秘密を保持する。また、事業者からの業務受託者及び請負者並びに業務従事者に秘密の保持を徹底させる。

第2 各業務の要求水準

1. 船舶調達業務

(1) 業務の概要

本項は、本事業船舶の調達に係る設計、建造又は改造（以下「改造等」という。）、試験に至るまでの一切の業務とする。これらの業務に当たっては、以下に示す要求水準を満足するものとする。

(2) 業務の前提条件

ア 本事業船舶の調達に関する要件

- (ア) 本事業船舶の調達隻数は2隻とし、運航開始日以降、事業終了時まで本事業船舶の所有権を事業者が有するものとする。
- (イ) 本事業船舶の調達について、令和9年12月31日までに、船舶救命設備規則第1条の2第4項に規定する第4種船としてそれぞれ各種検査を完了させ、船舶検査証書を取得の上、防衛省による完成確認を受ける。
- (ウ) 本事業船舶の調達は、(イ)に定める調達スケジュール及びその他の要求水準を全て満たす限りにおいて、本事業用に新たに船舶を建造するか、又は既存の中古船舶を必要に応じて改造を行い調達するかは事業者の提案に委ねる。
- (エ) 本事業の事業期間にわたって、要求水準で定めた運航に耐えうる構造が可能な船舶を調達するものとし、事業期間中、新規船舶への更新を実施することは想定しない。また、船舶は(3)に規定する要求水準を満たした船舶を準備するものとする。
- (オ) 事業者は、船舶安全法、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶による危険物の運送基準を定める告示その他の関係法令等（以下「危規則等」という。）に適用される法律及び規則に基づく、船舶の改造等に必要の検査及び試験の実施、輸送所要に合致させるために必要な許認可及び船舶検査証書の取得を行うこと。また、事業者は、本事業船舶の運航に必要な海上運送法に基づく運航の許可の取得又は届出を(イ)の期日までに遅滞なく実施すること。
- (カ) (ウ)において、中古船舶を改造する場合、改造を実施した上で事業者に中古船舶を譲渡、又は事業者に譲渡した上で改造が実施されるものとする。
- (キ) 本事業船舶の改造等の事業場所は、日本国内の造船会社の工場とし、情報保全を適切に確保すること。

イ 本事業船舶の調達に関する前提

- (ア) 本事業船舶は船舶救命設備規則第1条の2第4項に規定する第4種船として、近海区域での内航を前提とし、装備品等の輸送が可能なコンテナ船として船舶検査証書を取得すること。
- (イ) 本事業では、危規則等に基づき、船舶への積載が容認されている危険物の輸送を想定している（輸送を想定する危険物の詳細は別途、応募者に示す。）。本事業船舶には、上記危規則等に従った積載方法、隔離方法、防火構造、消防設備等を達成する上で必要な構造・設備を確保すること。
なお、本要求は本事業船舶の調達時において(3) ア (ウ)で示す危険物積載を想定して、予め準備すべき設備を示すものであり、危険物の輸送の用が生じた場合は、別途臨時検査に基づく臨時変更など、管海官庁から当該危険物輸送に必要な許可が得られた場合に限り、本事業船舶の運航を求める。
- (ウ) 事業者は、労働災害保険及び第三者損害賠償等に加え、本事業船舶を新造により調達する場合は船舶建造保険、中古船舶を改造する場合は船舶修繕保険を造船所に付保させるものとする。

(3) 業務の実施方法及び要求水準

ア 本事業船舶の仕様・設計に係る防衛省との調整

- (ア) 事業者は、本事業船舶の調達に関して本要求水準書及び自らの提案内容を反映した要求水準確認計画書を、契約締結後速やかに提出し、防衛省の確認を受けること。
- (イ) 事業者は、本事業船舶の改造等の基本設計書の作成にあたっては、防衛省との連絡会議により設計協議を定期的実施する。協議完了後、基本設計書とともに要求水準等との適合関係がわかる要求水準確認報告書を船舶毎に提出し、防衛省の確認を受けること。
- (ウ) 本事業船舶が満たすべき性能等の要求水準は下表のとおりとする。

a. 7号船舶及び8号船舶

項 目	要求水準
一般事項	
適用規則	- J G 第4種船 - 上記を基準とする。
航行区域	近海
全長、型幅等 M	下記の搭載能力がある寸法を確保すること。
総トン数 G T	4 9 9 G T以下
載貨重量トン数 D W T	下記の搭載能力を確保すること。
満載喫水 M	4. 5 m以下
最大速力 K t	2 0 フィートコンテナ満載※¹ 運航時 1 2 ノット以上とする（速力確認運転時の積載状態にて、8 5 % M C O の速力から推定する）。
航続距離 海里	2, 1 0 0 海里以上（2 0 フィートコンテナ満載※¹ した状態で、常用速度、シーマージン 1 5 % を条件として計算した値とする。）
主機出力 P S	上記船速を確保するのに必要な馬力を有すること。
船体部	
甲板等	2 0 フィートコンテナの搭載に十分なスペース及び強度を有すること。 （2 0 フィートコンテナを 8 0 本※² 以上が搭載可能であること。この際、危険物が搭載可能であること。）
危険物積載	- 本事業船舶は、関係法令・規則の範囲内で防衛省が指定する積載物の積載を可能とすること。防衛省は、危規則等で定める積載方法 E S O 1 から 0 5 までの危険物の運送を想定している。 - 防衛省が想定している危険物は応募者に示す。
安全救命設備	J G 第4種船に必要な安全救命設備等を備えること。
防火・消防装置	積載物に応じた防火・消火設備を備え付けること。
通信機器等設備	- 自衛隊が使用する通信機器が接続可能な船内電源及びスペースを確保すること。 - 通信機器、金庫及びシュレッダーが設置可能なスペース等を確保すること。 - 通信アンテナが設置可能な設備を確保すること。 - 上記に関する詳細な要求水準は応募者に示す。
その他	
品質基準	改造等工事の品質を確保するために、日本鋼船工作法精度標準（Japanese Shipbuilding Quality Standard（J S Q S））又は同等の品質基準を設けて、これに基づき工事を実施し、品質を管理すること。

※1：コンテナ満載とは、20フィートコンテナ 80本※²以上を搭載した状態を示す。

※2：コンテナの自重を含めて、20フィートコンテナ1本当たり10トンとする。

イ 本事業船舶の改造等及び試験の実施

(ア) 事業者は、ア (イ)における防衛省の確認後、本事業船舶の改造等を実施する。

(イ) 事業者は、改造工事等の着手後速やかに、次の書類等を防衛省に提出し、防衛省の確認を受けること。

なお、詳細設計書の作成にあたっては、防衛省が予め指示した主要な工事項目を防衛省と協議の上、確認を得ること。

a 工事（施工）計画書（工事工程、各種試験予定日等が分かるもの）

b 詳細設計書

c 工事コスト内訳書

(ウ) 事業者は、改造等の過程において、工期順守、性能の確保のため、工事の進捗度、不具合、検討課題等について、造船所、メーカー等に対して技術的及び法令要求事項の確認を行い、1ヶ月ごとにその確認及び進捗結果を取りまとめ、船舶改造等実施報告書として翌月の7日以内に防衛省に提出し、確認を受ける。また、改造仕様書、改造図面、機器図、工事工程表などの造船所が作成した書類を適切に保管し、防衛省が当該書類の開示を求めた場合は、速やかに防衛省に提出すること。

(エ) 事業者は、建造及び改造等の過程で船舶安全法第5条第1項第1号に基づく定期検査又は同法第5条第1項第3号に基づく臨時検査及び同条1項第4号に基づく臨時航行検査を受検する。また、改造により船舶検査証記載事項の変更が生じる場合は同項第3号及び船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第19条に基づく臨時検査を受検する。

なお、防衛省は事業者に当該検査への立会を求める場合がある。

(オ) 事業者は、改造等の完了時に船舶安全法に基づく管海官庁による検査を受検するにあたって、14日前までに検査実施要領書を作成し、防衛省の確認を受ける。その後、管海官庁による検査実施後7日以内に検査実施報告書を防衛省に提出し、防衛省の完成確認を受ける。防衛省は、完成確認に基づき、必要な改善等が必要と判断した場合、事業者に対して是正措置を要求することができる。

(カ) 事業者は、改造等の完了後、本事業船舶の性能を試験するため、防衛省立ち合いの下、海上での試運転試験を実施する。その際、試運転試験の実施14日前までに、試運転試験実施要領書を提出し、防衛省の確認を受ける。また、試運転試験後14日以内に、試運転試験結果報告書を提出し、防衛省の確認を受ける。

(キ) 事業者は、改造等の完了後、乗り出しに必要な船用品、属具、機器等の予備品、消耗品、燃料、潤滑油等を造船所にて本事業船舶への搭載を完了すること。

(ク) 事業者は、改造等の完了後、要求水準確認報告書を防衛省に提出し、防衛省からの確認を受けた後、速やかに本事業船舶の船舶検査証書及び本事業船舶の調達に必要な各種許認可を取得し、それらの写しを7日以内に防衛省に提出する。

(ケ) 事業者は、本事業船舶の譲渡後又は改造の完了後速やかに、商法（明治32年法律第48号）第686条及び船舶法第5条に基づき、管海官庁に所有権移転登記（中古船の譲渡の場合）及び所有権保存登記（中古船の場合、船舶表示変更登記（船種、船名、船籍港、トン数等の変更））を行う。

(コ) 事業者は、(ク)及び(ケ)における船舶検査証書の取得、船舶登記等が完了後、速やかに船舶調達業務完了届を防衛省に提出し、防衛省の確認を受ける。

(サ) 防衛省は、(カ)に基づき本事業船舶が所定の性能を発揮することを確認し、また(コ)に基づき本事業船舶の運航が可能な状態であることを確認できた場合、事業者に対し、本事業船舶の調達に係る業務完了通知書を交付する。

(シ) 防衛省は、業務完了通知書の交付後、事業者による維持管理・船員雇用・養成・運航業務のための体制が確保されていることを確認できた場合、事業者に対し、運航開始確認書を交付する。

2. 船舶維持管理業務

(1) 業務の概要

本項は、本事業船舶の待機態勢を維持するために必要な業務全般とし、本事業船舶の保守点検・修繕、船用品の手配・維持、係留施設の確保・維持を含む一切の業務とし、これらの業務にあたっては以下に示す要求水準を満足するものとする。

(2) 業務の前提条件

ア 事業者は、事業期間中にわたり、船舶安全法に基づく船舶検査期間を除き、本事業船舶を常時、運航可能な状態かつ1.(3) ア (ウ)に規定する性能等を維持できるよう、必要な保守点検・修繕等を計画的に実施するとともに、船舶の運航に必要な各種船用品等を維持・手配すること。

なお、緊急性を要する輸送所要を想定し、事業者は、防衛省からの緊急輸送通知発出後、本事業船舶については遅くとも8日間で係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港できるよう常に待機態勢を維持（ただし、防衛省に事前に通知した船舶検査期間を除く。）すること。

イ 係留施設は、原則として日本国内における港湾の範囲で、事業者の提案とする。

なお、事業期間中、原則として同一係留施設の継続利用を前提とする。ただし、やむを得ない事情により継続利用が困難となった場合又は防衛省が要請する場合は、防衛省と事業者との協議により、事業期間中における係留施設の変更を行う場合がある。

ウ 定期検査等の場所は、日本国内の造船所とし、事業者は、本事業船舶の定期検査等に際し、管海官庁の検査受検及び合格等が円滑に実施できる体制を構築するとともに、情報保全を適切に確保すること。

エ 事業者は、事業期間にわたり、電話連絡又は電子メールにより、防衛省に対する24時間の連絡体制を構築すること。

オ 事業者は、本事業により係留施設の周辺関係者等に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で当該係留施設の関係者等への必要な対応を実施する。

(3) 業務の実施方法及び要求水準

ア 船舶の保守点検・修繕

(ア) 事業者は、本事業船舶を常時、安全に運航できるよう、船舶法、船舶安全法、海上運送法、内航海運業法、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船員法及び船舶職員法に基づき、本事業船舶の保守点検・修繕等を適切に実施すること。

なお、船舶保守管理業務については、内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン（平成24年7月国土交通省策定）に準拠して業務を行うこと。

(イ) 事業者は、本事業船舶の船舶維持管理業務及び船舶運航業務の開始前までに、船舶維持管理業務の実施に必要となる人員、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等を含む船舶維持管理業務計画を作成するとともに、本事業船舶毎に、長期整備作業計画（定期検査（5年毎）に基づく船体部（甲板機械、通信機器等を含む。）及び機関部（電気機器等を含む。）毎の保守計画及び概算見積額）を防衛省に提出し、確認を得る。

長期整備作業計画は、定期検査の実施毎に見直しの要否を検討し、見直す場合は、定期検査完了後、30日以内に防衛省に提出し、確認を得るものとする。

(ウ) 事業者は、毎年8月末までに、翌年度に実施する船舶安全法第5条第1項第2号に基づく中間検査又は定期検査の予定時期を、また、検査実施の1ヶ月前を目途に検査実施要領書（工事仕様書等を含む。）を、それぞれ防衛省に提出し、確認を得る。

なお、本事業船舶のうち、少なくとも1隻は待機態勢を確保できるよう、中間検査又は定期検査の実施時期については、防衛省と事前に協議し、防衛省の輸送所要に支障がないようにすること。

- (エ) 事業者は、(ウ)で防衛省の確認を得た実施要領書に基づく中間検査又は定期検査実施後、14日以内に検査結果報告書を防衛省に提出し、確認を受けること。
- (オ) 事業者は、本事業船舶の日常的なメンテナンス状況を整理した整備作業実施報告、整備、点検報告、甲板部・機関部保守点検計画書等の書類（船体、機関、甲板機械等の状態を確認できる書類）を作成し、適切に保管すること。防衛省が当該書類の開示を求めた場合は、速やかに防衛省に提出すること。
- (カ) 事業者は、本事業船舶に故障や不具合、1.(3) ア (ウ)に規定する性能等の要求水準を満たさない事象、本事業船舶の運航に支障が生じる事象等が発生した場合、速やかに防衛省に通知するとともに、復旧のための方策・期間、本事業船舶の運航に及ぼす影響等を防衛省に報告し、事後の方策について防衛省と協議する。
- (キ) 防衛省の輸送所要での運航だけでは不足する場合、事業者は、本事業船員の本事業船舶に関する操船、機器取扱い習熟のために慣熟運航を行う。ただし、慣熟運航は、防衛省の輸送所要に支障のない範囲で実施することとし、経済合理性に留意し、係留施設近辺での短期間の運航を想定する。

イ 船舶品等の手配・維持

- (ア) 事業者は、本事業船舶の維持・運航に必要な船用品や機器等の予備品、消耗品、潤滑油等を計画的に手配・確保すること。
- (イ) 事業者は、船用品の管理状況に関する書類（当該時点での船用品の保有状況、各年度で費消・購入した数量・購入額等を整理した書類）を作成し、適切に保管すること。防衛省が当該書類の開示を求めた場合、速やかに防衛省に提出すること。

ウ 係留施設の確保・維持

- (ア) 事業者は、事業契約締結後、速やかに各本事業船舶の係留施設の概要、係留施設の利用条件（係留・係船条件、係留施設からの出入港の方法等）、係留施設における本事業船舶の保全面管理体制等に関する係留施設計画書を防衛省に提出し、確認を得ること。
- (イ) 係留施設に本事業船舶を停泊させている間は、十分な保安警備体制を構築すること。
- (ウ) 事業期間中、同一の係留施設を継続して利用することを前提としているが、やむを得ず係留施設を変更する必要性が生じた場合、事業者は防衛省に提案し、協議を行った上で、防衛省の承諾を得るものとする。

エ 船舶に関する保険の付保

事業者は、本事業船舶に対して、内航を前提として、船舶普通期間保険（船体保険）及び船主責任保険（P & I 保険）を付保するものとする。

オ 防衛省に対する報告

- (ア) 事業者は、1ヶ月毎に整備点検が確実に行われたことを示す整備点検実施報告書を翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内に防衛省に提出し、確認を受ける。
- (イ) 事業者は、四半期ごとに当該期間の本事業船舶の維持管理体制や管理状況（月次整備点検実施報告書の概要版）等、本項の要求水準との適合状況を確認できる船舶維持管理業務報告書を四半期終了の翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内に防衛省に提出し、防衛省の確認を受けること。

3. 船員雇用・養成業務

(1) 業務の概要

本項は、待機態勢を維持するために、本事業船員を雇用・維持の上、本事業船舶の運航にあたって必要となる海技資格の取得、操船技術の習得・鍛錬等を含む必要な教育・訓練の実施及び適切な配乗・労務管理に係る一切の業務とする。これらの業務にあたっては、以下に示す要求水準を満足するものとする。

(2) 業務の前提条件

ア 防衛省は、本事業船舶2隻の運航を令和10年1月1日に開始するため、事業者は、本事業船舶の運航開始前までに、法令上求められる海技資格を有する船員数を確保し、本事業船員の休暇取得なども配慮した上で、事業期間にわたって、待機態勢を確保・維持すること。事業者は、民間輸送力活用の観点から、本事業船員について、民間の船舶の運航に従事した経験を有することを重要な考慮事項として積極的に確保すること。

イ 本事業船員は、日本国籍を有する者とする。

ウ 防衛省は、防衛出動等に際しては、自衛隊法第70条第1項の規定に基づき招集される予備自衛官を含む自衛官により、本事業船舶を運航することを予定している。このことから、事業者は、運航開始3年以内に予備自衛官等である本事業船員のみで運航可能となるよう予備自衛官等である本事業船員を確保し、その後も予備自衛官としての雇用を維持するよう促進するものとする。

また、防衛省は、原則として、本事業船舶を裸備船し運航する予定であることから、事業者は、予備自衛官等である本事業船員については、できる限り本事業船舶の運航に従事できるようにしておくこととする。加えて、本事業船舶の船員について、予備自衛官又はその希望者であることを確認して雇用するものとする。都合により、予備自衛官を希望しないで、本事業船舶の船員となった者については、防衛省及び事業者双方は、その希望を尊重し、防衛省は予備自衛官には採用しないこととする。

エ 事業者は、事業期間にわたって待機態勢を確保・維持するため、本事業船員に対して本事業船舶の運航にあたって法令上求められる海技資格の取得支援及びOJTによる技術取得支援を行うこと。

オ 防衛省は、防衛出動等に際し本事業の範囲外で本事業船舶を自らが運航する場合には、予備自衛官である本事業船員のほか、本事業船員でない自衛官及び招集された予備自衛官を乗船させ運航に従事させることも想定している。このことから、防衛省は、事業者が実施する本事業船員に対する教育訓練としての運航等の機会を活用し、本事業船員でない自衛官及び予備自衛官に対する教育訓練を事業者に要請する場合があるので、その際は、事業者は、積極的に協力すること。当該教育訓練の実施の詳細は、防衛省と事業者との協議により決定するものとする。

カ 事業者は、本要求水準を満たす限りにおいて、経済合理性に配慮し、本事業船員の効率的な配置に努めるとともに、防衛省の輸送所要に速やかに対応できる体制を保持するため、待機時の船員の勤務計画を含めて整えることとする。

キ 事業者は、契約締結後速やかに、船員法第97条第1項に基づく、本事業船員の就業規則を策定し、防衛省に提出すること。事業者は本事業船員に対して、本事業の背景・趣旨等を十分周知し、理解を促進した上で、就業規則の遵守を図る。

ク 事業者は、本事業船員の給与・手当、法定福利費等の支払、労働時間／休息时间、休暇取得の管理、配乗計画の策定、訓練プログラムの実施等、本事業船員に対する労務管理全般を適切に行うこと。

(3) 業務の実施方法及び要求水準

ア 本事業船員の雇用計画書の提出

事業者は、事業契約締結後速やかに、海技資格や予備自衛官の有無を含む、事業期間を通じた本事業船員の体制に係る雇用計画書を防衛省に提出し、確認を得る。また、前年度2月末までに翌年度の年度雇用計画書を防衛省に提出し、確認を得る。

イ 本事業船員の雇用・勤務状況に関する報告書の提出

(ア) 事業者は、本事業船舶の運航開始予定日の前日までに、本事業船員各人の予備自衛官等の身分の有無、保有する海技資格の種類、雇用状況に係る実績書（以下「雇用実績書」という。）を防衛省に提出し、確認を得る。

(イ) 事業者は、本事業船舶の運航開始日以降、各本事業船員の1日単位での勤務状況（出勤の有無、勤務時間、従事した業務の内容等を含む日報）に関する雇用実績書を翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内に防衛省に提出し、確認を得る。ただし、予備自衛官の人数に変更があった場合は、随時、防衛省に報告すること。

防衛省は、雇用実績書に基づき、本事業船舶に属する本事業船員のうちの予備自衛官の人数に応じた対価を支払うものとする。具体的な算定方法は「サービス対価の算定及び支払方法」で詳述する。

(ウ) 事業者は、四半期末ごとに当該期間の本事業船員に対する訓練内容や資格取得支援の内容、雇用状況（月次雇用実績書の概要版）、労務管理の状況等、本項の要求水準との適合状況を確認できる船員雇用・養成業務報告書を四半期終了の翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内に防衛省に提出し、防衛省の確認を受けること。

4. 船舶運航業務

(1) 業務の概要

本項は、防衛省の輸送所要に対応可能とするように本事業船舶の運航を行うにあたって必要な業務全般とし、本事業船舶の運航準備、船舶の運航に際して寄港予定の港湾施設の確保・調整（港湾使用のための慣例を含む。）に至るまでの船舶の運航に関して必要な一切の業務とする。また、海上輸送に接続した陸上輸送を付随業務とする。これらの業務にあたっては、以下に示す要求水準を満足するものとし、運航計画等に従って安全かつ損傷なく輸送すること。

(2) 業務の前提条件

ア 輸送する内容の想定

第1 5. (1)のとおり、本事業では装備品等の輸送を想定しており、1. (3)に記す本事業船舶の要求水準を満足した上で、本事業船舶の構造上及び船舶安全法等関連する規則等を遵守し、搭載可能な範囲での種類及び量を輸送する。

イ 航行範囲

(ア) 本事業船舶の航行範囲は、船舶安全法に定める近海内航区域での運航を原則とする。

(イ) 本事業船舶の入港が可能な国内港湾施設については利用可能性があることから、防衛省と協議の上、利用が想定される港湾については、予め港湾管理者・海上保安部、入出港航路の幅・水深・長さ・形状、錨泊地状況、係留場所仕様・能力、フェンダーの状況、出入港船舶情報、水先関係情報、タグボート、ステベ（船内荷役の請負業者）、港湾作業員等の支援の有無、バンカーの取扱い、代理店の有無、その他安全な入港を確保するための情報等の調査を行い、寄港可能な環境が確保できることを確認すること。

(ウ) (イ)以外の港湾を利用する場合など、必要に応じて新たに事業許可の取得又は届出を行う。

ウ 運航実施のための準備

(ア) 緊急性を要する輸送所要を想定し、事業者は、待機態勢を維持（ただし、防衛省に事前に通知した船舶検査期間又は天候不順等により運航の安全を確保できないと合理的に判断された場合を除く。）し、準備完了後は、本事業船舶については遅くとも8日間の制約にかかわらず、速やかに防衛省が指定する港湾へ出港すること。

(イ) 事業者は、運航開始前までに、海上運送法及び海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）等の法令に基づき、輸送所要を満足するために必要となる事業許可の取得又は届出を遅滞なく行い、取得後5営業日以内にそれらの写しを防衛省に提出すること。

なお、危険物の輸送の用が生じた場合は、別途臨時検査に基づく変更など、管海官庁から当該危険物輸送に必要な許可が得られた場合に限り、本事業船舶の運航を求める。第16.(1)のとおり、指定港湾は輸送所要や事態等に応じて指定することを想定していることから、防衛省と協議の上、予め想定される指定港湾への運航が可能な事業許可の取得又は届出を行う。

(ウ) 本事業又は本事業船舶の運航に関する報道、デモ等に対しては、防衛省と連携して対応するものとする。

エ 運航経費の負担

(ア) 船舶調達業務での試運転及び定期検査や慣熟運航時を除き、防衛省の輸送所要に応じて本事業船舶の運航回数や距離、期間が変動することから、運航経費はサービス対価の構成要素外として位置付け、個別の輸送所要ごとに締結する輸送役務契約により支払うこととする。

(イ) 具体的な運航経費項目は、「サービス対価の算定及び支払方法」で詳述する。

(3) 業務の実施方法及び要求水準

ア 自衛隊訓練及び公的機関の輸送等における運航の実施方法

(ア) 年度計画策定

a 防衛省は、前年度2月末までに翌年度の輸送役務に係る年度計画を策定し、事業者へ通知する。令和9年度の年度計画は、本事業契約締結後速やかに策定し、事業者へ通知する。

b 事業者は、aで防衛省から通知された年度計画を受領・確認した上で、事業者が防衛省の輸送所要に応じて運航する期間、民間収益事業を実施する期間、中間（定期）検査期間を踏まえ、指定港湾、航海計画、予定航路、船用品・部品等の積込手配、乗組員（交代）手配等を定めた年度運航計画（案）を策定する。

c 防衛省は、bで事業者が策定した年度運航計画（案）を受領、確認した上で、必要に応じて事業者と調整を行い、年度運航計画を了承・確定し、前年度末までに事業者へ通知する。

なお、年度運航計画は、必要に応じて、防衛省と事業者の協議により、修正可能とする。

(イ) 協議・輸送役務契約締結

a 確定した年度運航計画に基づき、防衛省は港湾管理者等との調整を踏まえた上で、輸送役務契約仕様書（案）を自衛隊訓練等における運航開始の50日前を基準に事業者へ通知する。

b 事業者は、防衛省からの輸送役務契約仕様書（案）に基づき、装備品等の搭載調整、安全計画、不測事態対応計画、燃料油等の補給計画、船員配置計画、連絡体制等を含む運航計画（案）、積付計画を含む荷役要領（案）及び見積書を作成し、防衛省に提出する。防衛省と事業者は、必要に応じて運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容について協議する。

c 防衛省は、事業者が提出した運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容を確認した上で、輸送役務契約仕様書を確定し、事業者へ通知する。

- d 防衛省と事業者は、運航開始30日前を基準に輸送役務契約仕様書に基づき、輸送役務契約を締結する。
- e 事業者が、港湾管理者等との細部の調整を行った後、輸送役務契約に基づき、運航計画及び荷役要領を確定させ、防衛省はこれを了承し、事業者に通知する。
- (7) 事前準備
 - a 事業者は、運航計画及び荷役要領の防衛省による承認後速やかに、必要に応じて下記(a)～(k)の実施前調整を行う。
 - (a) 運航に必要な事業許可の取得又は届出
 - (b) 臨時検査
 - (c) 危険物積付検査
 - (d) 使用岸壁の確保

指定港湾における使用岸壁は、基本的に事業者に委ねるが、状況により防衛省が指定するものとする。
 - (e) 装備品等搭載地域、時間の確保

事業者は、防衛省が必要とする輸送所要に応じ、指定港湾での地積状況に応じて、最大限の装備品等搭載地域を確保するものとする。また、出発港については装備品等搭載の4時間前から船舶出港までの時間、到着港については船舶入港から装備品等の積み下ろし終了後、装備品等を港湾地区から発送する態勢を整えるまでの時間を確保すること。
 - (f) 港湾荷役設備の確保
 - (g) フェンダーの確保
 - (h) タグボート、ステベ、港湾作業員等の確保
 - (i) 水、油、バンカリング、資材等の確保
 - (j) 輸送貨物等に係る保険契約の締結
 - (k) 本事業船員のリネンサービス・食事の手配
 - b 防衛省は、運航開始14日前を基準に、事業者に対して装備品等の内訳及び諸元の通知を行う。
 - c 事業者は、防衛省が発出した装備品等の内訳及び諸元の通知を受領・確認した上で、必要に応じて防衛省と調整し、防衛省が了承・確定する。
- (8) 装備品等の本事業船舶への乗船・積込から本事業船舶の出港まで
 - a 事業者は、係留施設から出発港まで本事業船舶を運航する。
 - b 防衛省は、自ら出発港の待機地域まで装備品等の移送を行う。
 - c 事業者は、必要に応じて出発港において燃料・水等の補給や補給品の積込を行う。
 - d 防衛省は、装備品等の検数・損傷有無等及び危険物を確認し、検数確認調書及び損傷有無等確認書を作成し、事業者の確認を得る。
 - e 事業者は、dの後、タグボート運用等により出発港を出港する。
- (9) 防衛省の輸送所要における本事業船舶の運航期間
 - a 事業者は、運航期間中、本事業船舶に係る午前7時の状況（位置、航海速度、気象、海象、入港予定日時及び車両等の異状の有無）に関する運航日報を毎日午前7時30分までにFAX又は電子メール等の手段により防衛省に報告するものとする。
 - b 事業者は、到着の遅延又は運航困難な状況が発生した場合は直ちに防衛省へ報告するほか、速やかに対処するものとし、運航中の装備品等の損傷を防止するための処置を行うこと。

なお、不測事態発生時は、以下を含む内容について遅滞なく防衛省に報告すること。

 - (a) 発生した日時及び場所
 - (b) 現地調整者（所属、氏名及び連絡先）
 - (c) 状況（不測事態を解明するための写真等を含む。）
 - (d) 発生の原因
 - (e) 調査要領（調査組織、調査の流れ、調査場所及び調査内容）及び調査日程
 - (f) 傷病者発生時の応急処置状況
 - (g) その他、防衛省が要求する事項

- (カ) 到着港への本事業船舶の到着から装備品等の積み下ろしまで
 - a 事業者は、タグボート運用等によって到着港へ入港する。
 - b 防衛省と事業者は、到着港の待機地域において、乗船時の検数確認調書及び損傷有無等確認書との突合を行い、装備品等の検数・損傷有無等を確認した上で、防衛省の確認を得る。
- (キ) 輸送役務完了届、運航業務報告書の提出
 - a 事業者は、運航後10日以内に、輸送役務完了届及び運航業務報告書（運航期間全般的における業務実績の概要を示した報告書）を防衛省に提出し、防衛省の検査を受ける。
 - b 検査合格後の運航経費の支払は、「サービス対価の算定及び支払方法」で詳述する。
- (ク) 事業者は、防衛省と必要性及び可能性を調整・協議の上、駐屯地等におけるコンテナへの積込作業（保定作業含む）及びコンテナからの貨物の取り出し作業、駐屯地等と港湾地区との間の装備品等の陸上輸送に係る役務車両の手配及び港湾地区での自衛隊用車両への装備品等の積込・積み下ろし等に係る業務（コンテナの一時保管場所確保含む）を実施すること。

イ 自衛隊の活動に必要な緊急的な輸送の実施方法

事業者は、防衛省からの緊急輸送通知発出後、本事業船舶については遅くとも8日間で係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港（8日間の制約にかかわらず準備完了後、速やかに出港）できるよう、防衛省と密に連携し下記(ア)～(コ)の手続きを円滑に実施すること。特に記載のない内容については、アと同様の手順とする。

- (ア) 防衛省は、緊急輸送通知発出、港湾管理者等との調整の後、速やかに輸送役務契約仕様書（案）を事業者に通知する。
- (イ) 事業者は、防衛省からの緊急輸送通知発出後5日間を基準に運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書を作成する。防衛省と事業者は、必要に応じて運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容について協議する。
- (ウ) 防衛省は、(イ)で事業者が提出した運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容を確認した上で、輸送役務契約仕様書を確定する。
- (エ) 防衛省と民間事業者は緊急輸送通知発出後6日間を基準に、輸送役務契約仕様書に基づき、輸送役務契約を締結する。
- (オ) 事業者は、港湾管理者等との細部の調整を行った後、輸送役務契約に基づき、運航計画及び荷役要領を確定させた後、防衛省はこれを了承し、事業者に通知する。
- (カ) 防衛省は、緊急輸送通知発出から7日間を基準に、事業者に対して内訳・乗船者、車種、機材等の諸元を通知する。
- (キ) 事業者は、防衛省から事業者に緊急輸送通知を発出してから8日間を基準に、係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港する。
なお、出港後速やかに、船長は防衛省に出港時間及び出港した旨を連絡する。
- (ク) 事業者は、防衛省からの緊急輸送通知発出後、必要に応じて速やかに指定港湾までの本事業船舶の運航に必要な事業許可の取得又は届出を行う。
- (ケ) 危険物を輸送する場合、事業者は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第111条及び第112条に基づき管海官庁等に対して危険物積付検査等の申請を行い、出港までに管海官庁等の危険物積付検査等の許可を受ける。
- (コ) 第2 1.(2) イ (イ)において危険物を輸送する際に必要な管海官庁等による許可又は上記(ケ)等の検査受検に関して、管海官庁等における手続きが通常時に比べて明らかに時間を要することが認められる場合を除いて、あらかじめ、事業者は、行政手続に要する時間を考慮し、遅くとも8日間で本事業船舶を係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港から出港できるよう、手続きを行うこと。
- (サ) 事業者は、防衛省と必要性及び可能性を調整・協議の上、駐屯地等におけるコンテナへの積込作業（保定作業含む）及びコンテナからの貨物の取り出し作業、駐屯地等と港湾地区との間の装備品等の陸上輸送に係る役務車両の手配及び港湾地区での自衛隊用車

両への装備品等の積込・積み下ろし等に係る業務（コンテナの一時保管場所確保含む）を実施すること。

ウ 防衛出動等における業務内容

(ア) 防衛出動等運航準備通知の発出～回航指示

- a 防衛省と事業者は、第13.(1)アに規定する船舶運航可否に係る協議を行う。
- b 防衛省と事業者による協議の結果、運航判断要件に該当せず、本事業船舶を傭船し、運航すると判断された場合、防衛省は、事業者に対して防衛出動等運航準備通知を発出する。
- c 事業者は、防衛省が発出した防衛出動等準備通知を受領・確認し、当該通知に基づき、防衛省が指定する本事業船舶を防衛省に引渡す港湾（以下「引渡港」という。）での船舶引渡条件や船舶損傷の場合の取扱い、燃料その他消耗品の取扱い、並びに引渡港における荷役方法を記載した船舶引渡計画書及び荷役要領（以下「船舶引渡計画書等」という。）を速やかに作成し、防衛省の確認・了承を得る。
- d 事業者は、船舶引渡計画書等の防衛省の確認・承認後、速やかに引渡港までの本事業船舶の運航に必要な事業許可の取得又は届出を行う。
- e 事業者が、民間収益事業等により本事業船舶を運航中の場合は、事業者は、速やかに荷卸し措置等を行い、引渡港への回航を指示する。

(イ) 本事業船舶の防衛省への引き渡し

- a 事業者は、(ア)における防衛省との協議とともに、引渡港における荷役作業等の可否について防衛省と協議し、引渡港における港湾管理者との調整や荷役作業（上記の(ウ) a (a)～(i)に準じた作業）、貨物等の積み付け作業等の実施が可能と判断された場合、防衛省に対して当該支援作業等を実施する。
- b 事業者は、船舶引渡計画書等に基づき、引渡港における燃料残油量等の船体状況に係る書類（以下「船体等現状報告書」という。）を防衛省に提出し、防衛省は、事業者の提出した船体等現状報告書に基づき現状確認を実施し、現状等確認書を事業者に交付する。事業者は、防衛省から現状等確認書を受領した後、船舶引渡を証明する船舶引渡書を防衛省に提出し、防衛省の承認を受けた上で、本事業船舶を防衛省に引き渡す。
- c 本事業船舶の防衛省への引渡時は、事業者は、属具・備品リスト等は作成せず、現状渡しを原則とする。ただし、燃料残油量は検量し、残油協定等により防衛省と事業者双方で確認する。
- d 事業者は、防衛省に本事業船舶を引き渡した後、船舶安全法施行規則第41条第1項及び同項第2号に基づき、船種登録運輸局に対して速やかに船舶検査証書の返納を行う。

(ウ) 防衛出動等運航後

- a 防衛省は、自ら事業者が指定する造船所まで船舶を回航する。
- b 防衛省と事業者は、双方で本事業船舶の損傷等を確認し、損傷等確認書を作成する。
- c 損傷等確認書に係る確認の結果、本事業船舶の修繕工事は不要と事業者が判断した場合は、事業者は、管海官庁に対して定期検査を申請・受検し、船舶検査証書を受領する。
- d 損傷等確認書に係る確認・承認の結果、船体損傷等により本事業船舶の修繕工事が必要と事業者が合理的に判断した場合は、事業者は、修繕工事実施前に修繕費見積書を作成し、防衛省の確認・承認を得た上で防衛省と修繕工事に伴う本事業に係る変更契約を締結する。その後、修繕工事を実施した上で定期検査を申請・受検し、船舶検査証書を受領する。

なお、各船舶運航業務の流れを、参考資料1「船舶運航業務フロー」に示しているので、参考にすること。ただし、要求水準書と当該フロー図の間で疑義が生じた場合は、要求水準書の記載を優先する。

5. 全般管理業務

(1) 業務の概要

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を遵守しつつ自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業を遂行する。そのため、自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる実施体制を構築し、各業務の実施について統括的に管理する。

その際、事業者は、本事業が約11年間の長期にわたり本事業船舶の調達・維持管理、本事業船員の雇用・養成、本事業船舶の運航業務等を一体的に実施する事業であることを踏まえ、特に、本事業全体で統一性を図るための総合的なプロジェクトマネジメントや、緊急時や防衛出動等の事態に対して、事業者全体で機動的な対処を可能とするため、本事業に関する業務の統括機能を十分に発揮するよう具体的なマネジメント方針を明らかにする。また、本事業の目的に即して自衛隊の海上輸送における機動展開等に資するサービスを継続的かつ柔軟に提供することができるよう、本事業に係るコスト、スケジュール、リスク等を適切に管理する。さらに、要求水準書に示された業務及び要求水準にとどまらず、事業者による実効的なセルフモニタリングや業務改善プロセスを通じて、サービスの質の向上に資する提案を事業者自らが企画し、防衛省に発案・助言する。

(2) 業務の実施方法及び要求水準

ア 業務内容

事業者は、本事業の目的及び内容を十分に理解し、かつ、企業経営の観点から必要な能力・知識・経験を有する総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを適切に配置することにより、各業務を統括・調整するとともに、本事業を確実にかつ効率的に遂行できるよう、計画、実行、監視、完了の各プロセスにおいて事業全体のプロジェクトマネジメントを行い、次の事項を実施する。

- (ア) 各業務実施企業の提案・意見を統括・調整することにより、各業務間の隙間や重複を排除し、本事業の各業務を包括的なサービスとして効率的かつ効果的に実施する。
- (イ) 業務実施企業間の意見調整を適切に行い、常に業務実施企業間の責任及びリスク分担を明確化し、事業者としての統一的な方針の下に事業を遂行する。特に、本事業船舶別に船舶運航企業が複数社に分かれる場合、緊急時や防衛出動時においても迅速に防衛省の輸送所要に対処できるよう、事業者は自らが主導的な役割を果たし、日ごろから両社を密に連携させること。
- (ウ) 各業務実施企業における業務実施計画、業務実施内容及び要求水準の遵守状況を実効的かつ能動的に把握・管理するとともに、恒常的な業務改善プロセスを通じてサービスの質の向上を図る。
- (エ) 本事業に係る資金を確実に確保するため、金融機関やスポンサー等との折衝・調整を計画的に実施するとともに、事業収支計画や財務状況等を適切に管理する。
- (オ) 総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、防衛省との直接的な連絡窓口となり、緻密な連絡調整を行うと共に、防衛省・事業者間の協議を主導し、協議の円滑な進行・調整を図る。
- (カ) 総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、各業務実施企業等との契約事務手続等を調整し、本事業の確実な履行を図る。また、防衛省との各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行い、防衛省の求めに応じてそれらの管理状況を適宜報告する。
- (キ) 本事業における防衛省のパートナーとして、自らが行う業務内容の履行やモニタリングだけでなく、防衛省が実施する業務プロセスの最適化やサービスの質の向上に資する提案を企画し、防衛省に発案・助言する。
- (ク) 防衛省とともに、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的として、防衛省及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。
- (ケ) その他、本事業の遂行に関して必要な管理・調整業務を統括する。

イ 防衛省への提出書類

事業者は、上記における各項で示す提出書類のほか、事業者の経営等に係る下表の書類をそれぞれの提出時期までに防衛省に提出して確認を受けること。

なお、防衛省は事業の実施に重大な悪影響を与える恐れがある場合など、必要に応じて、事業者に対して追加の経営状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

	提出書類	提出時期
①	事業者の定款の写し	事業契約締結後、5 営業日以内 定款の変更後、翌月の最初の営業日から起算して5 営業日以内
②	事業者の株主名簿	事業契約締結後、5 営業日以内 株主名簿の変更後、翌月の最初の営業日から起算して5 営業日以内
③	実施体制図	事業契約締結後、5 営業日以内 実施体制の変更後、翌月の最初の営業日から起算して5 営業日以内
④	事業工程表	事業契約締結後、10 営業日以内
⑤	事業者が締結予定の契約書等のリスト	事業契約締結後、5 営業日以内 リストの変更後、翌月の最初の営業日から起算して5 営業日以内
⑥	事業者が締結した契約書等（変更契約含む。）の写し	防衛省が⑤のリストに基づき指示する契約書等は、各契約の締結後、5 営業日以内 その他の契約書等は、各契約の締結後、翌月末
⑦	株主総会の議事概要及び提示資料	株主総会の会日後、翌月の最初の営業日から起算して5 営業日以内
⑧	取締役会の議事概要及び提示資料	取締役会の会日後、翌月の最初の営業日から起算して5 営業日以内
⑨	各事業年度における、会社法第435条第2項に基づく計算書類及びその付属明細書類並びにキャッシュフロー計算書及び監査報告書の写し。これらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係を説明する資料	定時株主総会の会日後、翌月の最初の営業日から起算して5 営業日以内
⑩	各事業年度の上半期に係る⑨に準じた計算書類	上半期終了後、2 カ月以内
⑪	事業者の最新の事業収支計画及び P F I - L C C の算定資料	契約締結後、速やかに 本事業契約の契約金額の変更後、翌月5 営業日以内 その他更新後、翌月の最初の営業日から起算して5 営業日以内

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）

様式集及び記載要領

防衛省

本事業の入札に参加を希望する者は、以下の要領に従い、入札説明書においてそれぞれ定める期限までに書類を提出しなければならない。

なお、各書類及び様式の電子データは、入札説明書 5 に示す担当部局に請求するか、又は防衛省ホームページから取得するものとする。

第 1. 提出書類及び各様式の作成要領

1. 参考資料等の交付申請

- ① 参考資料等交付申請書 (様式 1)

業務要求水準書 (資料-2) において、応募者に示すとした参考資料等の受領を希望する場合に提出すること。

2. 入札説明書等に関する質問

- ① 質問書 (様式 2)

3. 第一次審査資料

(1) 入札参加表明に関する書類

- ① 入札参加表明書 (様式 3-1)

- ② 応募者一覧及び業務の役割分担 (様式 3-2)

応募者を構成するすべての代表企業、構成員及び協力企業を記載し、各企業が担う業務内容について記載すること。

- ③ 業務の受託企業等一覧 (様式 3-3)

- ④ 委任状 (様式 3-4)

すべての構成員及び協力企業について記載すること。

(2) 競争参加資格の確認申請に関する書類

- ① 競争参加資格確認申請書 (様式 3-5)

- ② 会社概要等

各資料は、応募者を構成するすべての代表企業、構成員及び協力企業を対象とする。

a. 会社概要(パンフレット等の使用も可)

b. 会社定款(最新のものであり、c. 商業・法人登記事項証明書と記載内容が同一であることが確認できるもの。)

c. 商業・法人登記事項証明書(入札公告日以降に交付されたもの。)

③-1 競争参加資格を証する書類

応募者を構成するすべての代表企業、構成員及び協力企業について、参加資格要件が満たされていることを確認できる令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを提出すること。

③-2 競争参加資格を証する追加書類

防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者については、当該要件を証する書類(様式任意)を提出すること。

④ 船舶調達実績 (様式3-6)

4. 競争的対話に関する書類

入札参加者は、競争的対話を行うにあたり、以下の書類を提出するものとする。

① 事前質問書・最終質問書 (様式4-1)

② 出席者名簿 (様式4-2)

5. 入札辞退、構成員等変更等に関する書類

入札参加者は、必要に応じ、第二次審査資料提出時までに以下の書類を提出することができる。

① 入札辞退届 (様式5-1)

② 構成員等変更届 (様式5-2)

6. 入札書及び第二次審査資料

① 入札書 (入札及び契約心得 別記様式第3-4-1)

② 委任状(代理人が入札に参加する場合) (入札及び契約心得 別記様式第3-4-3)

③ 第二次審査資料提出書 (様式6-1)

④ 企業等一覧表 (様式6-2)

⑤ 各業務の提案に関する書類(以下「提案書類」という。)

各業務に関する基本的な考え方や実施方針、要求水準を達成するための方策等に関する具体的な提案内容を、別表に基づき、「共通様式」等を用いて記載すること。

a. 「全般管理業務」に関する提案 (様式A-1~A-5)

b. 「船舶調達業務」に関する提案 (様式B-1~B-5)

- | | | |
|----|---------------------|--------------|
| c. | 「船舶維持管理業務」に関する提案 | (様式 C-1～C-5) |
| d. | 「船員雇用・養成業務」に関する提案 | (様式 D-1～D-5) |
| e. | 「船舶運航業務」に関する提案 | (様式 E-1～E-5) |
| f. | 「民間収益事業」に関する提案 | (様式 F-1～F-5) |
| g. | ワーク・ライフ・バランス等への取組状況 | (様式 G-1～G-2) |

第 2. 提案書類等の作成上の留意点

1. 全般

- ① 使用する言語は日本語、通貨は円、単位は S I 単位（国際単位系）とすること。
- ② 使用する用紙は、原則として A 4 判、横書き、長辺綴じ、両面印刷とすること。ただし、パンフレット等については、この限りでない。
- ③ 記述による説明が求められている箇所は、必ず記載すること。
- ④ 造語又は略語を用いる場合は、初出の箇所に定義を記載すること。
- ⑤ 各様式間において記載内容の整合を図り、他の様式や資料を参照する場合は、参照先名等を記載すること。

2. 提案書類

- ① 業務要求水準書（資料－ 2）及び事業者選定基準（資料－ 5）を踏まえて、提案を行うこと。
- ② 文章による提案を原則とするが、適宜図面やイメージ図等（以下「図面等」という。）を使用してよい。ただし、文章と図面等に矛盾がある場合は、文章が優先される。
- ③ **別表**中の「記載指示事項」欄内【 】で記した項目名は、各様式内における提案の見出しとする。
- ④ 提案書類は、別表に示す様式番号ごとに別葉とし、それぞれ右肩にページ番号を付すこと。
(例： 1 / 4)
- ⑤ 別表に示す枚数制限は、「共通様式」（A 4 判換算）の枚数とし、図面等も規定の枚数に含むものとする。なお、別途添付又は作成を指示する書類、様式、根拠資料等は、枚数に含まない。
- ⑥ 提案書類の正本には、代表企業、構成員及び協力企業の企業名をそのまま記載し、副本には、企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等）を行わず、「企業等一覧表（様式 6－ 2）」に従い、企業名をアルファベットによる表記に置き換えて記載すること。（例：造船会社 A 社）

なお、提案書類の副本にコンソーシアムにおける代表企業、構成員、協力企業等を類推できる記載が行われていた場合、防衛省は、当該ページ全体を提案書類の一部を構成するものとして取り扱わないことがある。この場合において、応募者は、防衛省に対し異議を述べることはできないものとする。

3. 提出方法及び提出部数

(1) 第一次審査資料

第一次審査資料は、正本1部、副本3部の計4部を提出すること。

なお、副本については、正本の複写で差し支えない。

(2) 入札書及び第二次審査資料

- ① 入札書及び委任状（必要な場合のみ）は、入札説明書の11に従い、提出すること。不明な点は、入札説明書の5に示す担当部局へ事前に問い合わせるものとする。
- ② 第二次審査資料は、正本1部、副本9部の計10部並びに「正本の電子データを収録したCD-R等」1部及び「副本の電子データを収録したCD-R等」1部を提出すること。
- ③ 第二次審査資料のうち、提案書類の副本の表紙には、右肩に1～9の番号を付けること。
- ④ 第二次審査資料のうち、提案書類の「様式A-5 添付①～⑥」及び「様式B-2」は、防衛省が指定するMicrosoft Excel ファイルを使用し、計算の数式及び他のシートとのリンクを残したデータを提出すること。なお、様式A-5①（サービス対価の内訳）については正本にのみ含めるものとし、副本には含めないこと。計算の数式及び他のシートとのリンクを残したデータを確認できなかった場合、必要に応じて、再提出を求めることがある。その他の提案書類は、「共通様式」の例により作成し、データの読み取り、コピー及び印刷が可能なPDFファイル形式とすること。

様式A-5 添付①～⑥（資金調達計画・事業収支）、様式B-2（船舶整備費）

(3) その他の資料

特に指示の有るものを除き、原則として、上記以外の書類は持参により提出するものとする。

別表 提案書類に係る記載指示事項

a. 「全般管理業務」に関する提案

(枚数制限はA 4判換算。以下同じ。)

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
A-1	業務実施体制 (本事業の特性に対応した、安定的かつ確実性の高い業務実施体制)	共通	4	【本事業の実施体制、契約スキーム、類似実績】 ①本事業を実施するSPC、代表企業、構成員、協力企業、金融機関並びにその他参加企業についての役割及び責任関係を示し、SPCを事業主体として本事業が安定的かつ確実に履行される事業スキーム(SPCと代表企業、構成員、協力企業、金融機関並びにその他参加企業との主要な契約の内容を含む)になっていることを示すこと。 ②船舶調達業務、船舶維持管理業務、船員雇用・養成業務、船舶運航業務、全般管理業務等の各業務を行う代表企業、構成員、協力企業及びその他参加企業の名称、役割分担を示すこと。 ③バックアップサービス等の提案がある場合で、金融機関等から関心表明書等を受領している場合は、別途添付すること。 ④代表企業、構成員、協力企業について親会社、子会社・関連会社があればその名称・株式保有比率を示すこと。
A-2	SPCの経営体制及び出資構成 (適切なSPCの経営体制及び出資構成)	共通	4	【SPCの経営体制及び出資体制】 ①SPCの経営に関する体制・方針(会社の形態等も含む)、会社における方針・意思決定の過程を示すこと。 ②本事業におけるSPCの業務管理体制(組織・指揮命令系統・責任の所在等)を具体的に示すこと。 ③各構成員のSPCへの出資の考え方、出資条件等を記載するとともに、その確実性について具体的に示すこと。 ④全ての株主名及び株主構成(出資比率)を示すこと。
A-3	プロジェクトマネジメント (事業を安定的かつ円滑に進めるための適切な事業工程、具体的なプロジェクトマネジメントやモニタリングの方針等の計画)	共通	6	【事業期間全体にわたるプロジェクトマネジメント方針・事業実施工程計画】 ①事業者や代表企業の下、2隻の本事業船舶の運航企業を連携させ、本事業全体で統一性を図るための総合的なプロジェクトマネジメント方針を示すこと。 ②緊急時や防衛出動等の事態に対して、SPC全体で機動的に対処するための迅速な意思決定ができる組織及び決定プロセスを示すこと。 ③落札者決定からの事業実施に向けた各種契約等の締結、SPC設立までに関する工程及び計画を示すこと。 ④防衛省の業績監視に対する事業者側における対応の考え方(管理体制、セルフモニタリングの考え方、非常時や改善勧告時等の復旧体制等)あわせて、上記の点に配慮しながら、事業全体を円滑に進めるための留意事項、留意事項に対する提案、これを実現するために必要な体制等を記載するなどのプロジェクトマネジメント及びモニタリング方策を示すこと。
A-4	リスク管理 (SPCにリスクが極力滞留しない計画、リスク	共通	4	【リスク対応方策】 ①本事業に係る特徴的なリスク(特に、本事業船舶の運航時におけるリスクの他、緊急時・防衛出動等に関連するリス

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
	に対する明確な管理方 策の計画)			ク) に対する基本的な対処方針を示し、事業者としてのリスク分担の考え方を示すこと。 ② 提案内容に則し、保険アドバイザー等による事業評価書、保険設計書案、バックアップサービスの関心表明書等を有する場合は、本様式以外の資料として添付すること。 ③ 本事業に関し、発注者側が負担するリスクで、それに対する費用増加抑制方を講じているものがあれば、その具体的な方策及び効果を示すこと。 ④ S P C で作成予定の各種マニュアル（リスク管理対応、危機管理対応、事前予防など）があれば具体的な概要及び運用方針について示すこと。
A-5	事業収支・資金調達計画 （事業の安定性を確保するための適切な事業収支・資金調達計画）	共通、指定	4	【事業の安定性・確実性を確保する事業収支・資金計画】 ① S P C の資金計画（利率・借入先・資金割合なども可能な限り明示）・財務計画上の基本的な考え方を示すこと。また、事業収支計画について、本様式とは別に様式 A-5 添付②に示すこと。 ② 調達利息の料率の構成要素及び調達期間中の金利上昇リスクの回避等の考え方及び方策を示すこと。 ③ 本事業における資金調達の考え方、資金調達条件（構成・条件等）及び債務償還の条件、計画を記載するとともに、その確実性や安定性を示すこと。また、資金調達計画については、本様式とは別に様式 A-5 添付④に示すこと。 ④ 融資関心表明書、劣後融資確約書等を有する場合は、別途資料を添付して示すこと。

※ 添付を求める事業収支計画等＜様式 A-5 添付①～⑥＞の作成上の留意事項

- ・事業収支計画等は提案における各種条件と入札価格の妥当性を判断するものであるため、その整合性が確認できるよう、正確な計算を行うこと。
- ・事業収支計画等の内容が提案内容及び入札価格と著しく異なる内容の場合は、入札を無効とすることがあるため、十分に留意すること。
- ・事業収支計画等は、資料－ 4 サービス対価の算定及び支払方法の記載内容に準じて作成すること。
- ・計算にあたっての事業年度は、国の会計年度に対応させること。
- ・本事業の実施に必要な一切の資金及び費用を計上すること。
- ・事業収支計画等の作成にあたっては、指示があるものを除き、消費税に関して税抜により作成すること。
- ・関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。
- ・算定根拠等からの計算過程が複雑となる場合は、当該計算過程を別のシートによって作成し、これをあわせて添付しておくこと（計算の数式及び他のシートとのリンクが残したデータを提出すること）。
- ・提案書類の内容が要求水準を上回る場合、新たな要求水準となる。

b. 「船舶調達業務」に関する提案

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
B-1	船舶調達・改造仕様書／ 主要目表及び一般配置 図 (新造船舶を調達する 場合における調達船舶 の適切な仕様、中古船舶 を改造等する場合にお ける船舶確保の確実性 及び適切な船舶の改造 等の計画)	共通	8 (船舶 毎 4枚)	【調達・改造の性能、船舶確保の確実性】 ①新造船の場合、本事業船舶の性能を示し、中古船舶の場合、中古船舶の確保計画、調達予定船舶を特定したうえで改造性能・仕様項目を示すこと。 ②当該船舶（中古船舶の場合は改造前）の主要目表及び一般配置図を別途添付（様式は任意）すること。 ③改造内容については、船舶安全法を踏まえて、要求水準の性能を達成できるよう、改造図を含めわかりやすく示すこと。 ④装備品等や危険物などの運搬を想定した要求性能を満たす改造等仕様を明確にし、要求水準での仕様との比較表を示すこと。その上で、防衛省の危険物の輸送に適切に対応できる性能となっていることを示すこと。
B-2	調達・改造費の見積 (適切かつ経済合理性 の高い調達費用や改造 費用の計上)	指定、 任意	6 (船舶 毎 3枚)	【調達費及び改造費の見積根拠】 ①新造船舶にあたっては新たな船舶調達費用（任意様式に記載）、既存の中古船舶の改造等を行い調達する場合は、中古船舶の調達費及び改造に係る一切の費用の見積額の内訳を示すこと。（見積根拠の説明を任意様式） ②既存の中古船舶を活用する場合は、取得価格の合理的な算定根拠を様式以外の別添資料で示すこと。 ③船舶の取得価格（調達費用に改造費用を加算した価格）について示すこと。 ④事業期間終了時までの減価償却表、減価償却方法について示すこと。
B-3	工事体制及び工事スケ ジュール (適切な工事体制及び品 質管理体制、造船所の確 保、運航開始時期と整合 した確実性の高い事業計 画)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【適切な工事体制及び工事スケジュール】 ①造船所における工事監督体制及び造船所の協力を含む事業者（又は船舶調達企業）による工事体制を示すこと。 ②検査・品質管理体制及びこれらを確実に遂行するための具体的な方策・工夫について示すこと。 ③改造等を実施する造船所（工場名）を明確に示し、当該造船所における設計から改造等の実施、引渡し（工事完了）までの主要なスケジュールを示すこと。 ④運航開始の遅延が生じないような工期管理方策・工夫を示すこと。
B-4	機器・設備・装置設置計画 (事業期間にわたって、 安定的かつ安全に運航で きる機器・設備・装備の設 置計画)	共通	8 (船舶 毎 4枚)	【機器・設備・装置設置計画】 ①主要な機器・設備（安全救命設備含む）・装置のリストを示すこと。 ②安全救命設備に関して、要求水準（JG第4種船に必要な安全救命設備等）を超える性能であれば示すこと。 ③装備品等の積載に際し、船体強度、トリム計算、復原性計算などが迅速にできるローディングコンピュータが設置されている場合、その内容を示すこと。 ④甲板上のコンテナを多段積する場合でも船舶が安全に航行

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
				可能であることを示すこと。(船体動揺を低減する船体減揺装置(ビルジキールやその他減揺装置など)が設置されていれば、その内容を示すこと。)
B-5	船舶機能 (多様な装備品・物資の輸送、大規模輸送に対応できる機能を確保できる計画)	共通	8 (船舶 毎 4枚)	【船舶機能】 ①弾薬や燃料等、法令上輸送量や輸送方法に制限がある物資の積載量の見積、積載時の船舶機能に関する対策を示すこと。 ②過去の検査・修理の記録(金額も明示)を示すこと。 ③過去にバラストタンク、艙内、甲板主要機器等において大規模な錆打ち・塗装工事が実施されている場合はその記録、さらに衝突事故、腐食衰耗などにより船殻部材の切り替えがなされていれば、その記録を示すこと。 ④有事の際又は緊急時に必要な備品(法令上備えるべきもの)が確保されているか、確保されていればそのリストを示すこと。

c.「船舶維持管理業務」に関する提案

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
C-1	船舶維持管理計画 (船舶管理維持体制や予防保全を含む長期維持管理計画の考え方、緊急事態や不具合発生時に迅速に対応できるドックやメンテナンスに係る体制)	共通	6 (船舶 毎 3枚)	【船舶維持管理計画】 ①船舶管理責任者を含む船舶管理体制に関する組織・体制図を示すこと。 ②日常での予防保全策を含む長期維持管理計画(運用開始から10年間の定期検査を含むもの)を示すこと。 ③主要な機器・設備・装置の部品供給体制やメンテナンスに係る具体的な情報を示すこと。 ④慣熟運航の実施頻度・運航場所・訓練内容・経費見積等、慣熟運航の実施計画を示すこと。
C-2	船舶不具合時のバックアップ体制等 (船舶の不具合発生等、緊急事態が生じた場合のバックアップ体制)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【船舶不具合時のバックアップ体制】 ①船舶の不具合発生等、緊急事態が生じた場合の対処方針を示すこと。 ②船舶の不具合発生等、緊急事態が生じた場合のバックアップ方針等を示すこと。 ③上記発生時、SPCと防衛省の連絡体制について迅速な意思疎通を図るための具体的な方策や工夫を示すこと。 ④事業期間にわたり船舶の安全運航を確保するための具体的な方策・工夫について示すこと。
C-3	係留施設計画 (事業期間にわたり同一の係留施設を安定的に確保できる計画、的確な維持管理体制の確保)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【係留施設確保計画】 ①計画する係留施設の場所を明示するとともに、事業期間に亘る長期的な確保計画の考え方を示すこと(既に確保された係留施設がある場合は、現在の係留施設との契約条件等を具体的に示すこと)。 ②係留施設における係船時の保安警備体制を示すこと。 ③係留施設またはその近辺において、専属の保安警備要員を常駐化する等の対策が検討されている内容を示すこと。 ④待機態勢から離岸までの移行に必要な作業内容や作業時間の目安を示すこと。
C-4	係留施設のバックアップ体制 (災害発生時における係留施設のバックアップ体制の確保)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【係留施設のバックアップ体制】 ①防災対策の観点から、災害発生時等における係留施設のバックアップ体制を示すこと。 ②係留中災害発生時の緊急離棧、運航のための緊急計画を示すこと。 ③緊急時及び災害発生時における待機態勢から出港までの計画を示すこと。 ④待機態勢から出港までのシミュレーションが緊急時を含めた内容について具体的に示すこと。
C-5	船用品の確保・保管計画 (具体的かつ適切な確保・保管計画)	共通	6 (船舶 毎 3枚)	【船用品の確保・保管計画】 ①船用品等の確保・保管を行う実施体制を示すこと。 ②船用品、燃料、潤滑油等の主な調達計画、調達システム、サプライヤーリストを示すこと。

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
				③計画的に船用品等を確保・保管するための具体的な方策・工夫を示すこと。 ④適切な在庫管理・補充計画を示すこと。

d. 「船員雇用・養成業務」に関する提案

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
D-1	予備自衛官船員等の募集、雇用計画 (運航に支障のない予備自衛官船員等の募集（リクルート）、雇用方針、計画の具体性)	共通	6 (船舶 毎 3枚)	【船員雇用計画】 ①本事業船舶の運航に必要な船員雇用計画（雇用人数含む）をポジション、保有資格ごとに示すこと。（計画作成にあたっては法定の配乗人員も示すこと。） ②想定している雇用契約の内容・条件・勤務形態、賃金（昇給、航海日当を含む各種手当、賞与、退職手当含む）や福利厚生等に関して、本事業における設定の考え方と具体的な水準を示すこと。 ③事業開始当初の予備自衛官の数・割合を示し、事業期間を通じての予備自衛官の割合（目標含む）を示すこと。 ④運航開始3年以内での予備自衛官の雇用方針（具体的な募集方法、1社で2隻分の船員雇用、訪問先などを示すこと）やリクルーティング活動の実施方法、船員に占める予備自衛官の割合を高めるための工夫を示すこと。
D-2	予備自衛官船員等の養成計画 (雇用した予備自衛官船員等の資格取得支援の具体性、養成計画・訓練の具体性)	共通	6 (船舶 毎 3枚)	【予備自衛官船員等の養成計画】 ①事業期間にわたる操船技術の熟度・練度を高めるための訓練計画を示すこと。 ②事業期間にわたるOJT訓練等の実施計画を示すこと。 ③船員養成計画を踏まえた具体的な資格取得計画（船員に対する資格取得の支援内容等）を示すこと。 ④現役自衛官（海上自衛隊員）に対する本事業船舶の教育訓練の計画（防衛省の輸送所要時や事業者の慣熟運航等を活用した訓練計画等の方針）を示すこと。
D-3	予備自衛官船員等の教育訓練 (自衛隊未経験者である予備自衛官船員等への教育訓練)	共通	6 (船舶 毎 3枚)	【予備自衛官船員の脅威訓練】 ①予備自衛官船員等について、自衛隊による予備自衛官等の所定の教育訓練で習得した知識や技術の熟度・練度を高めるための教育計画を示すこと。 ②自衛官未経験者であり予備自衛官等として採用される船員について、予備自衛官等としての資質を養うための教育方法を示すこと。 ③予備自衛官船員の特性や職務、熟度に応じた教育訓練を示すこと。 ④教育訓練にあたり、予備自衛官船員等の意向や要望に応じた教育がなされるような方法を示すこと。
D-4	予備自衛官船員の処遇向上に係る処置 (予備自衛官船員への応募、登録を促進しうる処置の具体性)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【予備自衛官船員の処遇に係る処置】 ①予備自衛官船員を安定的に確保するにあたっての実効性ある処置要領を短期及び中長期計画に区分して示すこと。 ②予備自衛官船員への応募、登録を促進するための具体的な処置計画（方策）を示すこと。 ③予備自衛官船員として勤務する上での生活・勤務環境の魅力向上施策について具体的な提案を示すこと。

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
				④予備自衛官船員の給与体系・手当等に関する具体的な提案を示すこと。
D-5	予備自衛官船員等の配乗体制 (運航時及び待機時における本事業船員の業務従事内容や労務管理等の方針、緊急時においても迅速に運航開始できる配乗体制)	共通	6 (船舶 毎 3枚)	【予備自衛官船員等の配乗体制】 ①船舶運航時の配乗体制表を示し、各役職の役割も明確に示すこと（一級航海士、二級航海士の役割、配乗にあたり各役職の人員がどの程度必要かなど）。 ②待機時の船員の勤務計画（陸上で待機している際の業務従事内容や資格取得・訓練計画）・シフト計画を示すこと。 ③緊急時に本事業船舶は8日間以内に出港できる船員の確保体制（陸上待機船員の移動を含む）及び乗船予定船員が欠員となった場合のバックアップ体制の考え方を示すこと。 ④船員の労務に係る各種規則遵守の準備状況、労務管理方法を示すこと。

e. 「船舶運航業務」に関する提案

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
E-1	運航準備計画 (防衛省の輸送所要が発生した際の適切な準備計画)	共通	6 (船舶 毎 3枚)	【運航準備計画】 【前提】防衛省の輸送通知発出後、本事業船舶については遅くとも8日間以内に係留施設及び防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港から出港するために必要な準備計画の詳細な内容及び業務フローを示すことを前提として、以下の内容を具体的に示すこと。 ①待機態勢から出港するまでの運航準備業務に必要な人員体制を示すこと。 ②緊急的な輸送にあたり、速やかに出港するための初動計画を示すこと。 ③緊急的な輸送に関する防衛省との協議体制を示すこと。 ④防衛省との円滑な協議体制確保のための具体的な工夫を示すこと。
E-2	自衛隊の輸送ニーズへの確実な措置のための計画 (部隊等の積載・積み下ろしに対する円滑かつ安全な支援計画、危険物輸送に際しての計画・体制)	共通	6 (船舶 毎 3枚)	【自衛隊輸送ニーズへの確実な措置のための計画】 ①装備品等の積載・積み下ろしに際して円滑かつ安全に実施するための支援計画を示すこと。 ②自衛隊の輸送ニーズに対してできる限り柔軟に対応できる方策（例：迅速な保険付保、港湾管理者等の調整方法、荷役作業等）を示すこと。 ③運航判断要件の成案に向け、事業者の運航可能範囲に関する現時点の考え方を示すこと。 ④危険物輸送を想定した上で、取得すべき許認可を具体的に示し、迅速な許認可取得に向けた計画や計画を実現するための体制を示すこと。
E-3	船舶引渡し（裸傭船）に係る計画 (防衛省の求めによる本事業船舶の迅速かつ円滑な引渡し計画)	共通	4	【船舶引渡し（裸傭船）に係る計画】 ①防衛出動等で防衛省に裸傭船する場合における迅速かつ円滑な船舶引渡しを実施するための計画と業務フローを示すこと。 ②引渡港における港湾管理者等との連絡・協力体制等を示すこと。 ③事業者の支援が可能と判断された場合の防衛省の貨物の積み付け作業等に対する支援計画を示すこと。 ④待機態勢から裸傭船の引渡しまで、適切に船舶の性能を維持できる管理体制を示すこと。
E-4	運航経費に係る積算根拠 (運航経費の見積の考え方)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【運航経費に係る積算根拠】 ①運航経費としての計上費目（船員費、燃料費、保険料、港費等）を過不足なく示すこと。 ②輸送役務契約にかかる運航経費の単価見積（運航時の船員に係る手当、燃料費、保険料の単価等）を示すこと。 ③運航経費に関する積算根拠を示すこと。 ④①～③を踏まえ、想定される輸送役務の概算見積を示すこと。

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
E-5	輸送役務契約に係る運航 計画 (効率的な運航計画)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【輸送役務契約に係る運航計画】 ①輸送役務契約に関する効率的な運航計画を示すこと。 ②効率的な運航計画を実現するための具体的な工夫等を示すこと。 ③事業期間を通じて運航経費を節減するなど効率的に実施するための方策を示すこと。 ④運航経費を節減するための具体的な工夫等を示すこと。

f. 「民間収益事業」に関する提案

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
F-1	民間収益事業の実施方針 (民間収益事業への積極的な取組姿勢(スタンス)、方針の提案)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【民間収益事業の実施方針】 ①民間収益事業に関する実施方針を示すこと。 ②民間収益事業を安定的かつ継続的に実施するための具体的な取組について示すこと。 ③P F I 本体事業と一体的に実施し、かつ本事業船舶及び船員の特徴や利点、優位性を活かした民間収益事業の実施方針を示すこと。 ④民間収益事業を円滑に実施するための体制に関する方針を示すこと。
F-2	民間収益事業の実施計画 (民間収益事業として想定される用途や頻度、体制等の具体性及び実施確度が高い提案)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【民間収益事業の実施計画】 ①事業期間を通じて民間収益事業を積極的に実施するため、全体の実施計画を示すこと。 ②民間収益事業として想定される利用用途や頻度、体制等の具体的な実施計画を示すこと。(事業期間における民間収益事業の売上額(税抜)について示すこと。) ③民間収益事業の実施頻度を高めるための具体的な営業活動の計画を示すこと。 ④民間収益事業の収益性や利益率を高めるための具体的な工夫や営業活動の計画を示すこと。
F-3	民間収益事業の実現可能性担保 (民間収益事業の実現可能性を高めるための工夫)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【民間収益事業の実現可能性】 ①F-1 実施方針、F-2 実施計画に基づく民間収益事業の実現を担保するため、具体的な実績を示すこと。 ②想定している民間収益事業について、具体的な根拠を示すこと。 ③想定している民間収益事業について、実現性を高めるための具体的な条件について示すこと。 ④民間収益事業の実現可能性を高める工夫を示すこと。
F-4	本事業とのリスク分離 (本事業に影響を及ぼさないようなリスク分散、軽減方策の提案)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【本事業とのリスク分離方策】 ①民間収益事業が本事業やS P Cに対して想定されるリスクを具体的に示すこと。 ②リスク顕在時のバックアップ体制を具体的に示すこと。 ③民間収益事業が本事業やS P Cの財務等に影響を及ぼさないリスク分離方策を示すこと。 ④民間収益事業が本事業やS P Cの財務等に影響を及ぼさないリスク軽減方策を示すこと。
F-5	その他の推進施策 (民間収益事業を積極的に推進するためのその他施策の提案)	共通	4 (船舶 毎 2枚)	【その他推進施策】 ①円滑な民間収益事業の実施にあたり幅広いステークホルダー(関係者)等との調整における工夫を示すこと。 ②民間収益事業を通して船員の教育や経験、能力向上にも寄与する取組を示すこと。 ③民間収益事業実施中に防衛省ニーズによる緊急輸送等が生

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
				起した場合の処置要領を具体的に示すこと。 ④民間収益事業相手方企業との契約にあたっての取り決め要 領（契約基準の一例等）の一例を示すこと。

g. ワーク・ライフ・バランス等への取組状況

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
G-1	ワーク・ライフ・バラン ス等推進への取り組み (認定等の取得状況)	共通、 任意	—	【女性活躍推進法に基づく認定に係る認定通知書の取得状況】 「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を提示すること。 【次世代育成支援対策推進法に基づく認定に係る認定通知書】 「旧くるみん認定」「新くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を提示すること。 【青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定に係る認定通知書】 「ユースエール認定」に係る認定通知書を提示すること。 ①いずれか一つの認定等を受けていれば評価の対象とする。 ②複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ③応募者を構成する代表企業、構成員及び協力企業のいずれかが認定等を受けている場合、各社毎の認定点数を合計して構成する企業の数で按分した点数に加点を行う。(点数が小数点となった場合、小数点第1位以下を切り捨てるものとする。)
G-2	賃上げを実施する企業の 取り組み (認定等の取得状況)	共通、 任意	—	【賃上げを実施する企業の取り組み状況】 令和8年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和8年(暦年)において、中小企業の場合、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。(大企業は対象外) ※応募者が本事業の遂行のみを目的とした会社法に定める株式会社を設立する場合は、構成に含まれるすべての中小企業が当該評価項目の基準を満たした場合に加点する。

書類名	※書類名（様式名称）を記入	様式番号	様式〇－〇	〇／〇

(様式1)

令和 年 月 日

参考資料等交付申請書

「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）」に関する参考資料等の交付を申し込み
ます。

記

会 社 名	
住 所	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	
本事業で想定され る貴社の関与形態 (業務内容等)	

(様式 2)

令和 年 月 日

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）に関する入札説明書等について、以下のとおり質問書を提出します。

会 社 名	
住 所	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

本事業で 想定され る貴社の 関与形態 (業務内 容等)	
---	--

質 問 件 数	件
---------	---

[illegible]

【記載要領】

1. 質問は原則としてすべてインターネット等により公開して回答する（電話等による個別回答は行わない。）。
2. 質問は1行につき1問とし、必要に応じて適宜行を追加すること。また、列の追加又は移動、セルの結合を行わないこと。
3. ある一つの箇所を対象に複数の質問を行う場合には、それぞれを互いに別の質問と見なし、各々別のセルに記載すること。
4. 別々の質問文間の相互参照を行わないこと。
5. 質問内容は会社としてとりまとめ、主旨の重複する複数の質問を行わないこと。
6. 「②資料名」は電子データ上でプルダウンメニューから選択すること。
7. 「③ページ」の列には、当該質問対象箇所が記載されているページ番号(当該ページの下部に記載されている数字)を半角アラビア数字で記載すること。ページ番号が記載されていない資料については、PDFファイル上のページ番号を記載すること。
8. 「④行」の列には、当該質問対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表が含まれるページに関しては表中の一行もページ中の一行として数えるものとする。
9. 「⑤項目名」の列には、当該質問に該当する大綱（章等）より記入すること（英数字、カタカナは全角）。なお、事業契約書等については条文番号を記載すること。
記入例）第2第1項（1）／ 第10条第3項
10. 上記6～9の記載をもとに質問を対象箇所の順に並べ、「①No.」の列に「1」から順に通し番号を半角アラビア数字で記載すること。

(様式 3 - 1)

令和 年 月 日

入 札 参 加 表 明 書

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部長 ○○ ○○ 殿

(代表企業) 会 社 名

住 所

代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

令和 年 月 日付で公告のありました「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）」に係る一般競争入札に参加することを表明します。

添付書類：応募者一覧及び業務の役割分担（様式 3 - 2）

業務の受託企業等一覧（様式 3 - 3）

委任状（様式 3 - 4）

(様式3-2)

令和 年 月 日

応募者一覧及び業務の役割分担

代表企業	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 :	
	担当者氏名 : 電 話 番 号 : E - m a i l :	
	<本事業における役割> ・船舶調達業務 ・船舶維持管理業務 ・船員雇用・養成業務 ・船舶運航業務 ・全般管理業務 ・その他 ()	
	※付紙に記載する確認事項について、了知の上応募しております。	
構成員	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 :	
	担当者氏名 : 電 話 番 号 : E - m a i l :	
	<本事業における役割> ・船舶調達業務 ・船舶維持管理業務 ・船員雇用・養成業務 ・船舶運航業務 ・全般管理業務 ・その他 ()	
	※付紙に記載する確認事項について、了知の上応募しております。	
協力企業	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 :	
	担当者氏名 : 電 話 番 号 : E - m a i l :	
	<本事業における役割> ・船舶調達業務 ・船舶維持管理業務 ・船員雇用・養成業務 ・船舶運航業務 ・全般管理業務 ・その他 ()	
	※付紙に記載する確認事項について、了知の上応募しております。	

※1：構成員及び協力企業の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること。

※2：<本事業における役割>には該当業務（複数可）を丸で囲むこと。「その他」を選択した場合又は一つの業務を複数企業で分担する場合には、その分担内容をカッコ内に記載すること。

※3：各社が担当する本事業船舶を明確にすること。

(例) 会社名：〇〇会社 (●号船舶)

応募者の参加資格要件等に関する確認事項

以下の事項を了知の上応募すること。

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）実施方針 第2 3. 応募者の参加資格要件等

（1）応募者の構成

ア～オ 省略

カ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

キ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合は、この限りでない。

ク 上記キの「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(7) 資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(B)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

(A) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(i) 人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(7) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(i)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

（2）応募者の参加資格要件

ア 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。

(7) PFI法第9条に該当しない者であること。

(i) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(7) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(7) 省略

(7) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 入札資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止中企業」という。）でないこと。

- (キ) 指名停止中企業と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該指名停止中企業と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (ク) 防衛省が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー合同会社（同社の協力事務所である株式会社日本海洋科学及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所を含む。）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (カ) 2. (1)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

(様式 3 - 3)

令和 年 月 日

業務の受託企業等一覧

1. 応募企業が受任し、又は請負うべき業務

【船舶調達業務】 会社名： 住 所：
【船舶維持管理業務】 会社名： 住 所：
【船員雇用・養成業務】 会社名： 住 所：
【船舶運航業務】 会社名： 住 所：
【全般管理業務】 会社名： 住 所：

2. 応募者から再受任し、若しくは下請負すべき業務

【船舶設計・建造又は改造・試験業務】 会社名： 住 所：

※1 一つの業務を複数の企業で分担する場合、その他、記入欄が足りない場合は、本様式に準じて記入欄を追加・挿入すること。

※2 各社が担当する本事業船舶を明確にすること。

(例) 会社名：〇〇会社 (●号船舶)

(様式 3 - 4)

令和 年 月 日

委 任 状

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部長 ○○ ○○ 殿

別紙に示す委任者一同は、下記の者を代表企業と定め、令和 年 月 日に
公告のありました「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）」の入札等に関し、下記
の権限を委任します。

記

受任者 (代表企業)	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 : 担当者名 : 連 絡 先 :
委任事項	1. 入札への参加表明及び入札辞退に関する件 2. 審査資料に関する件 3. 入札書及び見積書に関する件 4. 復代理人の選任及び解任に関する件 5. その他上記の委任事項に関する一切の件

添付資料：別紙

委 任 者 一 覧

構成員	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 : 担当者名 : 連 絡 先 :
構成員	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 : 担当者名 : 連 絡 先 :
協力企業	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 : 担当者名 : 連 絡 先 :
協力企業	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 : 担当者名 : 連 絡 先 :

※ 構成員及び協力企業の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。

(様式 3 - 5)

令和 年 月 日

競争参加資格確認申請書

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部長 ○○ ○○ 殿

(代表企業) 会 社 名

住 所

代表者名

担当者名

連 絡 先

令和 年 月 日に公告のありました「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）」に係る競争参加資格について確認されたく、申請します。

添付書類：会社概要等

競争参加資格を証する書類

船舶調達実績（様式 3 - 6）

船舶調達実績

競争参加資格要件	a. 本事業船舶に関する必要な技術的知見を有し、船舶の調達に係る品質、コスト、スケジュール等を適切に管理する能力を有していること。 b. 本事業船舶と同等の船種及び規模の船舶を調達した実績を有すること。
船舶調達企業名	
上記企業の区分	代表企業 ・ 構成員 ・ 協力企業 (いずれかを囲むこと)
改造等請負企業名 ※上記企業から改造等業務を請け負う場合	
<記載指示事項> 競争参加資格要件の a. を満たしていることが分かるよう、船舶調達の管理実績について、船舶の諸元（船種（適用規則）、航行区域、総トン数、載貨重量トン、コンテナ積載能力、造船時期等）、運航開始時期、当該管理企業が果たした役割等について記載すること。 当該実績を客観的に確認できる証憑（契約書、公表文書等）を、本様式に添付すること。	
船舶調達の管理実績	
<記載指示事項> 競争参加資格要件の b. を満たしていることが分かるよう、発注企業、船舶の諸元（船種（適用規則）、航行区域、総トン数、載貨重量トン、コンテナ積載能力、造船時期等）等について記載すること。 当該実績を客観的に確認できる証憑（契約書、公表文書等）を、本様式に添付すること。	

船舶調達実績	
<記載指示事項> 船舶調達実績は、本事業船舶の建造（改造）を予定している造船会社の実績を基本とすること。	

※ 実績の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加等すること。

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船） 競争的対話 事前／最終質問書

会 社 名	
住 所	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

No	議題	資料名	ページ	行	項目名	質問・確認事項

注：対話が円滑に進行するよう、主な議題ごとに質問・確認事項を整理すること。

(様式4-2)

令和 年 月 日

競争的対話 出席者名簿

(代表企業) 会 社 名 :
住 所 :
代 表 者 名 :
担 当 者 名 :
連 絡 先 :

	出 席 者 氏 名	会 社 名	所 属 ・ 役 職	防衛省（防衛 庁を含む）勤 務経験の有無	備 考
1				無	(例)代表企業
2				有	(例)船舶調達企業
3					(例)船舶維持管理企業
4					(例)アドバイザー
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

競争的対話の実施日前日までに提出すること。

(様式5－1)

令和 年 月 日

入 札 辞 退 届

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部長 ○○ ○○ 殿

(代表企業) 会 社 名

住 所

代表者名

担当者名

連 絡 先

令和 年 月 日に公告のありました「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）」に関する入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格確認を受けましたが、都合により入札を辞退します。

(様式5-2)

令和 年 月 日

構 成 員 等 変 更 届

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部長 ○○ ○○ 殿

(代表企業) 会 社 名

住 所

代表者名

担当者名

連 絡 先

令和 年 月 日に公告のありました「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）」に関する入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しましたが、下記の理由により、別添のとおり構成員【協力企業】を変更させていただきたく、当該変更後の企業に係る競争参加資格確認申請書等の関係書類を添え、構成員等変更届を届け出ます。

※注 【 】は、協力企業の場合に記載する。

記

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○のため。

添付書類：別紙

○○○○○○○○○○

構成員 【協力企業】 (変更前)	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 :
	担 当 者 名 : 電 話 番 号 : E - m a i l :
	<本事業における役割> ・船舶調達業務 ・船舶維持管理業務 ・船員雇用・養成業務 ・船舶運航業務 ・全般管理業務 ・その他 ()
構成員 【協力企業】 (変更後)	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 :
	担 当 者 名 : 電 話 番 号 : E - m a i l :
	<本事業における役割> ・船舶調達業務 ・船舶維持管理業務 ・船員雇用・養成業務 ・船舶運航業務 ・全般管理業務 ・その他 ()
	※付紙に記載する確認事項について、了知の上応募しております。

構成員 【協力企業】 (追加)	会 社 名 : 住 所 : 代表者名 :
	担 当 者 名 : 電 話 番 号 : E - m a i l :
	<本事業における役割> ・船舶調達業務 ・船員雇用・養成業務 ・全般管理業務 (・船舶維持管理業務 ・船舶運航業務 ・その他)
	※付紙に記載する確認事項について、了知の上応募しております。

※ 変更する構成員及び協力企業が複数の場合は、本様式に準じて追加・作成すること。

※ 構成員及び協力企業を変更することにより、他の構成員及び協力企業の本事業における役割を変更する場合は、当該企業に関しても、本様式に準じて作成すること。

※ <本事業における役割>には該当業務（複数可）を丸で囲むこと。「その他」を選択した場合又は一つの業務を複数企業で分担する場合には、その分担内容をカッコ内に記載すること。

※ 各社が担当する本事業船舶を明確にすること。

(例) 会社名：〇〇会社（●号船舶）

応募者の参加資格要件等に関する確認事項

以下の事項を了知の上応募すること。

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）実施方針 第2 3. 応募者の参加資格要件等

（1）応募者の構成

ア～オ 省略

カ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

キ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合は、この限りでない。

ク 上記キの「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

（ア）資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(B)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

(A) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 応募者の参加資格要件

ア 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。

- (イ) PFI法第9条に該当しない者であること。
- (ロ) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (ハ) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (ニ) 省略
- (ホ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (ヘ) 入札資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止中企業」という。）でないこと。
- (ニ) 指名停止中企業と資本関係又は人的関係のある者であって、当該指名停止中企業と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (ロ) 防衛省が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー合同会社（同社の協力事務所である株式会社日本海洋科学及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所を含む。）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (ケ) 2. (1)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

(様式 6－1)

令和 年 月 日

第二次審査資料提出書

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部長 ○○ ○○ 殿

(代表企業) 会 社 名
住 所
代表者名
担当者名
連 絡 先

「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）」入札説明書に基づき、必要書類を添付して提出します。

添付書類：企業等一覧表（様式 6－2）

提案書類一式

(様式6－2)

令和 年 月 日

企業等一覧表

①提案書類における企業名	②企業名	③役割	④種別
〇〇A社			
〇〇B社			
〇〇C社			
〇〇D社			
〇〇E社			
〇〇F社			
〇〇G社			
〇〇H社			
〇〇I社			
〇〇J社			
〇〇K社			
〇〇L社			
〇〇M社			
〇〇N社			
〇〇O社			
〇〇P社			
〇〇Q社			
〇〇R社			

記載上の注意事項

①提案書類における企業名

提案書類の副本に記載した、アルファベットによる企業名を記載すること。アルファベットの前の〇〇には当該企業の属性（造船会社、船舶管理会社、船舶運航会社、金融機関等）を示す呼称を付すこと。（例：造船会社A社）

②企業名

①に対応する企業名を記載すること。

③役割

当該企業の本事業における役割（船舶調達業務、船舶維持管理業務、船員雇用・養成業務等）及び担当する本事業船舶（●号船舶）を簡潔に記載すること。

④種別

当該企業の本事業における種別（代表企業、構成員、協力企業、その他のうち該当する種別）を記載すること。

単位:円

事業年度	令和9年度					令和10年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 7号船舶サービス対価				0	0	0	0	0	0	0
7号船舶調達費				0	0	0	0	0	0	0
7号船舶整備費					0					0
7号船舶調達利息					0					0
7号船舶維持管理・運航準備費				0	0	0	0	0	0	0
7号船舶維持管理費					0					0
7号船舶船員費					0					0
7号船舶運航準備費					0					0
7号船舶雇用促進費					0					0
その他の費用（7号船舶）					0					0
控除額（民間収益事業）					0					0
II. 8号船舶サービス対価				0	0	0	0	0	0	0
8号船舶調達費				0	0	0	0	0	0	0
8号船舶整備費					0					0
8号船舶調達利息					0					0
8号船舶維持管理・運航準備費				0	0	0	0	0	0	0
8号船舶維持管理費					0					0
8号船舶船員費					0					0
8号船舶運航準備費					0					0
8号船舶雇用促進費					0					0
その他の費用（8号船舶）					0					0
控除額（民間収益事業）					0					0
I + II：サービス対価の合計（税抜）				0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計				0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計（税込）				0	0	0	0	0	0	0

単位:円

[illegible]

単位:円

[illegible]

単位:円

事業年度	令和19年度				総合計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	年度計	
I . 7号船舶サービス対価	0	0	0	0	0
7号船舶調達費	0	0	0	0	0
7号船舶整備費				0	0
7号船舶調達利息				0	0
7号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0
7号船舶維持管理費				0	0
7号船舶船員費				0	0
7号船舶運航準備費				0	0
7号船舶雇用促進費				0	0
その他の費用（7号船舶）				0	0
控除額（民間収益事業）				0	0
II . 8号船舶サービス対価	0	0	0	0	0
8号船舶調達費	0	0	0	0	0
8号船舶整備費				0	0
8号船舶調達利息				0	0
8号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0
8号船舶維持管理費				0	0
8号船舶船員費				0	0
8号船舶運航準備費				0	0
8号船舶雇用促進費				0	0
その他の費用（8号船舶）				0	0
控除額（民間収益事業）				0	0
I + II : サービス対価の合計（税抜）	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0
サービス対価の合計（税込）	0	0	0	0	0

＜様式作成にあたっての注意事項＞

*1 本様式におけるサービス対価の合計（税抜）は、入札書の金額と一致させること。なお、本様式は、落札後、事業契約書別紙1として添付され、上記のスケジュールに従い、防衛省からサービス対価が支払われることに留意すること。

*2 算定根拠は、様式A-5添付②における営業収入（国からの収入）と整合させること。

*3 上表の各項目の算定方法等は、「資料-4 サービス対価の算定及び支払方法」に対応させること。

*4 消費税等（地方消費税を含む。以下同じ。）を含め、四半期毎の各費目が1円単位となるように、小数点以下を切り捨てること。

*5 各事業年度は、第1四半期（4月～6月）、第2四半期（7月～9月）、第3四半期（10月～12月）及び第4四半期（翌1月～3月）で構成される。

*6 セルに入力済みの計算式は、原則として変更しないこと。

*7 物価変動は考慮しないこと。

損益計算書

単位:千円

書類名 事業収支計画 様式 A-5添付② 1/6

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
売上 (営業収入:国からの収入)	0	0	0	0	0	0
7号船舶サービス対価に係る収入	0	0	0	0	0	0
7号船舶調達費	0	0	0	0	0	0
7号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0
その他の費用(7号船舶)						
控除額(民間収益事業)						
8号船舶サービス対価に係る収入	0	0	0	0	0	0
8号船舶調達費	0	0	0	0	0	0
8号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0
その他の費用(8号船舶)						
控除額(民間収益事業)						
費用 (営業費用)(適宜追加すること)	0	0	0	0	0	0
7号船舶に係る営業費用	0	0	0	0	0	0
7号船舶減価償却費						
7号船舶維持管理・運航準備費						
8号船舶に係る営業費用	0	0	0	0	0	0
8号船舶減価償却費						
8号船舶維持管理・運航準備費						
事業者の運営管理に要する費用	0	0	0	0	0	0
全般管理業務費用						
会計・監査費用						
税務申告費用						
公租公課						
営業利益	0	0	0	0	0	0
営業外損益	0	0	0	0	0	0
営業外収入	0	0	0	0	0	0
営業外費用	0	0	0	0	0	0
支払利息(資金調達条件別(二))	0	0	0	0	0	0
その他(適宜)						
経常利益	0	0	0	0	0	0
特別損益	0	0	0	0	0	0
特別利益						
特別損失						
税引前当期利益	0	0	0	0	0	0
法人税等	0	0	0	0	0	0
法人税						
法人住民税						
法人事業税						
税引後当期利益	0	0	0	0	0	0
当期末処分利益／未処理損失						
法定準備金繰入						
配当						
次期繰越利益／損失	0	0	0	0	0	0

損益計算書

単位:千円

書類名 事業収支計画 様式 A-5添付② 2/6

項 目	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
売上 (営業収入:国からの収入)	0	0	0	0	0	0
7号船舶サービス対価に係る収入	0	0	0	0	0	0
7号船舶調達費	0	0	0	0	0	0
7号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0
その他の費用(7号船舶)						
控除額(民間収益事業)						
8号船舶サービス対価に係る収入	0	0	0	0	0	0
8号船舶調達費	0	0	0	0	0	0
8号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0
その他の費用(8号船舶)						
控除額(民間収益事業)						
費用 (営業費用)(適宜追加すること)	0	0	0	0	0	0
7号船舶に係る営業費用	0	0	0	0	0	0
7号船舶減価償却費						
7号船舶維持管理・運航準備費						
8号船舶に係る営業費用	0	0	0	0	0	0
8号船舶減価償却費						
8号船舶維持管理・運航準備費						
事業者の運営管理に要する費用	0	0	0	0	0	0
全般管理業務費用						
会計・監査費用						
税務申告費用						
公租公課						
営業利益	0	0	0	0	0	0
営業外損益	0	0	0	0	0	0
営業外収入	0	0	0	0	0	0
営業外費用	0	0	0	0	0	0
支払利息(資金調達条件別(二))	0	0	0	0	0	0
その他(適宜)						
経常利益	0	0	0	0	0	0
特別損益	0	0	0	0	0	0
特別利益						
特別損失						
税引前当期利益	0	0	0	0	0	0
法人税等	0	0	0	0	0	0
法人税						
法人住民税						
法人事業税						
税引後当期利益	0	0	0	0	0	0
当期末処分利益／未処理損失						
法定準備金繰入						
配当						
次期繰越利益／損失	0	0	0	0	0	0

損益計算書

単位:千円

書類名	事業収支計画	様式	A-5添付②	3/6
-----	--------	----	--------	-----

項 目	合計	算定根拠
売上 (営業収入:国からの収入)	0	
7号船舶サービス対価に係る収入	0	
7号船舶調達費	0	
7号船舶維持管理・運航準備費	0	
その他の費用(7号船舶)	0	様式A-5添付⑤と整合させること。
控除額(民間収益事業)	0	
8号船舶サービス対価に係る収入	0	
8号船舶調達費	0	
8号船舶維持管理・運航準備費	0	
その他の費用(8号船舶)	0	様式A-5添付⑤と整合させること。
控除額(民間収益事業)	0	
費用 (営業費用)(適宜追加すること)	0	
7号船舶に係る営業費用	0	
7号船舶減価償却費	0	
7号船舶維持管理・運航準備費	0	様式A-5添付⑥と整合させること。
8号船舶に係る営業費用	0	
8号船舶減価償却費	0	
8号船舶維持管理・運航準備費	0	様式A-5添付⑥と整合させること。
事業者の運営管理に要する費用	0	
全般管理業務費用	0	
会計・監査費用	0	
税務申告費用	0	
公租公課	0	
	0	
	0	
営業利益	0	
営業外損益	0	
営業外収入	0	
	0	
	0	
営業外費用	0	
支払利息(資金調達条件別(二))	0	
	0	
	0	
	0	
その他(適宜)	0	
経常利益	0	
特別損益	0	
特別利益	0	
特別損失	0	
税引前当期利益	0	
法人税等	0	
法人税	0	
法人住民税	0	
法人事業税	0	
税引後当期利益	0	
当期末処分利益／未処理損失	0	
法定準備金繰入	0	
配当	0	
次期繰越利益／損失	0	

<様式作成にあたっての全般注意事項>

- ・各項目の算定方法は、「資料-4 サービス対価の算定及び支払方法」に基づいたものであること。
- ・算定根拠は具体的に記載し、計算式等を残しておくこと。なお、算出根拠が不明確な場合は、問い合わせ及び再提出依頼を行う場合がある。
- ・特に指示がない場合も含め、数値の端数処理を適切に行うこと。
- ・各年度は4月から翌3月まで(令和19年度は12月まで)とすること。
- ・消費税等を除いた額で記入すること。
- ・物価変動は考慮しないこと。

資金収支計画

単位:千円

書類名 事業収支計画 様式 A-5添付② 4/6

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資金需要	0	0	0	0	0	0
投資	0	0	0	0	0	0
7号船舶整備費						
8号船舶整備費						
税引後当期損失	0	0	0	0	0	0
借入金返済	0	0	0	0	0	0
配当金						
その他	0	0	0	0	0	0
資金調達	0	0	0	0	0	0
出資金						
借入金	0	0	0	0	0	0
税引後当期利益	0	0	0	0	0	0
減価償却費足し戻し	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
資金過不足	0	0	0	0	0	0
期末累積資金残高	0	0	0	0	0	0

借入金残高(借入金の種類別に適宜追加すること)

●●●●●						
期首残高	0	0	0	0	0	0
借入額						
返済額						
期末残高	0	0	0	0	0	0
●●●●●						
期首残高	0	0	0	0	0	0
借入額						
返済額						
期末残高	0	0	0	0	0	0
●●●●●						
期首残高	0	0	0	0	0	0
借入額						
返済額						
期末残高	0	0	0	0	0	0
●●●●●						
期首残高	0	0	0	0	0	0
借入額						
返済額						
期末残高	0	0	0	0	0	0

参考指標

PIRR(税引後)						
DSCR						
配当IRR						

資金収支計画

単位:千円

書類名 事業収支計画 様式 A-5添付② 5/6

項 目	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
資金需要	0	0	0	0	0	0
投資	0	0	0	0	0	0
7号船舶整備費						
8号船舶整備費						
税引後当期損失	0	0	0	0	0	0
借入金返済	0	0	0	0	0	0
配当金						
その他	0	0	0	0	0	0
資金調達	0	0	0	0	0	0
出資金						
借入金	0	0	0	0	0	0
税引後当期利益	0	0	0	0	0	0
減価償却費足し戻し	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
資金過不足	0	0	0	0	0	0
期末累積資金残高	0	0	0	0	0	0

借入金残高(借入金の種類別に適宜追加すること)

●●●●●						
期首残高	0	0	0	0	0	0
借入額						
返済額						
期末残高	0	0	0	0	0	0
●●●●●						
期首残高	0	0	0	0	0	0
借入額						
返済額						
期末残高	0	0	0	0	0	0
●●●●●						
期首残高	0	0	0	0	0	0
借入額						
返済額						
期末残高	0	0	0	0	0	0
●●●●●						
期首残高	0	0	0	0	0	0
借入額						
返済額						
期末残高	0	0	0	0	0	0

参考指標

PIRR(税引後)						
DSCR						
配当IRR						

資金収支計画

単位:千円

書類名 事業収支計画 様式 A-5添付② 6/6

項 目	合計	算定根拠
資金需要	0	
投資	0	
7号船舶整備費	0	
8号船舶整備費	0	
税引後当期損失	0	
借入金返済	0	
	0	
	0	
配当金	0	
その他	0	
	0	
	0	
資金調達	0	
出資金	0	様式A-5添付④と整合させること。
借入金	0	様式A-5添付④と整合させること。
	0	
	0	
税引後当期利益	0	
減価償却費足し戻し	0	
	0	
	0	
その他	0	
	0	
	0	
資金過不足	0	
期末累積資金残高		

借入金残高(借入金の種類別に適宜追加すること)

●●●●●	期首残高 借入額 返済額 期末残高		
●●●●●	期首残高 借入額 返済額 期末残高		
●●●●●	期首残高 借入額 返済額 期末残高		<参考指標について> ・参考指標は、小数点第3位以下を切り捨てること。 ・PIRR（税引後）： 各期における（税引後当期損益＋減価償却費＋借入金利息－投資額）の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。 ・DSCR： 当該年度の借入金等償還額及び支払利息控除前の純資金増加額／当該年度の借入金等償還額及び支払利息の合計額 ・配当IRR： 各期における（利益配当（清算配当含む）額－資本金による資金調達額）の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。 当該算式における「資本金」には、条件付劣後ローンによる調達等で、返済条件等により内容的に資本金と同等にみなせるものを含める。
●●●●●	期首残高 借入額 返済額 期末残高		

参考指標

PIRR(税引後)		
DSCR		
配当IRR		

7号船舶調達費に係る初期投資計画

単位:千円

項 目	令和8年度	令和9年度		合計金額	算定根拠
		1/四～3/四	4/四		
7号船舶整備費	0	0	0	0	
7号船舶取得費				0	様式B-2と整合させること。
改造工事費用				0	様式B-2と整合させること。
その他(適宜追加すること)				0	
船舶調達に係る共通経費(7号船舶分)				0	
金融関連費用	0	0	0	0	
融資組成手数料				0	
				0	
				0	
				0	
				0	様式A-5添付②と整合させること。

8号船舶調達費に係る初期投資計画

単位:千円

項 目	令和8年度	令和9年度		合計金額	算定根拠
		1/四～3/四	4/四		
8号船舶整備費	0	0	0	0	
8号船舶取得費				0	様式B-2と整合させること。
改造工事費用				0	様式B-2と整合させること。
その他(適宜追加すること)				0	
船舶調達に係る共通経費(8号船舶分)				0	
金融関連費用	0	0	0	0	
融資組成手数料				0	
				0	
				0	
				0	
				0	様式A-5添付②と整合させること。

船舶調達利息の料率

項 目	7号船舶	8号船舶
基準金利		
金融機関利ざや		
SPC利ざや		
合計	0.000%	0.000%

その他の費用に係る初期投資計画

単位:千円

項 目	令和8年度	令和9年度		合計金額	算定根拠
		1/四～3/四	4/四		
事業者の開業に要する費用	0	0	0	0	様式A-5添付⑤と整合させること。
SPC設立費用				0	
印紙税等				0	
公租公課				0	
事業者の運営に要する費用	0	0	0	0	
事務費				0	
人件費				0	
保険料				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	

<様式作成にあたっての注意事項>

- ・各費用の内訳は、適宜行を追加し、詳細に記載すること。また、必要に応じて別紙を追加すること。
- ・消費税等を除いた額で記入すること。

資金調達の内訳

金額単位：千円

資金調達の内容			金額単位：百万円		
調達源泉	調達形態		金額	調達割合	資金提供者名
自己資本※	資本金	普通株式			
		優先株式			
	その他の種類の株式				
	自己資本合計		0	0.0%	
他人資本※	借入金	優先ローン			
		優先ローン			
		メザニンローン			
		メザニンローン			
		劣後ローン			
		劣後ローン			
		その他			
	社債				
		その他			
	他人資本合計		0	0.0%	
資金調達総額			0		

※ 様式A-5添付②と整合させること。

＜様式作成にあたっての注意事項＞

- *1 消費税等を含んだ資金需要に対する資金調達総額を記入すること。
- *2 金額は、千円未満を切り捨てること。
- *3 調達割合は、小数点第2位以下を切り捨てること。
- *4 提案書類提出時点で決定又は想定している出資者、資金提供者をすべて記入すること。
- *5 資金提供者が応募者である場合は、企業等一覧表（様式6-2）に従い匿名とし（副本のみ）、応募者でない第三者（金融機関等）の場合は、実名を記載すること。
- *6 ＜調達条件別内訳＞は、同一の資金調達先であっても異なる調達条件で資金調達を行う場合には、調達条件毎に分けて記入すること。
- *7 船舶調達期間中と運航開始後で資金調達条件が異なる場合は、各々の借入を別個に記載すること。
- *8 調達金利は、基準金利等及び利ざやに区分し、小数点第4位を切り捨てて記入すること。
- *9 返済条件は、優先劣後関係、コベナンツ条項、担保の差入れ、保証の有無等の条件があれば、可能な限り「その他」に記入すること。

資金調達の条件別内訳

金額単位：千円

調達源泉	調達形態	調達条件・返済条件等	金額	調達割合	資金提供者名
自己資本 (適宜追加すること)	例) 資本金・普通株式	調達時期:			
		調達期間:			
		その他 :			
	例) 資本金・優先株式	調達時期:			
		調達期間:			
		その他 :			
自己資本合計			0	0.0%	
他人資本 (適宜追加すること)	例) 借入金・劣後ローン	調達時期:			
		調達金利: 基準金利等 (TSR10年物)			
		利ざや ○%			
		返済期間:			
		返済方法:			
		その他 :			
	例) 借入金・劣後ローン	調達時期:			
		調達金利: 基準金利等 (固定／変動○%)			
		利ざや ○%			
		返済期間:			
		返済方法:			
		その他 :			
	例) 借入金・劣後ローン	調達時期:			
		調達金利: 基準金利等 (固定／変動○%)			
		利ざや ○%			
		返済期間:			
		返済方法:			
		その他 :			
	例) 借入金・優先ローン	調達時期:			
		調達金利: 基準金利等 (固定／変動○%)			
		利ざや ○%			
		返済期間:			
		返済方法:			
		その他 :			
	例) 借入金・優先ローン	調達時期:			
		調達金利: 基準金利等 (固定／変動○%)			
		利ざや ○%			
		返済期間:			
		返済方法:			
		その他 :			
他人資本合計			0	0.0%	
資金調達総額			0		

書類名	その他の費用に係る 収入の内訳	様式番号	A-5添付⑤	1/1
-----	--------------------	------	--------	-----

その他の費用に係る収入の内訳

単位:千円

項 目	金 額 (事業期間合計)	単年度 金額	算定根拠 (本事業船舶の共通経費の按分計算等含む)
A. 事業者の開業に要する費用	0		※1
B. 全般管理業務費用(a+b)	0	0	
a. 事業者の運営・管理に要する費用	0	0	
会計・監査費用			
税務申告費用			
公租公課	0	0	
人件費	0	0	
委託経費	0	0	
保険料	0	0	
b. その他の経費	0	0	
事業者の税引前利益	0		
法人税等	0		
税引後利益	0		
合計(A+B)	0		
(うち、その他の費用(7号船舶)に係る収入)			※2
(うち、その他の費用(8号船舶)に係る収入)			※2

※1 金額(事業期間合計)は、様式A-5添付③と整合させること。

※2 金額(事業期間合計)及び単年度金額は、様式A-5添付②と整合させること。(令和8、9年度及び19年度を除く。
当該年度分は、別途算定根拠を示すこと。)

<様式作成にあたっての注意事項>

- ・ 各費用の内訳は、適宜行を追加し、詳細に記載すること。算定根拠の説明は、必要に応じて別紙を追加すること。
- ・ 消費税等を除いた額で記入すること。

7号船舶維持管理・運航準備費の内訳

費用項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
7号船舶維持管理・運航準備費(A+B+C+D)	0	0	0	0	0	0
A. 7号船舶維持管理費	0	0	0	0	0	0
定期検査費(入渠費用含む)、修繕費	0	0	0	0	0	0
定期検査、中間検査						
修繕費						
運航に必要な船体清掃費用(入渠費用含む)						
係留施設に係る係船費用						
船用品費						
維持燃料費						
潤滑油費						
保険料	0	0	0	0	0	0
船体保険料						
P&I保険料						
固定資産税						
その他(適宜追加すること)						
B. 7号船舶船員費						
C. 7号船舶運航準備費	0	0	0	0	0	0
船舶運航会社の運営経費						
船員の資格取得、訓練等の費用						
船員の採用、労務管理、乗船手配等の費用						
年度運航計画策定に係る費用						
その他(適宜追加すること)						
D. 7号船舶雇用促進費						

8号船舶維持管理・運航準備費の内訳

費用項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
8号船舶維持管理・運航準備費(A+B+C+D)	0	0	0	0	0	0
A. 8号船舶維持管理費	0	0	0	0	0	0
定期検査費(入渠費用含む)、修繕費	0	0	0	0	0	0
定期検査、中間検査						
修繕費						
運航に必要な船体清掃費用(入渠費用含む)						
係留施設に係る係船費用						
船用品費						
維持燃料費						
潤滑油費						
保険料	0	0	0	0	0	0
船体保険料						
P&I保険料						
固定資産税						
その他(適宜追加すること)						
B. 8号船舶船員費						
C. 8号船舶運航準備費	0	0	0	0	0	0
船舶運航会社の運営経費						
船員の資格取得、訓練等の費用						
船員の採用、労務管理、乗船手配等の費用						
年度運航計画策定に係る費用						
その他(適宜追加すること)						
D. 8号船舶雇用促進費						

<様式作成にあたっての注意事項>

- ・各費用の内訳は、適宜行を追加し、詳細に記載すること。
- ・算定根拠の説明は、必要に応じて別紙を追加すること。
- ・各年度は4月から翌3月まで（令和19年度は12月まで）とすること。
- ・消費税等を除いた額で記入すること。
- ・物価変動は考慮しないこと。

7号船舶維持管理・運航準備費の内訳

費用項目	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
7号船舶維持管理・運航準備費(A+B+C+D)	0	0	0	0	0
A. 7号船舶維持管理費	0	0	0	0	0
定期検査費(入渠費用含む)、修繕費	0	0	0	0	0
定期検査、中間検査					
修繕費					
運航に必要な船体清掃費用(入渠費用含む)					
係留施設に係る係船費用					
船用品費					
維持燃料費					
潤滑油費					
保険料	0	0	0	0	0
船体保険料					
P&I保険料					
固定資産税					
その他(適宜追加すること)					
B. 7号船舶船員費					
C. 7号船舶運航準備費	0	0	0	0	0
船舶運航会社の運営経費					
船員の資格取得、訓練等の費用					
船員の採用、労務管理、乗船手配等の費用					
年度運航計画策定に係る費用					
その他(適宜追加すること)					
D. 7号船舶雇用促進費					

8号船舶維持管理・運航準備費の内訳

費用項目	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
8号船舶維持管理・運航準備費(A+B+C+D)	0	0	0	0	0
A. 8号船舶維持管理費	0	0	0	0	0
定期検査費(入渠費用含む)、修繕費	0	0	0	0	0
定期検査、中間検査					
修繕費					
運航に必要な船体清掃費用(入渠費用含む)					
係留施設に係る係船費用					
船用品費					
維持燃料費					
潤滑油費					
保険料	0	0	0	0	0
船体保険料					
P&I保険料					
固定資産税					
その他(適宜追加すること)					
B. 8号船舶船員費					
C. 8号船舶運航準備費	0	0	0	0	0
船舶運航会社の運営経費					
船員の資格取得、訓練等の費用					
船員の採用、労務管理、乗船手配等の費用					
年度運航計画策定に係る費用					
その他(適宜追加すること)					
D. 8号船舶雇用促進費					

7号船舶維持管理・運航準備費の内訳

単位:千円

費用項目	合計	算定根拠
7号船舶維持管理・運航準備費(A+B+C+D)	0	様式A-5添付②と整合させること。
A. 7号船舶維持管理費	0	
定期検査費(入渠費用含む)、修繕費	0	
定期検査、中間検査	0	
修繕費	0	修繕項目内訳等は別紙で算定根拠を示すこと。
運航に必要な船体清掃費用(入渠費用含む)	0	
係留施設に係る係船費用	0	
船用品費	0	
維持燃料費	0	
潤滑油費	0	
保険料	0	
船体保険料	0	
P&I保険料	0	
固定資産税	0	
その他(適宜追加すること)	0	
	0	
	0	
B. 7号船舶船員費	0	船員体制や費目の内訳に加え、職位毎の事業期間中のシミュレーション結果等、別紙で詳細に示すこと。
C. 7号船舶運航準備費	0	
船舶運航会社の運営経費	0	
船員の資格取得、訓練等の費用	0	
船員の採用、労務管理、乗船手配等の費用	0	
年度運航計画策定に係る費用	0	
その他(適宜追加すること)	0	
	0	
	0	
D. 7号船舶雇用促進費	0	7号船舶船員費の10%に相当する額とすること。

8号船舶維持管理・運航準備費の内訳

単位:千円

費用項目	合計	算定根拠
8号船舶維持管理・運航準備費(A+B+C+D)	0	様式A-5添付②と整合させること。
A. 8号船舶維持管理費	0	
定期検査費(入渠費用含む)、修繕費	0	
定期検査、中間検査	0	
修繕費	0	修繕項目内訳等は別紙で算定根拠を示すこと。
運航に必要な船体清掃費用(入渠費用含む)	0	
係留施設に係る係船費用	0	
船用品費	0	
維持燃料費	0	
潤滑油費	0	
保険料	0	
船体保険料	0	
P&I保険料	0	
固定資産税	0	
その他(適宜追加すること)	0	
	0	
	0	
B. 8号船舶船員費	0	船員体制や費目の内訳に加え、職位毎の事業期間中のシミュレーション結果等、別紙で詳細に示すこと。
C. 8号船舶運航準備費	0	
船舶運航会社の運営経費	0	
船員の資格取得、訓練等の費用	0	
船員の採用、労務管理、乗船手配等の費用	0	
年度運航計画策定に係る費用	0	
その他(適宜追加すること)	0	
	0	
	0	
D. 8号船舶雇用促進費	0	8号船舶船員費の10%に相当する額とすること。

7号船舶整備費の内訳

単位:千円

内訳	内容					合計金額	備 考
船舶取得費	—	—	—	—	—		A-5添付③と整合させ、算定根拠を別紙で示すこと。
改造工事	●●工事	●●工事	●●工事	●●工事	●●工事	—	主な工事内容を記入し、項目(列)は適宜追加してよい。
工事価格(改造工事費用)(A+B)	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	A-5添付③と整合させること。
A. 工事原価	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	
a. 製造原価(製作原価)	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	
1. 直接製作費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	
(1)材料費				1,000,000		1,000,000	改造に係る材料費、副資材費を含む。
(2)設備機器費						0	改造に必要な機器類購入費
(3)工費						0	
(4)直接経費						0	検査、試験費用等
(5)輸送費						0	必要な場合
2. 間接製作費	0	0	0	0	0	0	
(1)間接労務費						0	造船所間接労務費
(2)工場管理費						0	造船所管理費
b. 設計技術費						0	改造に係る設計
c. 技術者派遣費用						0	必要な場合
B. 一般管理費						0	造船所一般管理費
						1,000,000	

8号船舶整備費の内訳

単位:千円

内訳	内容					合計金額	備 考
船舶取得費	—	—	—	—	—		A-5添付③と整合させ、算定根拠を別紙で示すこと。
改造工事	●●工事	●●工事	●●工事	●●工事	●●工事	—	主な工事内容を記入し、項目(列)は適宜追加してよい。
工事価格(改造工事費用)(A+B)	0	0	0	0	0	0	A-5添付③と整合させること。
A. 工事原価	0	0	0	0	0	0	
a. 製造原価(製作原価)	0	0	0	0	0	0	
1. 直接製作費	0	0	0	0	0	0	
(1)材料費						0	改造に係る材料費、副資材費を含む。
(2)設備機器費						0	改造に必要な機器類購入費
(3)工費						0	
(4)直接経費						0	検査、試験費用等
(5)輸送費						0	必要な場合
2. 間接製作費	0	0	0	0	0	0	
(1)間接労務費						0	造船所間接労務費
(2)工場管理費						0	造船所管理費
b. 設計技術費						0	改造に係る設計
c. 技術者派遣費用						0	必要な場合
B. 一般管理費						0	造船所一般管理費
						0	

＜様式作成にあたっての注意事項＞

- ・各費用の内訳は、適宜行を追加し、詳細に記載すること。積算根拠（工事項目の数量、単価等）の説明は、必要に応じて別紙を追加すること。
- ・一般管理費、間接製作費等改造工事に共通するものは、一定の合計金額や一定の料率等による算定金額により、合理的な範囲で纏めて計上しても差し支えない。
- ・消費税等を除いた額で記入すること。

民間船舶の運航・管理事業

（コンテナ船）

サービス対価の算定及び支払方法

防衛省

防衛省は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価（以下「サービス対価」という。）を事業者に支払うものとし、以下にその算定及び支払方法を示す。

第1 サービス対価の構成

1. サービス対価の構成

本事業を遂行するにあたり必要なサービス対価は、以下により構成される。

- 7号船舶の調達、維持管理・運航準備に係る費用（以下「7号船舶サービス対価」という。）
- 8号船舶の調達、維持管理・運航準備に係る費用（以下「8号船舶サービス対価」という。）

7号船舶サービス対価は、以下により構成され、一体の対価として事業者を支払う。

- 7号船舶の調達に係る費用（以下「7号船舶調達費」という。）
- 7号船舶の維持管理、船員の雇用・養成及び運航準備に係る費用（以下「7号船舶維持管理・運航準備費」という。）
- 本事業を実施するために事業者が必要とする費用のうち、7号船舶相当額（以下「その他の費用（7号船舶）」という。）

8号船舶のサービス対価も上記同様の構成とし、各用語は「7号船舶」を「8号船舶」に置き換えたものとする。

サービス対価を構成する各費用の内訳は、2.(1)の表1に示すとおりとする。

(1) 7号船舶サービス対価

ア 7号船舶調達費

7号船舶調達費は、7号船舶の設計・建造又は購入・改造等に係る費用（以下「7号船舶整備費」という。）及びそれらの初期投資に必要な融資等に係る利息相当（以下「7号船舶調達利息」という。）から構成されるものとする。

(ア) 7号船舶整備費

7号船舶整備費は、7号船舶の調達に要する船舶の設計・建造又は中古船舶の購入・改造、試験、運航開始に必要な各種検査費用及びそれらに付随して発生する初期投資等に係る費用とする。

なお、各本事業船舶の調達において共通にかかる経費は、各本事業船舶の整備費に応じて合理的に按分し、各本事業船舶の船舶整備費に含めるものとする。

(イ) 7号船舶調達利息

7号船舶調達利息は、7号船舶の船舶整備費及び7号船舶の船舶調達に係る利息の合計額を毎回均等となるように支払った場合の資金調達に係る利息相当額とする。

なお、7号船舶調達利息には、事業者の税引前利益の一部を含むものとする。

7号船舶調達利息の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とし、基準金利の詳細は第2 3. (1) イに示す。

イ 7号船舶維持管理・運航準備費

7号船舶維持管理・運航準備費は、7号船舶運航開始日（令和10年1月1日とし、7号船舶運航開始日当日を含む。以下同じ。）から事業期間の終了日までの7号船舶の維持管理に係る費用（以下「7号船舶維持管理費」という。）及び7号船舶の船員の直接人件費（以下「7号船舶船員費」という。）並びに7号船舶の船員に対する労務管理、資格取得・技術習得等、運航準備に係る費用（以下「7号船舶運航準備費」という。）から構成されるものとする。

(ア) 7号船舶維持管理費

定期検査費（入渠費用含む。）、修繕費、係留施設に係る係船費用等、7号船舶における維持管理に係る費用とする。

(イ) 7号船舶船員費

7号船舶の待機状態を維持するために必要な、本事業船員に支払う給与相当（福利厚生等の諸経費含む。）とする。防衛省の輸送所要による実際の運航に伴い本事業船員に別途支払う航海手当等は2. (2)で説明する運航経費に含むものとする。

(ウ) 7号船舶運航準備費

本事業船員の資格取得・技術習得を支援するための経費、本事業船員に対する労務管理経費、本事業船員を雇用する船舶運航会社の間接経費（会社運営費・事務所経費）、年度運航計画の策定等、運航準備に係る経費とする。防衛省の輸送所要による実際の運航に伴って生じる燃料代等は、2. (2)で説明する運航経費に含むものとする。

(エ) 7号船舶雇用促進費

本事業船員の採用活動等による採用実績に基づき支給する対価とする。

ウ その他の費用（7号船舶）

その他の費用（7号船舶）は、事業者の開業に伴う諸費用、事業契約締結日から事業期間終了日までの全般管理業務費用及び事業者の管理費用並びに事業者の税引前利益（上記ア (イ)に計上される部分を除く。）を、同一契約内の他の船舶と業務量等の比率で合理的に按分したものとする。

(2) 8号船舶サービス対価

8号船舶サービス対価の構成、費用の内訳も7号船舶サービス対価と同様で、(1)における各用語は「7号船舶」を「8号船舶」に置き換えたものとする。

2. サービス対価等の内訳

(1) サービス対価の構成及び内訳

サービス対価を構成する各費用の内訳は、表1に示すとおりである。

表1. サービス対価の内訳

項目		支払区分	費用の内容
(1) 7号船舶サービス対価	ア 7号船舶調達費	(ア) 7号船舶整備費	7号船舶の調達に係る以下の費用： ・新造船舶の設計・建造費用又は中古船舶の購入・改造、試験、各種検査費用 ・保険料 ・建中金利 ・融資組成手数料 ・その他、船舶調達に関する初期投資と認められる費用 同一契約内の他の船舶と按分する以下の費用： ・各本事業船舶の調達において共通にかかる経費
		(イ) 7号船舶調達利息	資金調達に必要な融資等に係る金利事業者の税引前利益の一部
	イ 7号船舶維持管理・運航準備費	(ア) 7号船舶維持管理費	7号船舶の維持管理に係る以下の費用： ・定期検査費（入渠費用含む。） ・修繕費 ・運航に必要な船体清掃費用（入渠費用含む。） ・係留施設に係る係船費用 ・船用品費 ・維持燃料費 ・潤滑油費 ・保険料（船体保険料・P & I 保険料） ・固定資産税 ・その他、船舶の維持管理に必要な一切の費用
		(イ) 7号船舶船員費	7号船舶の船員に係る以下の費用： ・船員に対する基本給与及び福利厚生等の諸経費並びに糧食費

項目		支払区分	費用の内容
		(ウ) 7号船舶運航準備費	7号船舶の運航準備に係る以下の費用： ・船舶運航会社の運営経費 ・船員の資格取得、訓練等の費用 ・船員の労務管理、乗船手配等の費用 ・年度運航計画策定に係る費用 ・その他、船員の雇用・養成、運航準備に必要な一切の費用
		(エ) 7号船舶雇用促進費	7号船舶の雇用促進に係る以下の費用： ・予備自衛官たる船員の雇用促進に係る対価
	ウ その他の費用（7号船舶）	その他の費用（7号船舶）	7号船舶に係る以下の費用： ・事業者の開業に伴う諸費用 ・全般管理業務費用 ・事業者の管理費用（公租公課、事務費、保険料等） ・事業者の税引前利益の一部（調達利息に計上される部分を除く。）

8号船舶サービス対価の構成及び内訳も上記と同様とし、各用語は「7号船舶」を「8号船舶」に置き換えたものとする。

(2) 本事業船舶の運航経費の内訳

本事業船舶の運航に必要な燃料代、出発港、中継港及び到着港における岸壁使用料等の経費は、運航内容等により変動するため、上記のサービス対価には含めない。

運航経費として想定される項目は表2のとおりである。事業者は、自らの提案書類に基づき、事業契約締結後1ヶ月以内に(1)運航時追加船員費、(2)燃料費、(5)保険料に係る見積単価を防衛省に提出し、確認を受ける。以降の期間については、毎年度末又は見積単価が明らかに不適当となった時点で随時に、見直した見積単価を防衛省に提出し、確認を受ける。

防衛省の輸送所要が生じた場合、事業者は防衛省が提示した輸送役務仕様書（案）に基づき、運航経費に係る見積書を防衛省に提出する。その際の見積金額は事前に提示した見積単価を基礎に計算する。

なお、サービス対価の一部として支払う保険料（船体保険料及びP&I保険料等）に関し、事業者が提案する本事業船舶の係船方法等により、普通期間保険の代わりに係船保険を付保するなど、係船期間と輸送役務契約の履行期間で保険を分けて付保することが経済合理的である場合は、当該提案を容認する。この場合に限り、個別の運航時に要する保険料は運航経費の一部として支払う。

表 2. 運航経費の内訳

運航経費の費目		内 訳
(1)	運航時追加船員費	防衛省の輸送所要による船舶の運航に伴って必要な追加船員費等相当額： ・航海手当 ・時間外手当 ・サービス対価に含まれない糧食費 ・船員交代に伴う旅費・宿泊費、移動日当等
(2)	燃料費	船舶の運航燃料 ※運航経費の一部として支払わず、現物支給とする場合もある。 ※慣熟訓練時の燃料費は、サービス対価の内訳である維持管理費に含まれるものとし、運航経費には含まない。
(3)	港費	
	岸壁使用料	出発港、中継港及び到着港での係留に伴う岸壁使用料
	車両待機地域使用料	出発港、中継港及び到着港で車両待機地の確保が必要な場合の使用料
	給水代金	エンジン冷却水、飲料水等の生活水の給水に係る費用
	代理店手数料	登録船種の変更、臨時航路の届出等を含む各種手続代行料
	水先料	係留施設の出港並びに出発港、中継港及び到着港での入出港時に船長の代わりに船舶を誘導するパイロット料
	曳船料	係留施設の出港並びに出発港、中継港及び到着港での入出港時に接岸・離岸を補助するタグボート利用料
	綱取放料	係留施設の出港並びに出発港、中継港及び到着港での入出港時に本船側のワイヤーロープやナイロンロープ等を係船柱に取り付けや取り放しする作業に係る料金
	入港料	出発港、中継港及び到着港に入港した都度、船舶から徴収される料金
(4)	荷役費	運搬、仕分け、積卸し、積み付け等に係る費用
(5)	保険料	貨物海上保険等、防衛省の輸送所要による運航時の追加保険料
(6)	その他運航に係る費用	サービス対価には含まれず、船舶運航に際して合理的に生じる上記以外の経費

【参考】サービス対価と運航経費の区分

本事業船舶に係る各経費は、運航内容等にかかわらず固定的に発生する費用と、運航内容等に応じて変動する費用があるため、前者をサービス対価、後者を運航経費として支払う。サービス対価と運航経費の区分は、下表に示すとおりである。

費用の区分・内訳					サービス対価	輸送役務契約（運航経費）
船舶調達費	船舶整備費				●	
	船舶調達利息				●	
船舶維持管理・運航準備費	維持管理費	定期検査費（入渠費用含む。）			●	
		修繕費			●	
		運航に必要な船体清掃費用（入渠費用含む。）			●	
		係留施設に係る係船費用			●	
		船用品費			●	
		維持燃料費	O J T 目的での運航・慣熟運航を含む。		●	
		潤滑油費	同上		●	
		保険料	船体保険・P & I 保険		●	
			貨物海上保険等、防衛省の輸送所要による運航時の追加保険料			●
	固定資産税			●		
船員費	船員人件費	待機時、O J T 訓練時、慣熟運航時等	基本給、福利厚生、退職手当等を含む。	●		
		防衛省の輸送所要での運航時	運航に係る航海手当・時間外手当・サービス対価に含まれない糧食費		●	

費用の区分・内訳					サ ー ビ ス 対 価	輸送役務契 約（運航経 費）
				船員交替に伴う 旅費、宿泊費等		●
				自衛官等に対す る訓練支援等に 係る追加人件費		●
	運航準備費	船舶運航会社の運営経費			●	
		船員の資格取得、訓練等の費用			●	
		船員の労務管理、乗船手配等の費用			●	
		年度運航計画策定に係る費用			●	
	雇用促進費	予備自衛官等たる船員の雇用促進費 用			●	
	その他の費 用	事業者の開業に伴う諸費用			●	
全般管理業務費用			●			
事業者の管理費用（公租公課、事務費、保険料等）			●			
事業者の税引前利益の一部			●			
運航経費	防衛省の輸 送所要での 運航時	運航時追加船員費				●
		燃料費				●
		港費				●
		荷役費				●
		その他運航に係る費用				●

第2 サービス対価の算定及び支払方法

1. 支払方法の基本的な考え方

本事業は、本事業船舶の調達、維持管理・運航準備及び本事業船員の雇用・養成等に係るサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、防衛省は、提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を各本事業船舶の運航開始日以降事業期間を通じて、原則として平準化して支払うものとする。

2. 支払方法の基本的事項

(1) サービス対価の支払条件

事業者は、「業務要求水準書」 第2 2.(3) オ (イ)、3.(3) イ (ウ)等の規定に基づき、四半期ごとに船舶維持管理業務報告書及び船員雇用・養成業務報告書とともに、業務完了届を防衛省に提出する。

防衛省は、受領後速やかに当該業務報告書の検査を行い、要求水準書等と照らし履行内容が適切と認めた場合には、検査に合格した旨を事業者に通知する。

事業者は、検査合格の通知を受けた後、当期のサービス対価に関する適法な請求書を防衛省に提出する。

ただし、防衛省は、事業者の責めに帰すべき事由により、各本事業船舶の運航開始予定日までに運航開始確認書を交付していない場合は当該確認書を交付するまでの間、サービス対価の支払を行わないこととする。

(2) 支払スケジュール

防衛省は、下記3. で算定された各費用のサービス対価を、事業者からの適法な請求を受理した後30日以内に支払う。

具体的には、毎年度、4月1日から6月30日までの第1支払期分、7月1日から9月30日までの第2支払期分、10月1日から12月31日までの第3支払期分、1月1日から3月31日までの第4支払期分の年4回とし、各支払期の請求書を受領後30日以内に支払う。ただし、本事業船舶の運航開始が令和10年1月1日であることを踏まえ、令和9年度の支払いは第4四半期の1回払いとし、また、事業終了が令和19年12月末であることを踏まえ、最終年度の支払いは第1支払期から第3支払期までの3回払いとする。

なお、支払日の当日が閉庁日の場合は、その前営業日までに支払うものとする。

支払額については、令和9年度及び令和19年度を除いて、各年度で均等、かつ令和19年度の最終支払期を除き各回の支払期が均等額になるように支払い、最終支払期は、各回均等額では払いきれない端数残額を加算した額とする。

3. 各費用の支払額の算定及び支払方法

サービス対価を構成する各費用の各回の支払額は、次の(1)から(3)までのとおり算定する。

(1) 7号船舶サービス対価

ア 7号船舶調達費の算定及び支払方法

7号船舶運航開始日以降事業期間を通じて、各回の船舶調達費（船舶整備費と船舶調達利息の合計額）の支払額が均等となるよう、2.(2)の支払スケジュールに基づき、全40回支払う。

イ 基準金利の計算及び確定に係る手続き

船舶調達利息の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。

7号船舶の基準金利は、令和9年7月1日（以下「金利確定日」という。）の午前10時30分における東京スワップレート（T.S.R）として、表示されるTONAベース10年物（円／円）金利スワップレートとする。ただし、当該レートが負の値となる場合は基準金利をゼロとする。

なお、入札にあたっては、入札公告月の防衛省が別途指定する日のレートを仮の基準金利として、入札価格を算定する。（以下、入札時の基準金利を「入札時基準金利」、金利確定日の基準金利を「確定時基準金利」とし、8号船舶も同様とする。）

入札時基準金利は、入札説明書による。

確定時基準金利が入札時基準金利を下回る場合、防衛省と事業者は確定時基準金利に基づき、船舶調達費を再計算し、7号船舶運航開始日の前日までに船舶調達費の変更に係る変更契約を締結し、アのスケジュールで船舶調達費を支払うものとする。

確定時基準金利が入札時基準金利を上回る場合、令和9年度内の船舶調達費の支払（第1回の支払）は、入札時基準金利に基づき計算した対価を支払うものとする。令和9年度の船舶調達費のうち、確定時基準金利と入札時基準金利との間で生じる船舶調達費の差額分は、令和10年度の予算が成立した後、船舶調達費の変更に係る変更契約を締結次第、速やかに事業者に支払うものとする。

また、令和10年度以降の支払い（第2回以降）については、防衛省と事業者は確定時基準金利に基づく船舶調達費の再計算結果を上記の変更契約に反映し、第2回の支払以降は、アのスケジュールで確定時基準金利において計算した船舶調達費を支払うものとする。

ウ 7号船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用（7号船舶）の算定及び支払方法

7号船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用（7号船舶）は、7号船舶運航開始日から事業終了日までの期間、2.(2)の支払スケジュールに基づき、支払うものとする。

(2) 8号船舶のサービス対価

7号船舶サービス対価と同様とし、(1)における各用語は、「7号船舶」を「8号船舶」に置き換えたものとする。

(3) 本事業船舶の船員費に係るサービス対価の取扱い

ア 基本的考え方

船舶維持管理・運航準備費の内訳項目である船員費については、本事業船舶に属する本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の割合に応じ、支払ったサービス対価を精算する。

具体的には、本事業船舶に属する本事業船員のうちに予備自衛官でない船員がいる場合には、事業者は、下記イで算定した金額を国に返納することとする。

イ 返納金額

各本事業船舶に属する本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の割合を確認し、その割合に応じた金額を国に返納する。

また、返納金額は事業年度ごと、各本事業船舶ごとに算定することとし、当該事業年度の終了後速やかに（最終年度は事業期間終了後速やかに）までに防衛省に通知し、防衛省の確認を得る。事業者は、防衛省からの請求に基づき速やかに国に納付することとする。

予備自衛官である船員数の割合に応じた返納金額の算定方法：

事業年度ごとの各本事業船舶船員費（消費税込）×10%×（1－事業年度ごとの各本事業船舶に係る予備自衛官である船員数の割合※）

※ 事業者は、「業務要求水準書」第2 3.(3)イに基づき提出する雇用実績書において、毎月末時点の本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の割合を防衛省に報告することとし、事業年度ごとの本事業船舶に属する本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の割合は、当該事業年度の各月末時点の本事業船舶に属する本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の割合の平均値（小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、傷病休職等の事由により給

与の支給が停止されている予備自衛官である船員は、返納金額の算定にあたり、予備自衛官である船員として取り扱わず、予備自衛官でない船員とみなす。

(4) 本事業船舶の雇用促進費に係るサービス対価の取扱い

ア 基本的考え方

船舶維持管理・運航準備費の内訳項目である雇用促進費については、事業者の採用活動及び雇用維持に係る企業努力により予備自衛官雇用促進を行った事業者には、本事業船舶に必要な予備自衛官である船員の採用割合（以下本(4)において「予備自衛官採用割合」という。）に応じ、事業者を支払うものとする。

雇用促進費は、契約締結時における各本事業船舶船員費の10パーセントに相当する額とし、防衛省は、下記イに定める支給条件に基づき、支払ったサービス対価を精算する。

なお、予備自衛官採用割合の確認にあたっては、事業者が業務要求水準書第2-3.(3)イに基づき提出する雇用実績書において、毎月末時点の本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の採用割合を防衛省に報告することとする。この際、毎月末時点の本事業船員数に占める予備自衛官である船員数を事業者が提案書類の船員雇用計画で示す雇用数で除した値を採用割合とする。ただし、傷病休職等の事由により給与の支給が停止されている予備自衛官である船員は、予備自衛官採用割合の算定にあたり、予備自衛官でない船員として取り扱わず、予備自衛官でない船員とみなす。

イ 支給条件及び返納金額

雇用促進費は、各本事業船舶について、契約締結時における各本事業船舶船員費の10パーセントに相当する額（以下、「年雇用促進費」という。）を以下の条件に基づき支給額を決定する。予備自衛官採用割合は毎月末時点で確認し、事業開始後の各期間における達成状況により判定する。

なお、「100パーセントに到達」とは、当該判定期間中のいずれかの月末時点において船員における予備自衛官採用割合が100パーセントとなることをいう。

また、運航開始後100%に到達した運航年以降の各運航年における支給継続の判定にあたっては、各運航年の各月末時点の予備自衛官採用割合の平均値（以下、「年平均予備自衛官採用割合」という。）を用いる。年平均予備自衛官採用割合は、各運航年の各月末時点の予備自衛官採用割合を合計し、各運航年における月数で除して算定する（小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位の数字をもって四捨五入する。）。

- (ア) 運航開始１年目に予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達した場合
各本事業船舶について、運航開始日から１年間（以下、「初年判定期間」という。）のいずれかの月末時点において予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達した場合は、事業期間中、各運航年の年雇用促進費の全額（１０割）を雇用促進費として支給する。

ただし、初年判定期間中に予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達した場合であっても、その後のいずれかの運航年（達成年における達成年以降含む）において年平均予備自衛官採用割合が９０パーセント未満となった場合は、当該運航年以降、残りの運航期間における雇用促進費の支給は行わないものとし、当該運航年以降に係る年雇用促進費の全額を減額するものとする。

- (イ) 運航開始２年目に予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達した場合
各本事業船舶について、初年判定期間中に予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達しなかった場合であって、運航開始日から２年目の期間（以下「２年目判定期間」という。）のいずれかの月末時点において予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達した場合は、２年目以降、各運航年の年雇用促進費の７割に相当する額を雇用促進費として支給し、年雇用促進費の３割に相当する額を減額するものとする。

なお、初年判定期間中に予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達しなかった運航年（１年目）に係る年雇用促進費については、全額を減額するものとする。

ただし、２年目判定期間中に予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達した場合であっても、その後のいずれかの運航年（達成年における達成年以降含む）において年平均予備自衛官採用割合が９０パーセント未満となった場合は、当該運航年以降、残りの事業期間における雇用促進費の支給は行わないものとし、当該運航年以降に係る年雇用促進費の全額を減額するものとする。

- (ウ) 運航開始３年目に予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達した場合
各本事業船舶について、２年目判定期間の終了時点までに予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達しなかった場合であって、運航開始日から３年目の期間（以下「３年目判定期間」という。）のいずれかの月末時点において予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達した場合は、３年目以降の事業期間中、各運航年の年雇用促進費の４割に相当する額を雇用促進費として支給し、年雇用促進費の６割に相当する額を減額するものとする。

なお、初年判定期間及び２年目判定期間中に予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達しなかった運航年（１年目及び２年目）に係る年雇用促進費については、全額を減額するものとする。

ただし、３年目判定期間中に予備自衛官採用割合が１００パーセントに到達した場合であっても、その後のいずれかの運航年（達成年における達成年

以降含む）において年平均予備自衛官採用割合が90パーセント未満となった場合は、当該運航年以降、残りの事業期間における雇用促進費の支給は行わないものとし、当該運航年以降に係る年雇用促進費の全額を減額するものとする。

(エ) 運航開始3年目までに予備自衛官採用割合が100パーセントに到達しなかった場合

各本事業船舶について、3年目判定期間の終了時点までに予備自衛官採用割合が100パーセントに到達しなかった場合は、全事業期間を通じて雇用促進費の支給は行わないものとし、各運航年に係る年雇用促進費の全額を減額するものとする。

ウ 減額の算定及び支払手続

雇用促進費に係る減額は、運航年ごと、本事業船舶ごとに算定することとし、当該運航年の終了後速やかに（最終年は事業期間終了後速やかに）防衛省に通知し、防衛省の確認を得る。事業者は、当該運航年に係る減額については防衛省からの請求に基づき速やかに国に納付することとする。

また、当該運航年以降の将来的な減額が発生する場合は減額方法について協議を行うものとする。

(5) 防衛出動等におけるサービス対価の取扱い

ア 防衛出動等に際し防衛省が本事業船舶を裸備船する場合には、防衛省は、裸備船する期間において事業者の費用負担が避けられないサービス対価のみを事業者を支払うものとする。

ここで費用負担が避けられないサービス対価とは、本事業船舶の船舶調達費及び本事業船員（招集に応じ自衛官となった予備自衛官である本事業船員を除く。）の基本給与相当、事業者の管理費用等とする。また、定期検査費（入渠費用を含む。）・修繕費等、当該期間には発生しないが備船終了直後に確実に費用負担が発生するものも、サービス対価として予定通り支払う。

ただし、当該期間中は実質的に業務が生じないことから、事業者はできる限り経費の削減・省力化に努めるものとする。

イ 上記に加え、本事業船舶に予め備置された船用品や機関部の予備品・消耗品、水等は、防衛出動等前の残量と防衛出動等後の残量を比較し、減少した場合は防衛省が事業者へ減少相当分を支払うが、増加した場合は増加相当分の防衛出動等後のサービス対価を支払わないものとする。

また、維持燃料・潤滑油は、防衛出動等前に防衛省と事業者で残油協定を取り交わし、当該協定に基づき防衛出動等後に精算する（現物支給により精算する場合もある。）。

4. 民間収益事業を実施する場合の利用対価の取扱い

事業者が民間収益事業を実施している期間における当該本事業船舶の利用対価については、「民間収益事業の実施要領書」に基づく算定方法で計算した金額を予め控除した金額をもってサービス対価とし、別途指定する控除額の根拠資料を入札時に提出するものとする。また、事業開始以降、「民間収益事業の実施要領書」に基づく算定方法で計算した金額を国に納付する。

5. 支払額の減額措置

防衛省は、事業期間にわたり、本事業の実施に関する各業務の業績等の監視を行い、「業務要求水準書」に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等措置の詳細については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」によるものとする。

第3 入札価格及び落札価格（契約金額）との関係

入札価格は、第1 2. (1)表1で構成されるサービス対価の見積価格の合計（別に支払う運航経費は含まない。）とし、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格（契約金額）とする。

「民間収益事業の実施要領書」に基づき、事業者が民間収益事業で収益を得ることを想定している金額については、予め入札価格及び落札価格（契約金額）から控除した金額とする。

第4 サービス対価の内訳の精査等

サービス対価の内訳については、要求水準の変更等が生じた場合又は金利確定の場合にサービス対価の変更を適切に行うため、事業者はサービス対価の内訳を精査し、防衛省の確認を受けるものとし、契約締結日までにサービス対価の内訳を確定するものとする。

第5 サービス対価の改定

1. 基本的考え方

船舶調達費については、金利確定日までの金利変動相当分を除き、原則として改定を行わない。ただし、各船舶の運航開始時期が延期となった場合は、防衛省が事業者と協議の上、費用の見直しを行うことができるものとする。

令和11年度以降の船舶維持管理・運航準備費（雇用促進費を除く。）及び

その他の費用については、年度ごとに見直すものとする。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする防衛省の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、防衛省が事業者と協議の上、行うものとする。

上記のほか、要求水準の変更その他必要な場合は、防衛省が事業者と協議の上、サービス対価の改定を行うことができるものとする。

2. 船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用の物価変動に基づく改定

(1) 対象となる費用

令和11年度以降の船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用（雇用促進費を除く。）

ただし、防衛省が付保を指示した保険に限り、事業期間中に保険市場において大幅に保険料が変動した場合は、下記の改定方法とは別に、保険料相当の対価を見直す場合がある。

(2) 改定時期

物価変動リスクを踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

ア 改定指標の評価：毎年4月10日時点で確認できる最新の指標（速報値を除くものとし、定時遡及訂正等が生じた場合も再評価は行わない。以下同じ。）により評価を行う。

イ 対価の改定：原則として、翌年度の4月1日以降の船舶維持管理費、船員費、運航準備費、及びその他の費用の支払に反映する。

(3) 改定方法

物価変動に基づく対価の改定は、前回改定時の指標に対して現指標が3ポイント以上変動した場合に行う。事業契約締結以降、対価を改定していない費用については、令和9年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

| 今回評価時の指標 − 前回改定時の指標 | ≥ 3ポイント

改定率は次のとおりとする。

表 3. 改定率

費用項目	使用する指標
コンテナ船に関する以下の費用 ・維持管理費 ・船員費 ・運航準備費 ・	「企業向けサービス価格指数」：『内航貨物輸送』 (日銀調査統計局)
・その他の費用	「企業向けサービス価格指数」：『その他の専門サービス』 (物価指数月報、日銀調査統計局)

それぞれの対価について、改定前の対価（及びその内訳）を基準額として、年度ごとに、以下の算定式に従って各年度の対価を確定する。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{計算方法} \quad : AP'_t = AP_t \times (CSPIn / CSPIm)$$

t : 今回費用改定をする対価の対象年度（t : n+1、…、事業終了年度）

AP_t : 改定前の t 年度 A 業務の対価

AP'_t : 改定後の t 年度 A 業務の対価

CSP_I : 企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index)

CSP_I_m : 前回改定に用いた指標である、m 年度（契約後未改定の場合は令和 8 年度）の価格指数

CSP_I_n : 今回評価に用いた指標である、n 年度の価格指数

（計算例）令和 11 年度の支払いが 100 万円、前回改定に用いた指標である令和 9 年度の指数が 90、令和 10 年度の指数が 108 の場合：

令和 10 年度時点における改定実施の判断

$$= \text{令和 10 年度指数} [108] - \text{令和 9 年度指数} [90] = 18 \geq 3 \text{ ポイント}$$

令和 10 年度時点における改定率

$$= \text{令和 10 年度指数} [108] \div \text{令和 9 年度指数} [90] = 1.2$$

令和 11 年度の対価（改定後）

$$= \text{令和 11 年度の対価（改定前）} [100 \text{ 万円}] \times 1.2 = 120 \text{ 万円}$$

(4) 基準年の変更に伴う措置

改定指標の基準年が変更され、物価変動に基づく対価の改定にあたり必要な場合は、国内の他の P F I 事業等において採用実績のある改定方法を基準として防衛省と事業者が協議の上、適切な改定方法を措置するものとする。

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）

事業者選定基準

防衛省

第1 事業者選定基準の位置付け

本事業者選定基準は、防衛省が本事業における落札者を決定するに当たり、最も優れた提案者を選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、入札説明書と一体のものである。

第2 評価の対象

本事業者選定に当たっての評価の対象は、入札された本事業に関して、**別紙第1及び別紙第2**の大項目に示す事項に係る提案及び入札価格とする。

第3 事業者選定の方法

1. 選定方法の概要

事業者には、PFI事業並びに船舶調達、船舶維持管理、船員雇用・養成、船舶運航等に係る専門的な知識やノウハウが求められるため、落札者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて選定する総合評価落札方式を採用する。

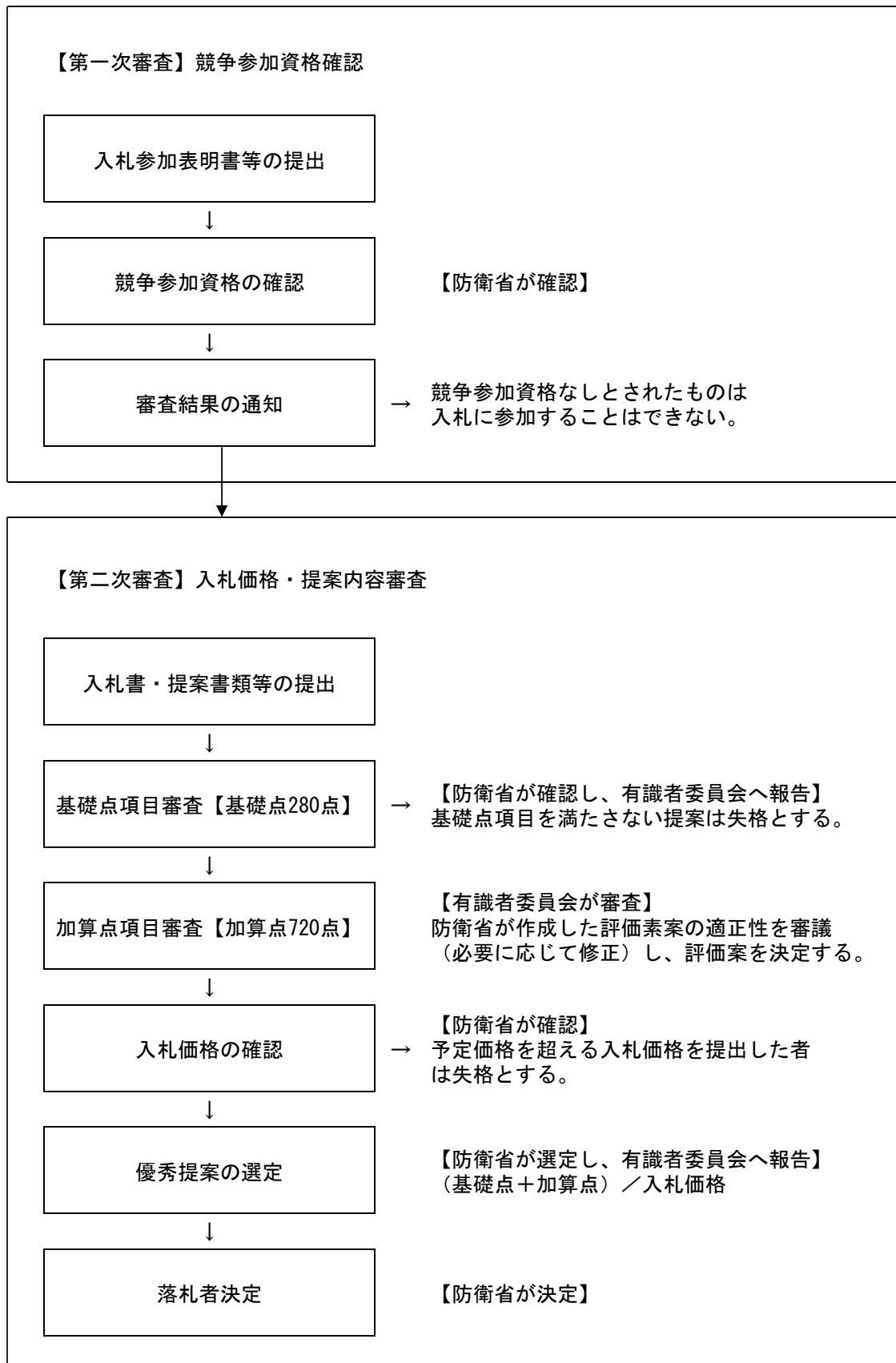
審査は、応募者の資格及び実績の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の提案内容を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。第一次審査は、第二次審査に必要な資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響を与えるものではない。

2. 事業者選定の体制

防衛省は、第二次審査の実施に当たり、専門的見地からの意見を参考とするために、有識者等委員会から各入札参加者の提案に対する調査審議の結果を受けて、落札者を決定する。

第4 審査の手順

審査手順を以下に示す。



第5 第一次審査

応募者が本事業に携わる者として適正な資格と能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

第一次審査の手順は以下のとおり。

1. 資格審査

応募者が入札説明書に示す資格要件を満たしているか否かの審査を行う。

2. 実績等審査

応募者が入札説明書に示す実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

第6 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の事業提案内容等を審査する。

1. 第二次審査の手順及び方法

(1) 事業提案内容の審査

入札参加者からの事業提案書類に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。

なお、事業提案に、審査項目以外の提案が記載されていた場合、当該箇所は審査対象としない。

ア 基礎点項目審査

事業提案が業務要求水準書に定める基礎点項目の要求水準を全て充足しているかを審査する。全ての要求水準が充足されている場合は合格とし、要求水準が一項目でも充足しない場合は不合格とする。基礎点項目は**別紙第1**に示すとおりとし、合格者には基礎点 280 点を付与する。

イ 加算点項目審査

事業提案が基礎点項目の要求水準を充足した上で、更に防衛省が特に重視する項目（加算点項目）の要求水準について、優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で 720 点満点とする。

(ア) 防衛省による評価素案の作成

防衛省は、**別紙第2**に示す審査の基準に基づいて優れた提案がされているかを分析し、各事業提案の評価を行った上で、評価素案を作成し、有識者等委員会に提出する。

(イ) 有識者等委員会による審議及び審査結果案の作成

有識者等委員会は、（ア）による評価素案の適正性を審議し、必要に応じて修正し、審査結果案を作成して防衛省に提出する。なお、有識者等委員会は、事業提案の加算項目について優れた点を認め難いものである場合、改善が望まれる点等について指摘し、又は意見を付すことがある。

(ウ) 防衛省による審査結果の決定・加算点付与

防衛省は、有識者等委員会の審査結果案をもとに、最終的な加算点を決定し、アにより付与された基礎点に加算点を付加する。

(2) 入札価格の確認（開札）

入札参加者の入札価格が、防衛省の設定する予定価格の範囲内か否かを確認する。入札書に不備がある場合は、当該入札は無効とし、次号の総合評価は行わない。

なお、予定価格を超えている場合は、原則として同日に再度入札を行い、すべての入札参加者が辞退した場合は、再度公告する。

(3) 総合評価

ア 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者それぞれについて、(1)の事業提案内容の審査結果及び前号の入札価格をもとに総合評価を行い、落札者を決定する。

なお、総合評価値の最も高い者を落札者とし、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

イ 評価内容の公表

防衛省は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に加算項目について評価した内容を含め、事業提案に関する評価内容を公表する。

2. 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。提示を求める図面又はイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性、実現性及び各記載事項の矛盾の有無を判断並びに確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容を優先するものとする。

(2) 基礎点項目審査

事業提案の内容が、要求水準を全て充足するか否かを審査する。

事業提案は、防衛省が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的に記載することが求められる。防衛省は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法及び内容であると判断できる場合に、これを充足するものとして判断する。基礎点項目は、**別紙第1**に示すとおりとする。

(3) 加算点項目審査

加算点項目審査では、事業提案が基礎点項目の要求水準を充足した上で、**別紙第2**に示す加算点項目について優れた内容であるか否かの審査を行う。評価基準は加算点項目ごとに設定され、各加算点項目に配点が付される。

なお、審査に当たっては、各項目に設定している評価の基準に基づき採点する。

3. 事業提案の位置付け

落札者の提示した事業提案は、事業契約にその内容が反映されるものであり、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問、指摘又は意見への回答も同様とする。

基礎点項目及び加算点項目において、要求水準以上の事業提案が行われた場合は、防衛省及び落札者の協議により実施方法を明確化し、これを契約締結時の要求水準とする。

第7 総合評価

1. 総合評価の手順

事業提案の審査結果及び入札価格に基づき、総合評価値を算定して入札参加者の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

2. 総合評価の計算方法

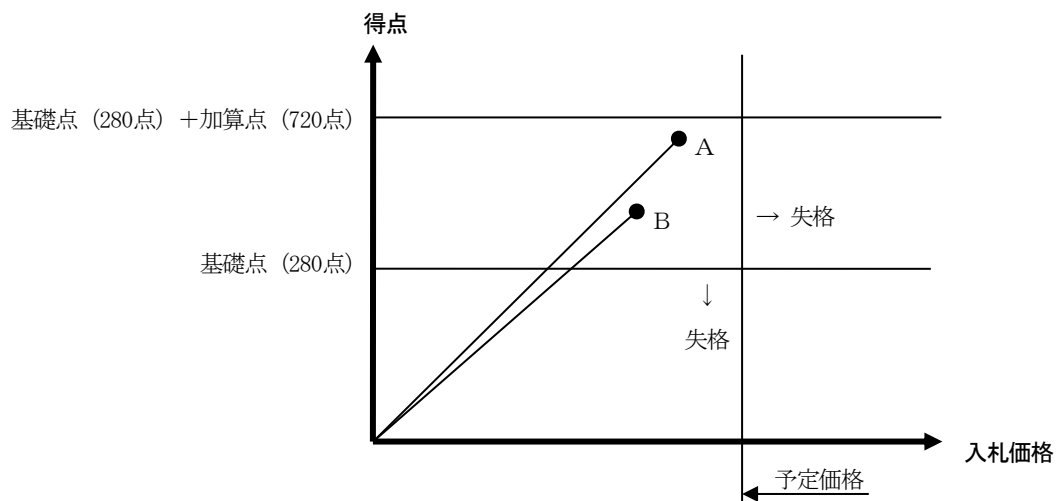
提案内容の審査結果を入札価格で除算し、総合評価値を算定する。

計算方法： 総合評価値 = 事業提案審査の得点 ÷ 入札価格

(事業提案審査の得点 = 基礎点 + 加算点)

(基礎点 + 加算点の最高点 = 280 点 + 720 点)

3. 総合評価の模式図 (イメージ)



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、「A」が「B」より高い総合評価値を得る。

基礎点項目審査の評価基準と配点

大項目	中項目	小項目	評価の基準
1 全般管理業務	本事業スケジュール	—	本事業船舶を令和 9 年 1 2 月 3 1 日までに調達し、令和 1 0 年 1 月 1 日から事業期間終了まで運航する計画になっているのか。
	民間収益事業	—	事業者は、防衛省の輸送所要に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、民間収益事業を行う計画になっているか。
	全般管理業務	—	事業者は、自らの経営管理及び業務実施企業の業務管理、防衛省との間の連絡調整その他本事業の全般的な管理に必要な業務を行う計画になっているか。
	業務の概要	—	本事業全体で統一性を図るための総合的なプロジェクトマネジメント管理や、緊急時や防衛出動等の事態に対して、S P C 全体で機動的な対処を可能とするため、本事業に関する業務の統括機能を十分に発揮される計画となっているか。
	業務の実施方針及び要求水準	総括代理人	事業者は、総括代理人及び総括代理人直属のスタッフが配置される計画になっているか。
		プロジェクトマネジメント	本事業を確実かつ効率的に遂行できるよう、計画、実行、監視、完了の各プロセスにおいて事業全体のプロジェクトマネジメントを行う計画となっているか。
		リスク分担	事業者内又は業務実施企業間の意見調整を適切に行い、常に業務実施企業間の責任及びリスク分担を明確化し、事業者としての統一的な方針の下に事業を遂行する計画になっているか。
		船舶運航企業の連携	本事業船舶別に船舶運航企業が複数社に分かれる場合、事業者は自らが主導的な役割を果たし、日ごろから両社を密に連携させる計画になっているか。
		事業収支計画及び財務状況等	本事業にかかる資金を確実に確保するため、金融機関やスポンサー等との折衝・調整を計画的に実施するとともに、事業収支計画や財務状況等を適切に管理する計画になっているか。
	実施方針	事業者の株主	事業者の株主は日本国法人である計画になっているか。
		事業者の株主構成	代表企業及び構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有しており、かつ、代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならない計画になっているか。

別紙第 1 (2 / 5)

大項目	中項目	小項目	評価の基準
2 船舶調達業務	業務の前提条件	本事業船舶の調達	本事業船舶の調達隻数が 2 隻であり、運航開始日以降から事業終了時まで本事業船舶の所有権を事業者が有する計画となっているか。
		主要スケジュール	各種検査の受検、許認可の取得、防衛省との協議、防衛省への確認など、工事完了までの主要スケジュールが示されているか。
		船舶機能	本事業の事業期間に亘って、要求水準で定めた運航に耐えうる船舶を調達し、新規船舶への更新が実施されない計画となっているか。
		船舶調達計画	中古船舶を改造する場合、改造を実施した上で事業者へ中古船舶を譲渡、又は事業者へ譲渡した上で改造を実施する計画となっているか。
		改造等の事業場所	本事業船舶の改造等の事業場所は、日本国内の造船会社の工場となっているか。
		調達船舶の仕様	本事業船舶の仕様は、船舶安全法に定める第 4 種船として、近海区域での内航が前提となっているか。 (改造後に近海区域での運航が可能となる仕様も含む)
		性能等の要求水準 (危険物積載)	危規則等に従った積載方法、隔離方法、防火構造、消防設備等を達成する上で必要な構造・設備を確保する計画となっているか。
	業務の実施方法及び要求水準	性能等の要求水準	危険物積載に関することを除いて、本水準第 2 第 1 項(3)ア(ウ)に掲げる性能等の要求水準が未達成とならない船舶仕様となっているか。

別紙第 1（3／5）

大項目	中項目	小項目	評価の基準
3 船舶維持管理業務	業務の前提状況	保守点検・修繕等計画	計画的（定期的）に保守点検・修繕等を実施する計画となっているか。
		緊急性を要する輸送所要に関する対応	緊急性を要する輸送所要に対し、防衛省からの輸送通知発出後、本事業船舶は遅くとも 8 日間で係留施設又は防衛省と事業者が協議し認めた港を出港できる待機態勢を維持する作業内容や作業時間が計画されているか。
		係留施設	係留施設は原則として日本国内における港湾であり、原則として同一係留施設を継続利用する計画となっているか。
		定期検査	定期検査等の場所は、日本国内の造船所で計画されているか。
		連絡体制	防衛省に対する 24 時間の連絡体制が確保されている計画となっているか。
	業務の実施方法及び要求水準	船舶管理体制等	船舶管理体制に人員、管理体制、業務分担、緊急連絡体制が含まれているか。
		待機態勢	中間検査又は定期検査時において、少なくとも 1 隻が待機態勢を確保する計画となっているか。
		故障や不具合等への方針	本事業船舶に故障や不具合等が発生した場合の要領等が示されているか。
		慣熟運航	慣熟運航は、係留施設近辺での短期間で運航する計画となっているのか。
		船舶品等の手配・維持	本事業船舶の維持・運航に必要な船用品や機器等の予備品、消耗品、潤滑油等を計画的に手配・確保する手段と体制が示されているか。
		係留施設の確保・維持	係留施設に本事業船舶を停泊させている間の保安警備体制が示されているか。
		船舶に関する保険の付保	事業者は、本事業船舶に対して、内航を前提として、船舶普通期間保険（船体保険）及び船主責任保険（P & I 保険）を付保されていることが示されているか。

別紙第 1（4／5）

大項目	中項目	小項目	評価の基準
4 船員雇用・養成業務	業務の前提条件	海技資格	本事業船舶の運航開始前までに、法令上求められる海技資格を有する船員を確保する計画となっているか。
		日本国籍	本事業船員は日本国籍を有する者を雇用する計画になっているのか。
		運航従事計画	予備自衛官等である本事業船員については、本事業船舶の運航に従事できる計画となっているか。
		予備自衛官の希望確認	予備自衛官の希望を確認の上で雇用し、希望しないで本事業船舶の船員となった者についてその希望を尊重する条件を逸脱しない計画となっているか。
		海技士資格取得支援	本事業船員に対して本事業船舶の運航にあたって法令上求められる海技資格の取得支援及びO J T による技術取得支援を行う計画となっているか。
		教育訓練	本事業船員でない自衛官及び予備自衛官に対する教育訓練の実施について考慮されているか。
		就業規則	本事業船員の就業規則を策定し、本事業船員に対する就業規則の遵守を図ることが計画されているか。
		労務管理	本事業船員に対する労務管理全般が事業者により行われる計画となっているか。

別紙第 1（5／5）

大項目	中項目	小項目	評価の基準
5 船舶運航業務	業務の前提条件	運航準備	本事業船舶については遅くとも 8 日間の制約にもかかわらず、速やかに防衛省が指定する港湾へ出港することを示されているか。
		必要な事業許可	運航開始前までに、必要な事業許可の取得または届出を行うことが予定されているか。
		危険物輸送	危険物輸送に必要な許認可を具体的に示し、取得に向けた計画が示されているか。
		運航経費	具体的な運航経費項目は、「サービス対価の算定及び支払方法」（資料-4）に従っているか。
	業務の実施方法及び要求水準	積込・積み下ろし	装備品等の輸送に関して、装備品等の本事業船舶への積込から積み下ろしまで、検数・損傷有無及び危険物を確認し、検数確認調書及び損傷有無等確認書を作成し、防衛省及び事業者双方で確認する計画が示されているか。
		緊急的な輸送	運航計画（案）等の作成、輸送役務契約の締結、運航計画及び荷役要領の確定、必要な事業許可の取得など、緊急的な輸送の際の準備について、業務要求水準に示した必要事項と整合したフローとなっているか。
		危険物積付検査	危険物を輸送する場合、事業者は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 1 1 1 条及び第 1 1 2 条に基づき管海官庁等に対して危険物積付検査の申請を行い、出港までに管海官庁等の危険物積付検査を受ける計画となっているか。
		防衛出動等運航準備	船舶引渡計画書及び荷役要領の作成、引渡港までの本事業船舶の運航に必要な事業許可の取得または届出、船体等現状報告書の防衛省への提出など、防衛出動等時における防衛省への船舶の引渡に当たって、業務要求水準に示した必要事項と整合したフローとなっているか。
		防衛省への引き渡し	防衛出動等において、引渡港における荷役作業等について防衛省と協議し、実施が可能と判断された場合、防衛省に対して当該支援作業等を実施することが考慮されているか。

上記項目を全て満たした場合、280点を付与する。

別紙第 2 (1 / 6)

加算点項目審査の評価基準と配点

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点
A 全般管理業務	業務実施体制		①本事業を実施する S P C、代表企業、構成員、協力企業、金融機関並びにその他参加企業についての役割及び責任関係を示し、S P Cを事業主体として本事業が安定的かつ確実に履行される事業スキーム(S P Cと代表企業、構成員、協力企業、金融機関並びにその他参加企業との主要な契約の内容を含む)になっていることが示されているか。 ②船舶調達業務、船舶維持管理業務、船員雇用・養成業務、船舶運航業務、全般管理業務等の各業務を行う代表企業、構成員、協力企業及びその他参加企業の名称、役割分担が示されているか。 ③バックアップサービス等の提案がある場合で、金融機関等から関心表明書等を受領している場合は、別途添付されているか。 ④代表企業、構成員、協力企業について親会社、子会社・関連会社があればその名称・株式保有比率が示されているか。	10
	S P Cの経営体制及び出資構成		①S P Cの経営に関する体制・方針（会社の形態等も含む）、会社における方針・意思決定の過程が示されているか。 ②本事業における S P Cの業務管理体制（組織・指揮命令系統・責任の所在等）が具体的に示されているか。 ③各構成員の S P Cへの出資の考え方、出資条件等を記載するとともに、その確実性について具体的に示されているか。 ④全ての株主名及び株主構成（出資比率）が示されているか。	10
	プロジェクトマネジメント		①事業者や代表企業の下、2 隻の本事業船舶の運航企業を連携させ、本事業全体で統一性を図るための総合的なプロジェクトマネジメント方針が示されているか。 ②緊急時や防衛出動等の事態に対して、S P C全体で機動的に対処するために迅速な意思決定ができる組織及び決定プロセスが具体的に示されているか。 ③落札者決定からの事業実施に向けた各種契約等の締結、S P C設立までにに関する工程及び計画が示されているか。 ④防衛省の業績監視に対する事業者側における対応の考え方（管理体制、セルフモニタリングの考え方、非常時や改善勧告時等の復旧体制等）あわせて、上記の点に配慮しながら、事業全体を円滑に進めるための留意事項、留意事項に対する提案、これを実現するために必要な体制等を記載するなどのプロジェクトマネジメント及びモニタリング方策が示されているか。	10
	リスク管理		①本事業に係る特徴的なリスク（特に、本事業船舶の運航時におけるリスクの他、緊急時・防衛出動等に関連するリスク）に対する基本的な対処方針を示し、事業者としてのリスク分担の考え方が示されているか。 ②提案内容に則し、保険アドバイザー等による事業評価書、保険設計書案、バックアップサービサーの関心表明書等を有する場合は、本様式以外の資料として添付されているか。 ③本事業に関し、発注者側が負担するリスクで、それに対する費用増加抑制方策を講じているものがあれば、その具体的な方策及び効果が示されているか。 ④S P Cで作成予定の各種マニュアル（リスク管理対応、危機管理対応、事前予防など）があれば具体的な概要及び運用方針が示されているか。	10
	事業収支・資金調達計画		①S P Cの資金計画（利率・借入先・資金割合なども可能な限り明示）・財務計画上の基本的な考え方が示されているか。また、事業収支計画について、本様式とは別に様式 A-5 添付②に示されているか。 ②調達利息の料率の構成要素及び調達期間中の金利上昇リスクの回避等の考え方及び方策が示されているか。 ③本事業における資金調達の考え方、資金調達条件（構成・条件等）及び債務償還の条件、計画を記載するとともに、その確実性や安定性が示されているか。また、資金調達計画については、本様式とは別に様式 A-5 添付④に示されているか。 ④融資関心表明書、劣後融資確約書等を有する場合は、別途資料を添付して示されているか。	10

50

別紙第 2 (2 / 6)

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点	
B 船舶調達業務	船舶調達・改造仕様書／主要目表及び一般配置図		①新造船の場合、本事業船舶の性能を示し、中古船舶の場合、中古船舶の確保計画、調達予定船舶を特定したうえで改造性能・仕様項目が示されているか。 ②当該船舶（中古船舶の場合は改造前）の主要目表及び一般配置図を別途添付（様式は任意）されているか。 ③改造内容については、船舶安全法を踏まえて、要求水準の性能を達成できるよう、改造図を含めわかりやすく示されているか。 ④装備品等や危険物などの運搬を想定した要求性能を満たす改造等仕様を明確にし、要求水準での仕様との比較表を示しているか。その上で、防衛省の危険物の輸送に適切に対応できる性能となっていることが示されているか。	25	125
	調達・改造費の見積		①新造船舶にあたっては新たな船舶調達費用（任意様式に記載）、既存の中古船舶の改造等を行い調達する場合は、中古船舶の調達費及び改造に係る一切の費用の見積額の内訳が示されているか。（見積根拠の説明を任意様式） ②既存の中古船舶を活用する場合は、取得価格の合理的な算定根拠を様式以外の別添資料が示されているか。 ③船舶の取得価格（調達費用に改造費用を加算した価格）について示されているか。 ④事業期間終了時までの減価償却表、減価償却方法について示されているか。	25	
	工事体制及び工事スケジュール		①造船所における工事監督体制及び造船所の協力を含む事業者（又は船舶調達企業）による工事体制が示されているか。 ②検査・品質管理体制及びこれらを確実に遂行するための具体的な方策・工夫について示されているか。 ③改造等を実施する造船所(工場名)を明確に示し、当該造船所における設計から改造等の実施、引渡し(工事完了)までの主要なスケジュールが示されているか。 ④運航開始の遅延が生じないような工期管理方策・工夫が示されているか。	25	
	機器・設備・装置設置計画		①主要な機器・設備（安全救命設備含む）・装置のリストが示されているか。 ②安全救命設備に関して、要求水準（J G 第 4 種船に必要な安全救命設備等）を超える性能であれば示されているか。 ③装備品等の積載に際し、船体強度、トリム計算、復原性計算などが迅速にできるローディングコンピュータが設置されている場合、その内容が示されているか。 ④甲板上のコンテナを多段積する場合でも船舶が安全に航行可能であることが示されているのか。（船体動揺を低減する船体減揺装置（ビルジキールやその他減揺装置など）が設置されていれば、その内容を示すこと。）	25	
	船舶機能		①弾薬や燃料等、法令上輸送量や輸送方法に制限がある物資の積載量の見積、積載時の船舶機能に関する対策が示されているか。 ②過去の検査・修理の記録（金額も明示）が示されているか。 ③過去にバラストタンク、艙内、甲板主要機器等において大規模な錆打ち・塗装工事が実施されている場合はその記録、さらに衝突事故、腐食衰耗などにより船殻部材の切り替えがなされていれば、その記録が示されているか。 ④有事の際又は緊急時に必要な備品（法令上備えるべきもの）が確保されているか、確保されていればそのリストが示されているか。	25	

別紙第 2 (3 / 6)

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点	
C 船舶維持管理業務	船舶維持管理計画		①船舶管理責任者を含む船舶管理体制に関する組織・体制図が示されているか。 ②日常での予防保全策を含む長期維持管理計画(運用開始から 10 年間の定期検査を含むもの) が示されているか。 ③主要な機器・設備・装置の部品供給体制やメンテナンスに係る具体的な情報が示されているか。 ④慣熟運航の実施頻度・運航場所・訓練内容・経費見積等、慣熟運航の実施計画が示されているか。	10	50
	船舶不具合時のバックアップ体制等		①船舶の不具合発生等、緊急事態が生じた場合の対処方針が示されているか。 ②船舶の不具合発生等、緊急事態が生じた場合のバックアップ方針等が示されているか。 ③上記発生時、S P C と防衛省の連絡体制について迅速な意思疎通を図るための具体的な方策や工夫が示されているか。 ④事業期間にわたり船舶の安全運航を確保するための具体的な方策・工夫について示されているか。	10	
	係留施設計画		①計画する係留施設の場所を明示するとともに、事業期間に亘る長期的な確保計画の考え方が示されているか。(既に確保された係留施設がある場合は、現在の係留施設との契約条件等が具体的に示すこと。) ②係留施設における係船時の保安警備体制が示されているか。 ③係留施設またはその近辺において、専属の保安警備要員を常駐化する等の対策が検討されている内容が示されているか。 ④待機態勢から離岸までの移行に必要な作業内容や作業時間の目安が示されているか。	10	
	係留施設のバックアップ体制		①防災対策の観点から、災害発生時等における係留施設のバックアップ体制が示されているか。 ②係留中災害発生時の緊急離陸、運航のための緊急計画が示されているか。 ③緊急時及び災害発生時における待機態勢から出港までの計画が示されているか。 ④待機態勢から出港までのシミュレーションが緊急時を含めた内容について具体的に示されているか。	10	
	船用品等の確保・保管計画		①船用品等の確保・保管を行う実施体制が示されているか。 ②船用品、燃料、潤滑油等の主な調達計画、調達システム、サプライヤーリストが示されているか。 ③計画的に船用品等を確保・保管するための具体的な方策・工夫が示されているか。 ④適切な在庫管理・補充計画が示されているか。	10	

別紙第 2（4／6）

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点	
D 予備自衛官船員等雇用、養成業務	予備自衛官船員等の募集、雇用計画	★	①本事業船舶の運航に必要な船員雇用計画（雇用人数含む）をポジション、保有資格ごとに示されているか。（法定の配乗人員も示されているか。） ②想定している雇用契約の内容・条件・勤務形態、賃金（昇給、航海日当を含む各種手当、賞与、退職手当含む）や福利厚生等に関して、本事業における設定の考え方と具体的な水準が示されているか。 ③事業開始当初の予備自衛官の数・割合を示し、事業期間を通じての予備自衛官の割合（目標含む）が示されているか。 ④運航開始３年以内での予備自衛官の雇用方針（具体的な募集方法、１社で２隻分の船員雇用、訪問先などを示すこと）やリクルーティング活動の実施方法、船員に占める予備自衛官の割合を高めるための工夫が示されているか。	40	200
	予備自衛官船員等の養成計画	★	①事業期間にわたる操船技術の熟度・練度を高めるための訓練計画が示されているか。 ②事業期間にわたるＯＪＴ訓練等の実施計画が示されているか。 ③船員養成計画を踏まえた具体的な資格取得計画（船員に対する資格取得の支援内容等）が示されているか。 ④現役自衛官（海上自衛隊員）に対する本事業船舶の教育訓練の計画（防衛省の輸送所要時や事業者の慣熟運航等を活用した訓練計画等の方針）が示されているか。	40	
	予備自衛官船員等の教育訓練	★	①予備自衛官船員等について、自衛隊による予備自衛官等の所定の教育訓練で習得した知識や技術の熟度・練度を高めるための教育計画が示されているか。 ②自衛官未経験者であり予備自衛官等として採用される船員について、予備自衛官等としての資質を養うための教育方法が示されているか。 ③予備自衛官船員の特性や職務、熟度に応じた教育訓練が示されているか。 ④教育訓練にあたり、予備自衛官船員等の意向や要望に応じた教育がなされるような方法が示されているか。	40	
	予備自衛官船員の処遇向上に係る処置	★	①予備自衛官船員を安定的に確保するにあたっての実効性ある処置要領を短期及び中長期計画に区分して示されているか。 ②予備自衛官船員への応募、登録を促進するための具体的な処置計画（方策）が示されているか。 ③予備自衛官船員として勤務する上での生活・勤務環境の魅力向上化施策について具体的な提案が示されているか。 ④予備自衛官船員の給与体系・手当等に関する具体的な提案が示されているか。	40	
	予備自衛官船員等の配乗体制	★	①船舶運航時の配乗体制表を示し、各役職の役割も明確に示されているか（一級航海士、二級航海士の役割、配乗にあたり各役職の人員がどの程度必要かなど）。 ②待機時の船員の勤務計画（陸上で待機している際の業務従事内容や資格取得・訓練計画）・シフト計画が示されているか。 ③緊急時に本事業船舶は８日間以内に出港できる船員の確保体制（陸上待機船員の移動を含む）及び乗船予定船員が欠員となった場合のバックアップ体制の考え方が示されているか。 ④船員の労務に係る各種規則遵守の準備状況、労務管理方法が示されているか。	40	

別紙第2（5／6）

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点	
E 船舶運航業務	運航準備計画		①待機態勢から出港するまでの運航準備業務に必要な人員体制が示されているか。 ②緊急的な輸送にあたり、速やかに出港するための初動計画が示されているか。 ③緊急的な輸送に関する防衛省との協議体制が示されているか。 ④防衛省との円滑な協議体制確保のための具体的な工夫が示されているか。	25	125
	自衛隊の輸送ニーズへの 確実な措置のための計画		①装備品等の積載・積み下ろしに際して円滑かつ安全に実施するための支援計画が示されているか。 ②自衛隊の輸送ニーズに対してできる限り柔軟に対応できる方策（例：迅速な保険付保、港湾管理者等の調整方法、荷役作業等）が示されているか。 ③運航判断要件の成案に向け、事業者の運航可能範囲に関する現時点の考え方が示されているか。 ④危険物輸送を想定した上で、取得すべき許認可を具体的に示し、迅速な許認可取得に向けた計画や計画を実現するための体制が示されているか。	25	
	船舶引渡し（裸傭船）に係る計画		①防衛出動等で防衛省に裸傭船する場合における迅速かつ円滑な船舶引渡しを実施するための計画と業務フローが示されているか。 ②引渡港における港湾管理者等との連絡・協力体制等が示されているか。 ③事業者の支援が可能と判断された場合の防衛省の貨物の積み付け作業等に対する支援計画が示されているか。 ④待機態勢から裸傭船の引渡しまで、適切に船舶の性能を維持できる管理体制が示されているか。	25	
	運航経費に係る積算根拠		①運航経費としての計上費目（船員費、燃料費、保険料、港費等）が過不足なく示されているか。 ②輸送役務契約にかかる運航経費の単価見積（運航時の船員に係る手当、燃料費、保険料の単価等）が示されているか。 ③運航経費に関する積算根拠が示されているか。 ④①～③を踏まえ、想定される輸送役務の概算見積が示されているか。	25	
	輸送役務契約に係る運航計画		①輸送役務契約に関する効率的な運航計画が示されているか。 ②効率的な運航計画を実現するための具体的な工夫等が示されているか。 ③事業期間を通じて運航経費を節減するなど効率的に実施するための方策が示されているか。 ④運航経費を節減するための具体的な工夫等が示されているか。	25	

別紙第2（6／6）

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点	
F 民間収益事業	民間収益事業の実施方針		①民間収益事業に関する実施方針が示されているか。 ②民間収益事業を安定的かつ継続的に実施するための具体的な取組について示されているか。 ③P F I 本体事業と一体的に実施し、かつ本事業船舶及び船員の特徴や利点、優位性を活かした民間収益事業の実施方針が示されているか。 ④民間収益事業を円滑に実施するための体制に関する方針が示されているか。	25	125
	民間収益事業の実施計画		①事業期間を通じて民間収益事業を積極的に実施するため、全体の実施計画が示されているか。 ②民間収益事業として想定される利用用途や頻度、体制等の具体的な実施計画が示されているか。（事業期間における民間収益事業の売上額（税抜）について示されているか。） ③民間収益事業の実施頻度を高めるための具体的な営業活動の計画が示されているか。 ④民間収益事業の収益性や利益率を高めるための具体的な工夫や営業活動の計画が示されているか。	25	
	民間収益事業の実現可能性担保		①F-1 実施方針、F-2 実施計画に基づく民間収益事業の実現を担保するため、具体的な実績が示されているか。 ②想定している民間収益事業について、具体的な根拠が示されているか。 ③想定している民間収益事業について、実現性を高めるための具体的な条件が示されているか。 ④民間収益事業の実現可能性を高める工夫が示されているか。	25	
	本事業のリスク分離		①民間収益事業が本事業やS P Cに対して想定されるリスクが具体的に示されているか。 ②リスク顕在時のバックアップ体制が具体的に示されているか。 ③民間収益事業が本事業やS P Cの財務等に影響を及ぼさないリスク分離方策が示されているか。 ④民間収益事業が本事業やS P Cの財務等に影響を及ぼさないリスク軽減方策が示されているか。	25	
	その他の推進施策		①円滑な民間収益事業の実施にあたり幅広いステークホルダー（関係者）等との調整における工夫が示されているか。 ②民間収益事業を通して船員の教育や経験、能力向上にも寄与する取組が示されているか。 ③民間収益事業実施中に防衛省ニーズによる緊急輸送等が生じた場合の処置要領が具体的に示されているか。 ④民間収益事業相手方企業との契約にあたっての取り決め要領（契約基準の一例等）の一例が示されているか。	25	
G ワーク・ライフ・バランス等	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		女性活躍推進法、次世代法、青少年雇用促進法に関する具体的な取り組みの確認（認定の取得状況等）が提示されているか。	9	45
	賃上げを実施する企業に対する評価		賃上げに関する表明書が提示されているか。	36	
	賃上げ未実施の企業に対する減点措置		減点措置の対象者として財務省から通知を受けた者。	(-37)	
合 計				720	

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）

基本協定書

（案）

防衛省

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船） 基本協定書

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）（以下「本事業」という。）に関して、分任支出負担行為担当官 防衛装備庁調達事業部長●●●●（以下「甲」という。）と代表企業及び構成員（以下総称して「乙」という。）との間で、以下の通り基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「アドバイザー」とは、甲又は乙が本事業又は本事業の入札手続等に関して業務を委任した者をいう。
- 二 「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- 三 「構成員」とは、本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、本事業に関する各業務等を事業者から直接受任し、又は請け負うとともに事業者に出資する日本国法人のうち、提案書類において構成員として定められる、代表企業以外の者をいう。
- 四 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。
- 五 「事業契約」とは、甲と事業者との間で締結する本事業に関する事業契約をいう。
- 六 「事業者」とは、本事業を遂行することのみを目的として乙により設立される特別目的会社をいう。
- 七 「出資者」とは、提案書類に基づいて事業者の株主となる日本国法人をいう。
- 八 「代表企業」とは、本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、本事業に関する各業務を事業者から直接受任し、又は請け負うとともに事業者に出資する日本国法人のうち、提案書類において代表企業として定められる者をいう。
- 九 「提案書類」とは、乙が本事業に関する入札手続において甲に提出した本事業の実施に関する提案書類一式をいう。
- 十 「入札説明書等」とは、甲が本事業に関する入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、本事業を対象とした一般競争入札による落札者である乙が、本事業の実施に関する業務を共同して担う者として選定されたことを確認し、第4条の規定に基づき乙が本事業を実施するために今後設立する事業者をして、第7条の規定に基づき甲との間で事業契約を締結せしめ、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第3条 甲及び乙は、乙が、本事業に関して甲が実施した一般競争入札により落札者となり、本事業の実施に関する業務を共同して担う者として選定されたことを確認する。

2 乙は、入札説明書等を遵守のうえ、乙が提案書類に示された内容を甲に対して提案したこと及び入札説明書等に示された条件をすべて了解していることを確認する。

(事業者の設立及び維持等)

第4条 乙は、遅くとも事業契約の締結日までに、入札説明書等及び提案書類並びに次の各号に定めるところに従い、本事業の遂行のみを目的とする事業者を設立するものとする。

- 一 事業者は、会社法に定める株式会社とする。
 - 二 事業者の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。
 - 三 事業者を設立する発起人には、提案書類に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
 - 四 事業者の株主はいずれも日本国法人としなければならない。
 - 五 事業者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。
 - 六 事業者の定款には、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項についての定めをおくものとし、同法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項及び同法第 140 条第 5 項但書に定める事項についての定めを置いてはならないものとする。
 - 七 事業者の定款には、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第 109 条第 2 項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
 - 八 事業者の定款には、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会及び監査役の設置に関する定めをおくものとする。
- 2 乙は、事業者をして、事業者の設立登記の申請後速やかに、設立時取締役、設立時監査役を甲に通知せしめるものとする。また、その後、取締役、監査役の選任（再任を含む。）及び退任が生じた場合も同様とする。
- 3 乙は、事業者をして、事業者の設立登記の申請後速やかに、事業者の定款及び株主名簿を甲に提出せしめるものとする。また、その後、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。ただし、乙は合理的理由なく、事業者の定款を変更させてはならない。
- 4 乙は、事業期間が終了するまで、事業者に事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。

(事業者の出資者)

第5条 乙は、前条第 1 項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、**別紙 1** に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受けるとともに、その他の出資者に引き受けさせるものとする。

- 2 乙は、提案書類に基づき事業者の増資を計画している場合、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者をして、**別紙 2** の様式による増資計画書を甲に提出せしめるものとする。
- 3 乙は、事業者の設立時における出資者をして、以下の各号に定める事項を誓約せしめ、**別紙 3** の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に甲に提出せしめるものとする。
- 一 各出資者は、事業者の株主構成に関し、その時々において乙によって事業者の全議決権の 2 分の 1 を超える議決権が保有されており、かつ、乙以外の各出資者の議決権保有比率が株主中最大とはならないことを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。
 - 二 事業者が本事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、各出資者が保有する事業者の株式（潜在株式を含む。以下同じ。）又は事

業者に対する債権の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式又は債権に担保権を設定する場合には、各出資者は、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うものとする。また、各出資者は、株式譲渡契約書、債権譲渡契約書又は担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出するものとする。

- 三 前号に規定する場合を除き、各出資者は、事業期間が終了するまで事業者に対する株式又は事業者に対する債権を保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。また、各出資者の一部の者に対して他の出資者が保有する事業者の株式又は事業者に対する債権の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に甲の書面による承諾を得て行うものとする。
- 四 各出資者は、甲の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、**別紙3**の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出せしめるものとする。
- 五 事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各出資者は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使するものとする。
- 六 各出資者は、現に反社会的勢力に該当してはならず、かつ、将来にわたって反社会的勢力に該当してはならないものとし、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 乙は、事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者をして、前項各号に定める事項を誓約せしめ、**別紙3**の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出せしめるものとする。

(株主間契約の締結等)

- 第6条** 乙は、出資者をして、前条第3項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結せしめ、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を事業契約の締結までに甲に提出せしめるものとする。
- 2 乙は、出資者について変更が生じる場合、当該変更前の出資者をして、前項に定める株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行わせしめる。なお、この場合においては、乙は、当該変更後の出資者をして、当該変更後の株主間契約の謄本を、変更後直ちに甲に提出せしめるものとする。

(事業契約の締結)

- 第7条** 甲及び乙は、入札説明書等及び提案書類に基づき、甲と事業者との間において令和●年●月●日を目途として事業契約を締結することとし、これに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をするものとする。

- 2 乙は、事業契約の締結に関する協議にあたっては、甲の要望を尊重するものとする。
- 3 甲は、入札説明書等の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 4 甲は、事業契約の締結がなされる前に乙のいずれかに以下の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。
 - 一 本事業に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号又は同第 2 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 本事業に関し、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)において、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が第 8 条第 1 号若しくは同第 2 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙又は乙が構成事業者である事業者団体に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号若しくは同第 2 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 本事業に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑の容疑により公訴が提起されたとき。

(準備行為)

- 第8条** 乙は、事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 乙は、事業者の設立に際して、設立以前に乙が行った準備行為を事業者に引き継ぐものとする。

(資金調達協力義務)

- 第9条** 乙は、提案書類に従い、事業者に出資するとともに、その他の出資者をして事業者に出資せしめるものとする。
- 2 乙は、提案書類に従い、事業者による借入れその他の事業者の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。
 - 3 乙は、提案書類に従って行う場合を除き、事業者の資本金の額を減少させてはならないものとする。

(業務の委任等)

第10条 乙は、事業者をして、本事業に関する主要な業務を、**別紙4**の記載に従って、それぞれ委任し、又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、本事業に関する主要な業務に関して、**別紙4**の記載に従って自ら受任者又は請負人として、事業者との間で委任契約又は請負契約を締結するものとする。

(事業契約の不成立)

第11条 甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により甲と事業者が事業契約の締結に至らなかったときは、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(談合等不正行為があった場合の措置)

第12条 事業契約締結後において、事業契約に関し、第7条第4項第一号ないし第四号のいずれかの事由が生じた場合（ただし、第一号については納付命令が確定したとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）若しくは課徴金の納付を命じない旨の通知がなされた場合、第二号については排除措置命令が確定した場合、第三号については納付命令又は排除措置命令が確定した場合、第四号についてはその刑が確定した場合に限る。）又は納付命令若しくは排除措置命令が確定した場合であって、事業契約が解除されないときは、乙は連帯して、甲の請求に基づき、事業契約における契約代金額（契約代金額の変更があった場合には、変更後の契約代金額。次項において同じ。）の100分の10に相当する金額を違約金（損害賠償の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第7条第4項第四号の場合であって、その刑が確定した場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、乙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する契約代金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第7条第4項第一号に規定する納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があり、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 第7条第4項第四号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(遅延利息)

第13条 乙が前条に定める違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における「国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示」（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、甲又は乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザー又は本事業に融資等を行う金融機関等に対し、事業契約と同等の秘密保持義務を課

して開示する場合、又は甲が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

（協定の有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 11 条ないし第 14 条及び第 17 条の規定の効力は存続するものとする。

3 乙は事業契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、事業者を存続させるものとする。

（協議）

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第17条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲

住所 東京都新宿区市谷本村町 5-1

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部長 ●● ●●

乙

代表企業
住所 ●
商号 ●
氏名 ●

構成員
住所 ●
商号 ●
氏名 ●

別紙 1 設立時の出資者一覧

事業者の資本金の額 : ●円
事業者の発行可能株式総数 : ●株
事業者の発行済株式の総数 : ●株

出資者（代表企業）
商号 : ●
所在地 : ●
出資額 : ●円
引き受ける株式の総数 : ●株
引き受ける株式の種類 : 普通株式

出資者（構成員）
商号 : ●
所在地 : ●
出資額 : ●円
引き受ける株式の総数 : ●株
引き受ける株式の種類 : 普通株式

別紙2 増資計画書の様式

令和【●】年【●】月【●】日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部長 ●● ●● 殿

【事業者の商号】
【事業者の所在地】
【事業者の代表者】

増資計画書

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）に関して、事業者は下記のとおり増資を計画しています。

記

設立時
事業者の資本金の額 : 【●】円
事業者の発行可能株式総数 : 【●】株
事業者の発行済株式の総数 : 【●】株

増資後（令和【●】年【●】月【●】日）
事業者の資本金の額 : 【●】円
事業者の発行可能株式総数 : 【●】株
事業者の発行済株式の総数 : 【●】株

増資する出資者及びその他の出資者
商号 【商号】
所在地 【住所】
代表者 【役職】 【氏名】
出資額 【●】円
増資時に引き受ける株式の総数 【●】株
増資時に引き受ける株式の種類 【●】株式

別紙3 出資者誓約書の様式

令和【●】年【●】月【●】日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部長 ●● ●● 殿

出資者誓約書

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）（以下「本事業」という。）に関して、分任支出負担行為担当官 防衛装備庁調達事業部長 ●●●●（以下、「甲」という。）と【事業者の商号】（以下「事業者」という。）との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、事業者の出資者である【代表企業の商号】、【構成員の商号】及び【構成員の商号】並びに【その他の出資者の商号】（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。

記

- 1 事業者が、令和【●】年【●】月【●】日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。また、事業者の株主はいずれも日本国法人であること。
- 2 事業者の本日現在における議決権の総数は【●】個であり、うち【●】個を【●】が、【●】個を【●】が、及び【●】個を【●】が、それぞれ保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、当社ら以外の株主の議決権保有比率が株主中最大とはなっていないこと。
- 4 当社らは、事業者の株主構成に関し、前項の条件を事業期間（事業契約に定める意味を有する。）が終了するまで維持すること。
- 5 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、第3項の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
- 6 事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、当社らが保有する事業者の株式（潜在株式を含む。以下同じ。）又は事業者に対する債権の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式又は債権に担保権を設定する場合には、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、株式譲渡契約書、債権譲渡契約書又は担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出すること。
- 7 前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は事業者に対する債権を保有するものとし、事前に甲の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は事業者に対する債権の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に甲の書面による承諾を得て行うこと。
- 8 当社らは、甲の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、基本協定書（事業契約に定める意味を有する。以下同じ。）別紙3の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出せしめること。

- 9 当社は、以下のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する虞がある団体をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う虞がある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う虞があり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う虞があり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (8) その他前各号に準ずる者
 - (9) 前各号に該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (10) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (11) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (12) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること
 - (13) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 10 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

出資者（代表企業）

住所【●】

商号【●】

代表者【役職】 【氏名】

出資者（構成員）

住所【●】

商号【●】

代表者 【役職】 【氏名】

出資者（構成員）

住所【●】

商号【●】

代表者 【役職】 【氏名】

出資者（その他の出資者）

住所【●】

商号【●】

代表者 【役職】 【氏名】

別紙 4 業務の委任又は請負企業一覧

(1) 船舶調達業務

商号又は名称 : ●

所在地 : ●

(2) 船舶維持管理業務

商号又は名称 : ●

所在地 : ●

(3) 船員雇用・養成業務

商号又は名称 : ●

所在地 : ●

(4) 船舶運航業務

商号又は名称 : ●

所在地 : ●

(5) 全般管理業務

商号又は名称 : ●

所在地 : ●

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）

業績等の監視及び改善要求措置要領

防衛省

第 1 総則

1. 基本的考え方

(1) 業績等の監視の基本的考え方

事業期間を通じて安定性を維持し、適正かつ確実に事業が遂行されるよう、「事業者」の経営管理の状況、「事業者」が実施する各業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）並びに要求水準の達成状況について、「事業者」自らが確認及び管理する。要求水準を達成していない場合又は達成しないおそれがある場合は、「事業者」自らが選定企業に対して改善要求を行い、要求水準を満たすようにする。

防衛省は、「事業者」による確認結果等を監視（モニタリング）することにより、要求水準の達成状況を確認する。

ただし、本資料で規定する業績等の監視及び改善要求措置は、業務要求水準書 第 1 4 (1) から (5) の各業務にのみ適用するものとし、輸送役務契約に基づき実施する個別の運航役務には本資料を適用せず、当該契約の各条文の規定に従うものとする。

なお、本資料において用いられる用語の意義は、別段の定めがない限り、本事業の実施に関して防衛省及び「事業者」の間で締結される事業契約書（以下「事業契約」という。）に定めるところと同じとする。

(2) 改善要求措置等の基本的考え方

防衛省は、業績等を監視した結果、「事業者」の責めに帰すべき事由により、業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、「事業者」に対して、改善勧告を行い、改善・復旧計画書の提出及び実施等の改善要求措置を講じる。また、支払の減額、契約解除等の措置を講じる。

2. 業績等の監視の方法

(1) 「事業者」は、適正かつ確実に事業を遂行するため、また、そのために適切に自らの業績等を管理するため、事業契約書、業務要求水準書及び提案書類に基づき、業務の実施方法、工程、自らの業績等の確認の方法及び時期等を示した計画を作成し、防衛省に提出して確認を受ける。当該計画の中には、以下の事項に係る「待機態勢」及び「船舶運航（緊急時）」の実施方法や責任体制等に関する明確な記述を含めるものとする。

①水、燃料の満載及び運航に必要な物品等の積載に係る確保体制

②「本事業船員」の招集体制及び欠員時の代替要員の確保方法

③「緊急輸送通知」の発出から出港までに関する時系列を明確にした業務フロー図

④「事業者」、「総括代理人」及び「選定企業」における役割分担、意思決定方法、相互の連絡体制及び防衛省との協議体制

⑤その他「要求水準書」、「提案書類」に従い必要となる事項

(2) 「事業者」は、前号の計画に基づき、業務を実施するとともに、自らの業績等が要求水準を達

成していることを確認する。

- (3) 「事業者」は、事業契約書及び業務要求水準書に定める書類を所定の時期までに防衛省に提出し、前号の確認による状況を報告する。
- (4) 防衛省は、前号の報告に基づき、「事業者」の業績等が要求水準を達成していることを確認する。
- (5) 防衛省による業績等の監視については、書類による確認を基本とし、必要に応じて実地における確認を行う。

3. 改善要求措置の方法

(1) 改善勧告及び改善・復旧の措置

ア 改善勧告

防衛省は、業績等を監視した結果、「事業者」の責めに帰すべき事由により、業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、「事業者」に対して、直ちに改善及び復旧を図るよう改善勧告を行う。

イ 改善・復旧計画書の作成及び確認

「事業者」は、改善勧告に基づき、次に掲げる事項について示した改善・復旧計画書を作成し、防衛省に提出する。

防衛省は、「事業者」が提出した改善・復旧計画書の内容が、「業務不履行」の状況を改善及び復旧できる合理的なものであることを確認する。

また、防衛省は、その内容が不十分と判断した場合、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができる。

ただし、「業務不履行」の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合、上記によらず、「事業者」は自らの責任において適切に応急処置等を行うものとし、これを防衛省に報告する。

(ア) 「業務不履行」の内容及び原因

(イ) 「業務不履行」の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限及び責任者

(ウ) 事業の実施体制、実施計画等についての必要な改善策

ウ 改善・復旧の措置及び確認

「事業者」は、改善・復旧計画書に基づき、各選定企業に対して適切に指導等を行いつつ、直ちに改善及び復旧を図り、防衛省に報告する。防衛省は、「事業者」からの報告を受け、改善及び復旧が図られたことを確認する。

エ 再改善勧告

改善・復旧計画書が提出されない場合並びに改善・復旧計画書に定められた期限までに改善及び復旧が図られたことが確認できない場合等は、再度アの改善勧告を行う。

(2) 支払の減額等措置

改善勧告を行った場合は、防衛省は、サービス対価の減額等又は罰則点の付与の措置を講じる。
詳細な減額等方法及び罰則点の付与方法は、第3による。

(3) 各選定企業等の変更

改善勧告を繰り返しても、「業務不履行」の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合、防衛省は、「事業者」との協議により、「業務不履行」となっている業務を実施する各選定企業又は当該業務を実施する再受任者若しくは下請負人の変更を求めることができる。

(4) 契約解除

改善勧告を繰り返しても、「業務不履行」の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合、防衛省は、「事業者」の債務不履行と判断して、契約の全部又は「業務不履行」部分を解除できる。なお、防衛省は、契約の一部解除により、本事業全体の業務履行の継続が明らかに不可能であると判断した場合、「事業者」の債務不履行等を理由に、事業契約書の定めるところに従い、契約を全部解除することがある。

第2 各業務等に係る確認方法

1. 全般管理業務（事業者の経営状況を含む。）に係る確認方法

(1) 書類による確認

「事業者」は、業務要求水準書に規定する提出書類を、それぞれの提出時期までに防衛省に提出して確認を受ける。なお、防衛省は、事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

(2) 聞き取り等による確認

防衛省は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は、専門家等による聞き取り調査を実施することができるものとする。

(3) 訓練による確認

防衛省に対する24時間の連絡体制の構築状況を確認するため、「事業者」は月1回を基準とした連絡訓練を実施し、防衛省に結果の報告を行う。また、防衛省から連絡訓練等を行う旨の連絡があった場合、「事業者」による連絡訓練を速やかに実施し、防衛省に結果の報告を行う。

(4) 実地における確認

モニタリングの実施にあたり、防衛省が必要と認める時は、防衛省は実地における、業績等及び要求水準の達成状況の確認を行う。「事業者」は、防衛省の実地における確認（抜き打ちによ

る確認を含む。)に必要な協力を行わなければならない。

2. 船舶調達業務に係る確認方法

(1) 基本的な考え方

船舶調達業務に係る業績等の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準に基づき管理及び確認を行った上で、「事業者」は自らにより確認し、防衛省はその報告に基づき確認を行う。その手順は第1 2. による。

「事業者」は、各業務の履行について、要求水準確認計画書及び業務の履行に伴って作成する各実施要領書を基に要求水準を満たしているかどうかの確認を行い、防衛省に報告を行う。

防衛省は、「事業者」の報告に基づき確認を行うことを基本とし、「事業者」の提出する要求水準確認報告書及び各種実施報告書等を基に、要求水準を満たしているかどうかの確認を行う。

(2) 書類による確認

「事業者」は、業務要求水準書に規定する各種書類をそれぞれの提出時期までに防衛省に提出し、要求水準の達成状況について確認を受ける。

なお、各種書類を各選定企業が作成することも容認するが、「事業者」はこれを防衛省に提出し包括的な責任を負う。

(3) 実地における確認

事業遂行上の重要な結節において、業務履行の内容や進捗状況等を防衛省としてより詳細に把握し、業務要求水準書等に基づく業務履行に関し「事業者」と認識を共有することを目的として、要求水準に定めた検査以外に、本事業船舶の改造等の状況に関して、実地における確認を行う場合がある。

「事業者」は、防衛省の求めに応じて、説明の聴取、文書の閲覧、委託先、再委託先等の事業所を含む業務の実施場所への立入り等に協力すること。

3. 船舶維持管理業務、船員雇用・養成業務及び船舶運航業務に係る確認方法

(1) 日常モニタリング

「事業者」は、自らの責任により選定企業の業績等及び要求水準達成状況について適切にモニタリングするとともに、当該結果をとりまとめ適切に管理する。

ただし、重大な事象が発生した場合、「業務不履行」が生じた場合又は本事業船舶の運航に支障が生じた場合には、防衛省に直ちに報告する。

(2) 定期モニタリング

「事業者」は、前号に基づき、選定企業の業績等及び要求水準達成状況を自ら確認の上、定期モニタリングに係る確認が必要な書類を、業務要求水準書に定める提出時期までに防衛省に提出して確認を受ける。

(3) 随時モニタリング

防衛省が必要と判断した場合、随時に、業績等について、「事業者」から必要な報告を求める。「事業者」は、確認した内容を速やかに防衛省に報告する。

(4) 実地における確認

前各号のモニタリングの実施にあたり、防衛省が必要と認める時は、防衛省は実地における確認を行う。「事業者」は、防衛省の実地における確認（抜き打ちによる確認を含む。）に必要な協力を行わなければならない。

第3 減額等及び罰則点の付与

1. 提案等の未達成による減額等

「事業者」が自らの提案等（業務要求水準書の記載事項を含む。）を達成できず、修補が困難であることが明らかとなった場合、防衛省は、事業契約書 別紙1に基づき、当該部分に係るサービス対価の減額等措置を行う。

2. 船舶維持管理業務、船員雇用・養成業務、船舶運航業務及び全般管理業務に係る減額等及び罰則点の付与方法

(1) 基本的な考え方

本事業船舶の船舶運航期間中の要求水準の未達成等を、①重大な事象、②重大な事象以外の事象に分類し、「事業者」の責めに帰すべき事由による場合は、その対象となった「業務不履行」等の内容に対応する支払区分の構成費目のうち、減額等の対象となる費目に係る区分（以下「減額等対象区分」という。）を対象として、減額等及び罰則点の付与を行う。

ただし、運航初年度（令和9年度）において「事業者」に「業務不履行」があった場合、罰則点の計上のみ行うこととし、「事業者」の「業務不履行」による罰則点の蓄積に基づくサービス対価の減額等は行わない。

(2) 減額等算定及び罰則点付与のための区分

重大な事象の発生による減額等及び重大な事象以外の事象の発生による罰則点の付与は、**表1**の減額等対象区分毎に行う。

減額等及び罰則点付与は、「業務不履行」が生じた日の属する支払期（以下「当期」という。）における、「業務不履行」が生じた本事業船舶に係る減額等対象区分の支払予定額に対して行う。

表 1 減額等対象区分及び対象となる事象

減額等対象区分	対象となる事象
7号船舶維持管理・運航準備費 その他の費用（7号船舶）	それぞれの船舶に係る以下の要求水準未達成 ・船舶の維持管理 ・船員の雇用・養成 ・船舶の運航準備 等 それぞれの船舶に関連する全般管理業務に係る以下の要求水準未達成
8号船舶維持管理・運航準備費 その他の費用（8号船舶）	・「事業者」の提出書類の不備（提出遅延等） ・「事業者」によるモニタリングの不備 ・契約事項等の軽微な違反 等

（3）重大な事象に対する減額等

ア 重大な事象の判断基準

重大な事象は、次に掲げる場合とする。このほか、重大な事象の判断基準は、事業契約の締結後、「事業者」の作成する素案を踏まえて、防衛省と「事業者」で協議の上、防衛省が定める。

（ア）本事業船舶の運航不能

「運航不能」とは、本事業船員の態勢確保の未達、本事業船舶の維持管理の未達等に起因し、本事業船舶の運航ができなかった事態（防衛省と事前に調整した定期検査等は除く。）を指す。

ただし、法令上必要な検査や業務計画等に基づく保守点検等を適切に実施していたにもかかわらず、本事業船舶に不具合が生じた場合等、「事業者」が業務を適切に実施していた場合、又は、運航不能な場合であっても、防衛省の輸送所要がない期間や他の船舶を活用し、所要を満足した場合等であれば、重大な事象ではなく、重大な事象以外の事象として取り扱う。

（イ）本事業船舶の運航準備又は維持管理の不備に起因し、防衛省への裸備船ができない場合

（ウ）本事業船舶の運航準備又は維持管理の不備に起因する本事業船舶の損傷

（エ）本事業船舶の運航準備又は維持管理の不備に起因する貨物等の損傷、隊員の負傷

（オ）本事業船舶の運航準備の不備に起因した第三者等に対する損害

（カ）重大な情報等の漏洩

（キ）重大な事故の発生

（ク）明らかな不作為に起因する事故の発生

（ケ）法令違反

（コ）提出書類、報告等における虚偽

イ 改善勧告を行った場合の措置

重大な事象に係る「業務不履行」が生じ、改善勧告を行った場合、当該「業務不履行」の内容に応じて「業務不履行」減額等対象区分の当期の支払予定額の1%相当額を減額する。

ただし、アのうち（ア）及び（イ）に係る「業務不履行」（なお、（ア）及び（イ）以外の事象

に起因し、結果的に（ア）の事象に至る場合を含む。）を確認し、改善勧告を行った場合、2%相当額を減額する。

ウ 再改善勧告を行った場合の措置

第1 3.（1）エに掲げる再改善勧告を行った場合、イに加えて、イの減額割合相当額を減額する。

エ 「業務不履行」部分の措置

防衛省は、上記の減額に加えて、「業務不履行」が生じた日から改善及び復旧を確認した日までの間（以下「業務不履行」期間という。）に係る、当該「業務不履行」が生じた船舶に係るサービス対価相当額並びに当該「業務不履行」部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分のサービス対価相当額を支払わないとともに、それらを上回る損害が生じた場合、「事業者」に損害賠償を請求する。

（4）重大な事象以外の事象の評価

ア 重大な事象以外の事象の判断基準

重大な事象以外の事象は、次に掲げる場合とする。このほか、重大な事象以外の事象の判断基準は、事業契約の締結後、「事業者」の作成する素案を踏まえ、防衛省と「事業者」で協議の上、防衛省が定める。

（ア）本事業船舶の運航不能状態（重大な事象を除く場合）

法令上必要な検査や業務計画等に基づく保守点検等を適切に実施していたにもかかわらず、本事業船舶に不具合が生じた場合等、「事業者」が業務を適切に実施していた場合、又は、運航不能な事象であっても、防衛省の輸送所要がない期間や他の船舶を活用し、所要を満足した場合等

（イ）上記以外の要求水準記載事項の未達成

（ウ）重大な事象発生時の報告遅延

（エ）「事業者」による速やかな一次対応ができていない場合

（オ）業務実施方法の誤りによる被害が発生した場合、誤りが繰り返される場合

（カ）提出書類、報告等の遅延

（キ）その他軽微な契約違反

イ 改善勧告を行った場合の措置

「業務不履行」が生じ、改善勧告又は再改善勧告を行った場合は、当該「業務不履行」の内容に応じて、「業務不履行」減額等対象区分に対して**表2**に示す罰則点を付与する。

表 2 改善勧告等を行った場合の罰則点

	罰 則 区 分	「業務不履行」減額等対象区分
(1)	改善勧告を行った場合の罰則点 (下記(2)・(3)に該当しない場合)	2 点
(2)	改善勧告を行った場合の罰則点 (全般管理業務に関連する改善勧告を行った場合)	1 点
(3)	改善勧告を行った場合の罰則点 (当該「業務不履行」が、当期又は前 2 期の支払期限内に発生した「重大な事象以外の事象」と同一の減額等対象区分に属する場合)	3 点
(4)	再改善勧告を行った場合の罰則点	3 点

ウ 「業務不履行」部分の措置

防衛省は、上記の措置に加えて、「業務不履行」期間に係る、当該不履行部分のサービス対価相当額及び当該「業務不履行」部分に関連して、不完全履行又は履行不能となる業務部分のサービス対価についてア項（ア）は 4 分の 1 相当額、同（イ）～（キ）は該当 1 項目につき 8 分の 1 相当額を支払わない。

（5）重大な事象以外の事象に対する減額方法

罰則点の通算方法及び減額方法は、以下のとおりとする。

ア 罰則点の累積方法

付与された罰則点は、減額等対象区分ごとに累積計算する。（イで定義する罰則留保点で相殺した後の累積した罰則点を、以下「累積罰則点」という。）

累積罰則点は事業期間にわたって有効であるが、ウにより減額を行った減額等対象区分については、その時点で累積罰則点を 0 点とする。

イ 罰則留保点の付与

「業務不履行」なく各業務が遂行されている場合、その継続期間（四半期単位）に応じて、罰則留保点を付与する。

- ・「業務不履行」なく遂行された期数×1 点

罰則留保点はアに係る罰則点を相殺することができるが、累積罰則点が 0 点の間中は、罰則留保点は付与されない。

ウ 罰則点による減額方法

罰則留保点を加味した上で、支払期末の各減額等対象区分の累積罰則点が何点に達したかに応じて、**表 3**のとおり、累積罰則点 1 点当たりの減額の割合を設定する。減額の金額は、各減額等対象区分の当期の支払予定額に、累積罰則点と**表 3**の減額の割合を乗じて算出する。

表 3 各減額等対象区分の累積罰則点に応じた減額の割合

	各減額等対象区分の 累積罰則点	「業務不履行」減額等 対象区分
(1)	5 点以下	0%
(2)	6 点以上	罰則点 1 点あたり 0.1%

民間船舶の運航・管理事業

(コンテナ船)

民間収益事業の実施要領書

防衛省

1 基本方針

本事業船舶の有効活用の観点から、事業者は、防衛省の輸送所要での本事業船舶の運航を計画していない期間において、本事業の実施を妨げない範囲で、自らの責任と費用負担により本事業船舶を商用に活用すること（以下「民間収益事業」という。）を積極的に提案する。

事業者から民間収益事業の提案があった場合に、防衛省は、本事業船舶を自衛隊の輸送ニーズに活用するという本事業の本来の目的を妨げず、かつ、民間収益事業の提案が本事業の財政負担額の低減に寄与すると判断した場合には、当該提案を認める。

ただし、緊急に防衛省の輸送所要が発生した場合であっても本事業船舶が要求水準を満たしながら対応する必要があること等から、民間収益事業の実施に当たっては、民間収益事業の運用に一定の制約条件が課されることを十分留意した上で、提案を行うことが求められる。

2 事業スキーム

- (1) 事業者は、本事業の船舶運航企業に本事業船舶を運航させることで、民間収益事業を行うものとする。ただし、本事業船舶の利用にあたっては、防衛省による緊急的な運航要請等にも円滑に対応できるような条件を契約上付しておく必要がある。
- (2) 本事業とのリスク隔離の観点から、事業者自身が民間収益事業の収益・需要リスクを負う形態での実施は認めないこととし、当該リスクを伴う民間収益事業を実施する場合は、事業者は、荷主企業等に当該リスクを適切にパススルーするものとする。また、本事業自体へのリスクについても十分に考慮した上、民間収益事業を実施することに留意する。

3 実施条件

- (1) 民間収益事業における本事業船舶の使用用途

本事業船舶が主として防衛省の輸送所要のために活用する船舶であることを勘案し、犯罪にかかわる又は助長する用途、公序良俗に反する用途、他の民間オペレーターが実施している事業の維持を著しく困難にする事業等での活用は認めない。

- (2) 運航可能範囲

内航限定とする。

- (3) 船員

民間収益事業における船舶運航は、本事業船員を原則とする。

(4) 民間収益事業の実施手続き

事業者は民間収益事業で本事業船舶を使用する場合、本事業船舶の使用期間、使用用途、輸送所要、運航体制、利用対価の見積り等を含む民間収益事業運航計画を防衛省に提出の上、防衛省と協議・調整し、運航の前月までを基準に防衛省の承諾を得るものとする。

また、月間を通じた民間収益事業の運航終了後に、運航計画に基づく実施日数、利用対価等を含む民間収益事業報告書（月次報告）を防衛省に提出し、確認を受ける。

(5) 要求水準の遵守

事業者は、本事業の要求水準を満足できる範囲で民間収益事業を実施することを原則とする。緊急事態等が発生した場合、民間収益事業の実施にかかわらず、防衛省は事業者に対して、本事業船舶の緊急輸送通知を発出する可能性がある点に十分留意すること。

ただし、業務要求水準として緊急輸送通知を事業者に発出してから本事業船舶については遅くとも8日間で係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港することが求められている点に関して、事業者は民間収益事業運航計画に関する防衛省との協議・調整を通じて、当該条件の緩和を防衛省に要請することができる。防衛省は民間収益事業の意義や当該時点での防衛省の利用ニーズ、本事業船舶の残りの船舶の待機状況、運航状況等を総合的に勘案するが、民間収益事業を積極的に促進する観点から、最大限、当該要請を考慮する。

4 民間収益事業に係る利用対価の算定

(1) 基本的な考え方

本事業は、本事業船舶に係るすべての費用を防衛省が支出するサービス購入型の事業であることから、民間収益事業に係る利用対価相当を国に納付する。

(2) 民間収益事業の利用対価の計算方法

本事業では、事業者は民間収益事業の売上見込額R 1（事業者等が本事業船舶をもって荷主企業等取引相手方との間で民間収益事業により売り上げる予定の売上見込額）を提案する（以下ア）。事業開始後、民間収益事業の売上額R 2（本事業船舶が民間収益事業により売り上げた事業期間累計売上額）が提案内容を踏まえた閾値を超えた場合、事業者は売上に応じた利用対価を国に納付する（以下イ）。

ア 事前納付

$$F 1 = R 1 \times p 1$$

F 1：国への事前納付額（予め入札金額及びサービス対価から控除する。）

R 1 : 売上見込額 (事業期間合計)

p 1 : 国庫納付率 [4 % : 固定値]

※ 1 : 事業者は民間収益事業の売上見込額 (事業期間合計) R 1 を提案する。

※ 2 : 事前納付額 F 1 はサービス対価を上限とする。

イ 事後納付

売上額 (事業期間累計額) R 2 が売上見込額 (事業期間合計) R 1 を超えた場合、以下により利用対価を納付する。

なお、事業期間を通じて R 2 が R 1 を超えなかった場合、サービス対価の調整 (変更) は行われないことに留意するものとする。

事後納付は半年ごとに利用対価を納付するものとし、半年分の利用対価納付額は以下の通り計算する。

ただし、事業者は R 2 が R 1 を超えた時点の属する半年間の次の半年以降、事後納付を行う。

R 2 が R 1 を超えた時点の属する半年においては、利用対価の事後納付は免除する。

① $R 3 \geq S \times d / 365 + E + R 3 \times p 2$ の場合

$$F 2 = S \times d / 365$$

※船舶開始予定日及び運航終了予定日を含む年度又はその他の理由により当該年度の暦日数が 365 日と異なる場合には、当該年度の実際の暦日数を用いて日割り計算を行うものとする。

② $R 3 < S \times d / 365 + E + R 3 \times p 2$ かつ

1) $R 3 \geq (R 3 - E) \times w + E + R 3 \times p 2$ の場合

$$F 2 = R 3 - E - R 3 \times p 2$$

2) $R 3 < (R 3 - E) \times w + E + R 3 \times p 2$ の場合

$$F 2 = (R 3 - E) \times w$$

F 2 : 国への事後納付額 (対象となる半年分)

R 3 : 売上額 (対象となる半年分)

E : 民間収益事業に係る運航実費 (対象となる半年分)

※運航実費の範囲は「サービス対価の算定及び支払方法」第 1 2. (2) 表 2 を準用する。

S : 民間収益事業で利用する本事業船舶のサービス対価 (年額)

※本項目は税込金額を前提とする。

p 2 : 運航利益率 [6 % : 固定値]

d : 民間収益事業で本事業船舶を利用する日数

w : 利益の官民按分比率 [50 % : 固定値]

(3) 利用対価の確定及び利用対価の納付方法

売上額（本事業船舶が民間収益事業により売り上げた事業期間累計売上額） R_2 が売上見込額（事業期間合計） R_1 を超えた時点の属する半年間の次の半年以降、半年ごとに(2)イの計算に基づく利用対価の精算（事後納付）を行う。

事後納付については、事業者は、防衛省からの請求に基づき速やかに防衛省の指定する口座に利用対価を納付することとする。

具体的には、毎年度、4月1日から9月30日の上期分、10月1日から3月31日の下期分の年2回とし、各期の利用対価を防衛省からの請求に基づき速やかに納付する。ただし、事業終了が令和19年12月末であることを踏まえ、最終年度下期については10月1日から12月31日とする。